

週平均生産高(四週間平均)

| | |
|----------------------------------|---------------------|
| 一九四二年 十二月二十七日—一九四三年 一月二十三日 | 三、八二三 ^{千噸} |
| 一九四三年 一月二十四日—二月二十日 | 四、〇一〇 |
| 三月二十一日—四月十七日 | 四、〇一五 |
| 五月十六日—六月十二日 | 三、九三六 |
| 六月十三日—七月十日 | 三、五七九 |
| 七月十一日—八月七日 | 三、〇九七 |
| 八月八日—九月四日 | 三、七七〇 |
| 十月三日—十月三十日 | 三、九〇八 |
| 十一月一日—十一月二十七日 | 三、八一五 |

之に對して需要増加は著しい。軍需産業の擴充に伴ふ直接間接の消費増加にて石炭消費は著増し、殊に製鐵用竝に發電用の消費は急激に増加を見てゐる。正確な需要量に就いては何等發表が無いが、一九四二年三月十七日ドルトン商務院總裁は議會の討論に際して、『開戦以來軍需生産擴充に因つて工業用消費が激増し、其上この三年來相繼ぐ嚴寒の爲め家庭用消費も増大した。その結果、石炭需要は年七百萬噸の割合で増進し、來る一箇年に於いては一週平均四百萬噸の採炭を必要とする』と答辯してゐる。之に依つて推定すれば、一九四三年には大略二億一千萬噸位を必要とすると思はれる。されば、後述の如く、一九四二年九月より實施の増産割増金制度の週平均標準出炭目標を四百十六

萬四千噸、年産(年五十二週)に換算すれば、二億一千六百五十萬噸と定めてゐる。併し實施以來標準額を達成せる週は僅かで、結局、一九四三年は一億九千萬噸とすれば、需要量二億一千萬噸に對し二千萬噸近い供給不足を生ずるのであつて、全産業活動にとり由々しき問題なのである。

元來、英國炭礦業は、前節に述べた如く、主として經營上の不合理より累年衰退に向ひつゝあり、開戦後に於いても其等の不合理性が生産減退に重要な要因となつたことは云ふ迄も無いが、開戦後の減産は専ら勞働力の著しい不足より生じたものである。即ち勞働力の量的不足と之に伴ふ質の低下、怠業、爭議の發生、缺勤増加、作業不熱心に基く能率の低下が擧げられる。

まづ勞力不足を見るに、一九三九年七月に於ける炭礦勞働者約八十四萬人の内、一九四一年末迄に應召した人員約八萬人、他産業へ轉出せる人員約七萬人、合計十五萬人が炭礦を去り、一九四一年末には僅か六十九萬人を數へるに過ぎなかつた。即ち一九二九年の最低記録七十五萬人を下るに至つた。今その減少の推移を見れば次表の如くで、一九四二年平均に於いて微増を示したが、一九四三年第二四半期以降は早くも減少を見せ、年平均は低下した。

開戦後の平均勞働者數

| | | |
|-------|-------------------|---------|
| 一九三九年 | 七六六 ^{千人} | |
| 一九四〇年 | 七四九 | (-)二・二二 |
| 一九四一年 | 六九八 | (-)六・八一 |
| 一九四二年 | 七〇九 | (+)一・五七 |
| 一九四三年 | 七〇六 | (-)〇・四二 |

對前年増減率 %

ベヴィン労働相の一九四三年九月四日のラジオ放送に依れば、この減少傾向は改まらず、一九四三―四四年度に於いては六十九萬人臺に再び低下し、炭礦夫増加策がたとへ順調に行つたとしても七十一萬人には達し得まいと云ふ。労働力の増加或は現状維持のためには一層の努力を要することになるのであらう。

次に労働力不足の外、労働力の質的低下も見られる。左表の如く、出炭能率は一九四三年一月平均は一九三九年に比すれば七・一%の低下である。

出炭能率（一坑夫一週間の平均生産高）

| | |
|---------|------|
| 一九三九年 | 五・五七 |
| 一九四〇年 | 五・八一 |
| 一九四一年 | 五・七七 |
| 一九四二年 | 五・五〇 |
| 一九四三年一月 | 五・四〇 |

併し乍ら能率低下は前大戦に於ける程に著しくはない。即ち一九一八年には一九一三年の五噸より四・四五噸へと一%の低下を示したのであつた。併し前大戦に於いても戦争三年目には寧ろ増加を見せたのに、末期に至つて急落した。今次大戦に於いても最近の傾向を見れば又同様な趨向を示すのではないかと考へられる。

能率低下の主因は壯年礦夫の減少、老齡礦夫の増加にある。炭礦夫の平均年齢は一九三一年の三十四・六歳から一九四一年には三十七・一歳に増進し、同期間に二十一歳以上二十九歳以下の壯年礦夫は二十萬八千人から十萬九千人に激減し、五十一歳以上の者は全體の五分の一、十四萬一千人を超えてゐる。

労働力の量並に質の低下は缺勤を増加せしめ、労働争議を頻發せしめ、能率低下に拍車を加へてゐる。缺勤率は一九四一年には平均一・一六%であつたが、一九四二年には一三・九三%、一九四三年一月には一四・七八%と累増を見ている。一九四三年六月議會に於ける燃料相の答辯に依れば、現在缺勤率は一%で、この内四・四七%は『避け得らるべき』原因により、六・九八%は『避け得られざる』原因によるものであつた。即ち現在の労働者を七十餘萬とすれば五萬人は不可避の缺勤であるが、三萬人は怠業と見るべきものである。

また労働争議は炭鑛業に於いて最も顯著で、争議に因る喪失日数は一九四二年には二十六萬八千日に及び、一九四三年第一四半期のみでも既に八萬二千日に達してゐる。之に因る出炭減には著しいものがある。その主因は低賃銀と労働強化に對する不満である。

第二項 石炭増産施策

前述の如き事態に直面して政府は種々の對策を樹てた。即ち労働力の吸收策、能率増進策、消費規正並に配給統制策等である。

石炭増産對策の中核を成すものは、減産の主因が専ら勞力の不足にあるため、炭礦労働者數の増加策である。

炭鑛業は開戦後先づ重要勞務令の適用を受け、労働者の自由轉職は禁止せられ、凡べて職業紹介所を通じて行はれることになつたに拘らず、炭礦労働者の轉業を防止するを得なかつたので、労働省は更に炭鑛業を重點産業として指定し、炭礦労働者の兵役を免除することとした。この結果、一九四〇年に於いては元炭鑛業に従事し、他産業へ轉出せる者三千三百人を炭鑛へ復歸せしむるに成功し、又一九四二年六月の炭鑛業統制に關する白書に依れば、陸軍中現

地勤務にあらざる者より六千五百人、空軍中の地上整備員より一千三百人、國防義勇軍より三千五百人、合計一萬一千三百人を炭礦へ戻し得たのであつた。更に多くの勞働力を確保する方策として、他産業へ轉ざる元炭礦夫の二十歳以上六十歳以下の者に對して登録令を發動した外、他産業の勞働力にして婦人勞働力に代替し得べきものは之を婦人に代へることにより餘剰となれる男子勞働力を炭礦へ廻す計畫が樹てられてゐる。更に一九四三年八月二十三日勞働省はこの方針を強化する意味から召集壯丁の割當方法を改正し、海軍、空軍に次いで炭礦業を第三位に置き、陸軍に優先せしむることとした。

斯く政府は種々の優遇策を講じたけれども、決定的の問題は勞働爭議に於けると同様に賃銀問題であつて、この解決が先づ必要なのである。炭礦夫の賃銀は戦前には最も低位にあつたが、現在でも他の軍需工業に比較すれば依然低い。一九四三年六月勞働省の發表に依れば、少年炭礦夫を含む炭礦夫の平均賃銀は一九三九年九月に比すれば一九四三年三月には六五%の増加となつたが、一般産業の賃銀増加も一九四三年一月には一九三八年十月に比すれば六五%となつてゐるから、炭礦夫賃銀の騰貴率は僅か高かつたに過ぎない。炭礦夫組合は之に對して常に賃銀引上を要求して居り、勞働組合幹部アーサー・ホーナーの如きは出炭の減少は炭礦夫に對する政府の待遇に起因するとして『炭礦夫の現在の不當な待遇が改善されない限り彼等に入坑を強ひることは出来ない』と述べてゐる。併しスライディング・スケールに依る賃銀決定方式を固持する政府は斯かる要求に對しても單に勞働者食堂の開設、醫療設備の改善等の姑息安易な手段を採つてゐるに過ぎない。

待遇問題に關聯しての増産對策として一九四二年九月より地域的増割金制度が行はれてゐる。之は全國の週標準出

炭高を四百十六萬四千噸と定め、之を各地域別に割當て、標準額に不足すること一%以内の標準額を達成した場合に、その地域の従業員全部に對して一交代一人當り三片の割増金を與へる制度である。併しこの制度は一地區の全員に就いて行はれるので、競争心を餘り昂揚せしめず、實際の効果は乏しい。實施以來一箇年に就いて見ても標準額を達成せる地區は僅か二三で、それも數回に過ぎなかつた。

結局、勞働力不足を補ふには、種々なる反對があるに拘らず、重要勞務令に依つて強制的轉動を行ふこと以外には方法は無いであらう。

勞働力吸收策に應じて、能率増進策として、(一)優良炭礦への勞働力及び器材の集中、(二)機械化の強化、(三)最優秀技術の普及化、(四)缺勤の防止等が行はれて居る。

一九四三年六月燃料相は議會に於いて、優良炭礦への生産集中は着々進捗中で、英國炭礦千九百箇所の内、能率悪き炭礦三十三箇所を既に閉鎖し、十四箇所は部分的閉鎖を行ひ、この結果、一九四三年度には百萬噸の増産が可能である、と述べてゐる。併し乍ら不良炭礦閉鎖に因つて生じた勞働力及び資材を他へ廻すと云ふことには輸送力の不十分、炭礦主及び炭礦夫の意思の不決定等の爲め幾多の困難があり、現在以上に生産集中を強化することは困難と見られてゐる。即ち、炭礦主は一旦閉鎖せられれば將來再開の見込薄しとして保障を請求してゐるのであり、茲に炭礦國營論も出て來る譯である。

作業の機械化は相當促進されてゐるが、その國內生産が不十分であり、米國より七百萬磅の機械購入もあつたと云へ、今後の輸入は多く期待し得ないので、その實現は短時日には困難であらう。

缺勤防止策に至つては罰金制度を設ける等の消極的政策に止まつてゐる。また炭業統制案には訴追まで提唱してゐるが、然様な強制策は困難でもあるやうである。

資材不足の内では坑木の不足が最も著しい。坑木は戦前約九五%を北歐諸國より輸入してゐたので、開戦と共に杜絶してしまつた。そこで葡萄牙との間に交換制を結び、月額三萬噸の坑木と四萬噸の石炭とを交換することゝしたが、其後海上輸送の困難が加はり、國內自給の必要が昂まつたので、木材供給の調整の爲め、木材統制官を任じ、地方木材統制官並に坑木委員會を通じて統制を行ふことゝした。此外、鋼鐵支柱、強度爆藥、ワイヤロープ、精油等の入手も益、困難となり、炭礦必需品供給委員會が設立され、資材配給の統制に當つてゐる。

上述の増産策に對應して、他方に於いて、消費制限も計られて居る。一九四二年初頭政府は家庭用石炭消費を現在の八分の一に切下げ、それによつて一年間一千萬噸の節約を計畫した。同計畫の割當量並に割當方法は次の如くであるが、技術的困難と増産奨励のため未だ實現は見えてゐない。

割當はクーボンにより行ふもので、ハンドレッドウェイトを以つて表示し、燃料全部に適用されてゐる。即ち石炭、瓦斯、電熱及びパラフィンに就いて何れも一定の割合が定められて居る。例へば、一ハンドレッドウェイトはパラフィンニガロン、電熱百ユニットと云ふが如きである。個人割當は七・五ハンドレッドウェイトで特殊の事情ある場合には、地方燃料監視官の決定により増加される。

政府は一般家庭の消費節約を要請したに止めたが、英國出炭高の六割を消費する工業消費に對しても消費節約を奨励し、各工場に委員會を設けて節約に努力した。一九四二―四三年に於いて斯かる運動により八百萬噸の節約目標が

樹てられたが、家庭及び工場に於ける實際の成績は一千百萬噸に及んだと傳へられる。

第三項 石炭の生産及び配給統制機構

海外市場喪失の結果は炭價並に販賣方法に重大な影響を及ぼした。即ち山元貯炭期間が永引くために炭礦財政は困難に陥り、また炭礦用資材の價格騰貴並に生計費指數變動に應ずる賃銀引上による賃銀高は出炭費を異常に昂騰せしめたので、石炭販賣價格の引上を認めることになつた。一九四〇年五月認可せられた引上額は、汽罐用炭及び有煙炭に就いては國內向噸當り八片、外國向噸當り一志、無煙炭は國內向炭噸當り一志八片、外國向噸當り二志であつた。其後更に十一月及び十二月に於いて地區別の値上が行はれたのであるが、輸出地區に於ける値上は國內向炭噸のそれに比して高く、従つて輸出向地區炭噸と國內向炭噸との業績に不均衡を生ずる結果となつた。それ故十一月の炭價値上に際して鑛山局は「炭價に付きこれ以上の改訂を行ふ前に各地區の變轉する狀況に適應する様に全面的に炭價を調整する方法を再検討しようと思ふ」との見解を發表した。

斯かる多種多様の價格を持つ石炭の配給は如何になされてゐたかと云ふに、戦前から既に炭礦主による自由なる販賣を禁止し、各地區別に販賣グループ制度が採用されてゐたのである。即ち各炭礦は夫々のグループに所屬し、地區別に販賣機關を有してゐた。この販賣機關は（プール制を採用し各炭礦の爲めに販賣し）、中央販賣統制機關と連絡する仲介機關でもあつた。そして各炭礦には、鑛山局を代表する石炭供給官が配置され、石炭の所要量の採掘並に送炭の敏活を圖り、石炭販賣計畫に就いて行政的責任を有してゐた。そして一九四〇年二月には石炭の甚しい供給不足に陥つた地方が現はれたのを機として、この石炭供給官の特別指示又は一般指示に反して石炭を卸賣することを禁ず

る命令に依り石炭の配給は事實上専ら石炭供給官の手に掌握せられることゝなつた。更にまた石炭の小賣価格を定める権限は従來の地方燃料管理官から各國防軍管區毎に存置せる石炭監督官に移され、石炭供給官と積極的に協力してその配給統制の萬全を期したのである。

政府は更に一九三〇年炭礦法並に其後の改正法を基礎として統制の強化を計るべく、遂に一九四二年六月十日石炭問題に關する白書を發表し、戰時統制組織を明かにした。それに依れば、従來の自由主義を基底とする統制方式を一歩出て、國家奉仕の原則に基いて、徹底的な統制を行はんとするものである。政府は新権限を要求することなく、緊急國防全權法により次の如き統制機構を設けた。

石炭、石油、電力を始め動力に關する一切の事務を統轄するために新たに燃料省を設けた。そして燃料省には炭礦の運営、石炭配給に關する十分な統制の権限が與へられ、同時に最大限の生産をなす責任を負はされたのである。同省の下に五局が設けられた。即ち大臣を補佐し、事實上の統制を行ふ統制總務局、生産能率の増大を計ることを目的とする生産局、労働者の保健、安全、厚生、労働條件、労働力の割當を行ふ労働局、石炭の供給及び配給を掌る配給局、炭礦業への金融並に炭價に關する意見の具申を行ふ經理局の五局である。

更に中央には政府の統制の諮問機關として中央石炭評議會 (National Coal Board) が設けられた。之は政府並に民間人より成り、炭礦統制の具體的方策に就いて協議研究する機關である。この評議會は燃料大臣が議長となり、統制總監 (Controller-General) を副議長とし、地方石炭評議會 (Regional Coal Board) の代表者、大臣指名の炭礦支配人、技術者、石炭配給業者並に消費者の代表者を以つて構成せられる。本評議會に於いて主として協議せられることは、(一)炭

礦業の一般的生産計畫(地方割當を含む)、(二)能率増進及び機械並に作業の改善、(三)設備及び資材の供給、(四)炭礦労働者の募集、養成訓練、(五)炭礦夫の福利増進、(六)衛生醫療等に就いてであり、賃銀問題に就いては労働省が之を行ふので、出來得る限り關與せず、單に『考慮』する程度に止めることゝしてゐる。併し賃銀問題が紛糾する場合には、議長たる大臣は別に委員會を作り得る。かくて中央の機關にあつては石炭評議會の決定事項を燃料省に於いて行ふことになつてゐる。地方機關としては中央と同じ形態の地方統制機關と地方石炭評議會とがある。地方統制機關は各炭礦地方に設けられ、燃料大臣よりの委嘱による統制官一名と三名の理事とより成る。理事は統制官を補佐し、採炭の技術的問題、労働問題、公共役務(瓦斯、電氣、石炭運送及び配給)を夫々司る。統制官は大臣の権限の完全なる委任を受け、その地方の石炭生産に關して廣汎なる指揮及び統制の権限を有すると共に、増産に對して全責任を負ふものである。統制官は各炭礦に必要な命令を發し、各炭礦經營者は従來通り經營を行ふも、その執行に責任を負ふ。即ち政府命令による増産が個人經營を超越して遂行せられるのである。地方石炭評議會は地方統制官が議長となり、炭礦夫、炭礦主双方より副議長一名を選出し、其他炭礦主、炭礦夫、經營者、技術者等を以つて構成し、生産増進に關し統制官の諮問機關となる。

以上の中央及び地方の統制機關によつて主體的な統制を行ふのであるが、側面的機關として、生産問題を協議する炭礦生産委員會、炭礦夫の缺勤防止を行ふ地方調査局、缺勤炭礦夫の缺勤理由に基いて處罰の如何を決定する國民勞務局等があるが、是等の構成或は活動狀況等に就いては詳細に知るを得ない。

英國の戰時統制組織中、石炭統制は鐵鋼業と共に整備せる組織を有してゐるが、その運営に就いては十分とは云へ

ず、國家の要請する増産に就いては少くとも成果を擧げてゐない。之に就いては、前節にも述べた如く、經營上に種々なる難點があるためであるが、之を全面的に革新し、一層よく國家の要請に應ずる爲めに、一部には炭礦の國家管理要求の聲がある。例へば、「エコノミスト」誌の如きは左の如く述べてゐる。

『英國の炭礦業は國家の創意の下に、そして恐らくは之を公有として、徹底的に改組すべきであるとの見解が壓倒的である。將來に對する方策としては、何等かの形に於ける社會化が當然主張されるべきである。現在の炭礦業に對する國家管理は經營の面にのみ限られ、財政管理の責任もなく、所有權管理も積極的な創意も何等見られない。要之、現行の制度は妥協策に過ぎない。』

殊に労働黨、労働組合に於いてこの主張は強いが、政府は國家管理を斷行する程の意思はなく、結局、各方面との妥協に依つて石炭増産の努力を續けて行くものと見られてゐる。

第三章 電 力 業

第一節 電力業發達の遅延

英國電力の主要發電資源は石炭である。英國の地勢は河川の落差に乏しく、北部蘇格蘭(全包藏量の約七〇%)を除いては殆ど見る可き水力發電資源が無い。然るに同地は工業地帯から遙かに遠く、豊富な石炭を各處に産する英國にとつては利用價值は極めて少いと云はねばならない。即ち電力生産の九八%以上が石炭による火力發電であつて、水力發電は僅かに二乃至三%を占めるに過ぎない。發電用石炭消費量は年々國內石炭消費量の約一〇%、石炭生産量の五乃至七%を消費して居る。發電用石炭消費量は一九二九年一千萬噸であつたが、一九三五年には一千二百萬噸と累増し、一九三八年には一千五百萬噸に達した。石炭の確定埋藏量は一千三百二十四億噸と稱せられ、その炭質は極めて良好で、石炭に基礎を置く英國電力生産は一應安定した基礎の上に立つものと云へる譯である。

英國の動力は沿革的に良質豊富な石炭を基礎とした蒸汽力、瓦斯力に依存してゐる關係上、電力工業の發達は極めて遅々たるものであつた。一九二六年に於ける人口一人當り電力消費量を各國と比較して見るに、英國は百十八キロワット時にして、之は白耳義の約二分の一、米國の五分の一に過ぎなかつた。

斯く電力消費量の少いことは必然的に電力價格を高くして居り、一九二四年の販賣一單位(一キロワット時)の價格は英國二・〇片にして、之を他の諸國と比較するときは米國一・一片、加奈陀〇・七片、瑞西〇・六片、伊太利〇・四片で

あつた。英國には群小發電所頗る多く、小規模發電所の亂立と高價なる電力とは自家用發電所の建設を促し、電力業の發展を著しく阻害しつゝあつた。

第二節 發電部門の再編成

英國電力生産は全國に散在する石炭を基礎資源として居る關係上、發電設備が各處に散在し、相互に何等の聯繫無く、極めて非合理的に電力が生産されてゐた。前大戦中急激に膨脹せる電力需要に應ずる爲め、全發電設備を動員し、多量安價な電力を供給すべき必要が生じたのであるが、斯かる非合理性が致命的な障碍となり、甚しく苦い經驗を味つた。茲に於いて一九一九年電氣供給法を制定し、電氣事業を少數強力な事業機關(聯合電氣廳)に集中せんと試みたのであるが、斯かる統制法は自由主義經濟をモットーとする英國經濟界に於いては強烈なる反對を受け、一切の強制規定が削除された爲め、該法は全く無力化されてしまつた。漸く一九二六年に至つて該法に若干の修正を加へ、多年の懸案であつた電力問題が漸く本質的な解決を見ることが出來た。

一九二六年の電氣供給法の骨子を要約すれば次の如くである。即ち中央統制機關として中央電氣廳が設けられ、この機關によつて指定發電設備を聯繫する國有送電網が運営される。

中央電氣廳は指定電力業者の電力を總べて買上げ、之を配電業者に卸賣する機能を果すのである。發電設備の所有は依然發電業者或は地方公共團體の手に残されてゐるのであるが、中央電氣廳は是等指定發電設備に對して發電量並に發電時間を指令する。グリッド(國有送電網)の建設は當然周波數の統一を必要とし、五〇サイクルに統一された。

斯くてグリッドの最初の計畫は一九三三年に一應完成を見たのであるが、この完成は需要者に對して發電設備の餘剰電力の利用を最高度に可能ならしめたのみならず、他方空襲により一發電設備が破壊された場合には聯繫せる他の發電設備によつて電力供給を支障なく確保することが出來る利點を有し、戦時對策的の意義は極めて重要であることは言を俟たない。

電氣供給法の成立に依つて所謂グリッド・システム(Grid System)が實施せられるに及び、全國に互る國有送電網が建設され、發送電體系が著しく合理化された。尙世界恐慌中その克服策として使用動力の電化に力が注がれた結果、一般工業の電化は著しく進捗し、電力は蒸汽力、瓦斯力に代位するに至り、發電量も著増した。即ち一九二一年には僅かに全工場の四九%が電化されたに過ぎなかつたが、一九二九年には七〇%、一九三六年には八四%まで電化された。従つて自家用發電は漸減の傾向を示し、一九二九年には總發電力の七五%が事業用發電所より供給され、自家用發電は二五%を占めてゐたが、一九三七年には事業用八五%、自家用一五%の比率を示すに至つた。事業用とは他に對し電力供給を行ふを目的として發電するもの、自家用とは自己工場にて使用する目的で電力生産を行ふものを云ふ。斯くの如くグリッド・システムに因つて英國の動力部面には大きな變化が齎されたのである。

第三節 配電部門の未整理

上述の如く英國は夙に電力國營を斷行したのであるが、國家が直接管理する部分は専ら發電業務に限られ、配電事業は國家統制外に置かれた。之は當時工業部面の強化を目的とし、差當り工業用電力の豊富低廉なる供給を目途とし

てゐた爲めであるが、尙電力國策遂行に當つて公私電氣業者の國營反對を緩和せんと試みた政策的な意圖が含まれてゐたのであつた。

従つて配電部門に於いては何等の統制組織無く、自由經營に放任されてゐる。即ち英國には現在約六百餘の配電事業が存し、是等は相互に何等の聯繫が無く、自恣的な方法で事業を經營してゐる。従つて料金並に設備の不統一は殊に甚しく、配電料金の如きは各區域によつて大なる開きを示し、供給電壓の如きは百ヴォルトより四百八十ヴォルトの間に實に四十五種のヴォルテージが使用されてゐる状態である。現在約六百二十の公私業者が六百三十二の配電事業を經營してゐるが、全英電氣事業者中七二%は年供給電力量千萬キロワット時以下の小事業者である。是等六百餘の配電業者は夫々自己の配電區域を有してゐるのであるが、配電區域は亂雜を極め、同一町内に於いて一つの街路の兩側を別個の事業者が供給してゐる例も少くない。斯くて配電統制問題は數年來英國朝野の重大關心事となり、遂に一九三七年五月運輸省より配電機構改革案が公表されるに至つた。同案の骨子は配電區域を三十區に再編成して六百有餘の配電業者を七十六の事業グループに統合せんとするものである。同案の發表を見るや、合同の犠牲となるべき小事業者や本案の實施によりその主要地方財源を失ふに至る小公營業者は猛烈に反對し、遂に議會に提出される迄に至らなかつた。一九三九年初頭運輸相は『配電問題の重要性は認めるも改革案の上程時期は未定である』と聲明して居り、戰爭勃發により配電統制案は一先づ後退を餘儀無くされたのである。

第四節 開戦後の實相

一九三九年以降の一切の電氣統計は發表を禁止されてゐる關係上、開戦後の電力業の實相は詳かにし得ない。従つて戦前の電氣委員會發表の統計を基礎として當時の動向より開戦後の動向を窺ふの外はない。開戦前の状態は次の如し。

| 事業用發電量 | 億キロワット時 |
|--------|---------|
| 一九二九年 | 一一二〇 |
| 一九三二年 | 一三七 |
| 一九三五年 | 一九〇 |
| 一九三六年 | 二一七 |
| 一九三七年 | 二四三 |
| 一九三八年 | 二五七 |

一九二九年以降發電量は逐年増加を示し、恐慌の最も浸透した一九三二年に於いて他産業が著しくその生産を縮小したにも拘らず、電力生産は依然増加を續けた。之は産業合理化運動による動力電化の増加に因るものである。一九三五年以降電力生産が飛躍的な増加を示してゐるのは再軍備開始により軍需工業部面の電力需要増を示すもので、一九三八年の發電量は一九二九年の二倍以上に當つてゐる。併し開戦後の電力生産は次の事情に於いて極めて困難なる状況にあるやに推察される。即ち第一に、豊富良質なる石炭資源を有するにも拘らず、勞働力並に炭礦用資材の不足により出炭高が著しく減少を示してゐる事實である。即ち石炭生産は逐年減産の傾向にあつて、一九三八年の出炭高は二億二千八百萬噸であつたが、一九四一年には二億六百萬噸に減じ、一九四二年には更に二億四百萬噸に減じて居り、一九四三年にはこの減産傾向は更に増大し、石炭不足は極めて深刻と見られることは既に炭礦業の章に於いて詳述した如くである。

第二に、餘剩發電能力の減少である。戦前までの發電量増加率竝に發電設備増加率を見るに左の如し。

發電量及び發電設備増加率

| 年 | 發電増加量 | | 對前年増加率 | |
|-------|----------|--------|--------|-----|
| | 百萬キロワット時 | 千キロワット | % | % |
| 一九三四年 | 一九四〇 | 五二 | 一三・〇 | 〇・七 |
| 一九三五年 | 二、〇九〇 | 三一五 | 一一・四 | 四・〇 |
| 一九三六年 | 二、六六〇 | 二九八 | 一四・〇 | 三・七 |
| 一九三七年 | 二、六七〇 | 五一五 | 一二・三 | 六・一 |
| 一九三八年 | 一、三九〇 | 四三六 | 五・七 | 四・九 |

即ち發電設備の増加率は發電量の増加率に對して常に低位にあり、發電量の増加率は一〇—一五%であつたが、發電設備の増加率は平均約五%である。此事は餘剩發電能力の貧困化を物語るものに外ならない。戦時下に在つて電力需要は増大の一途を辿るに對し、發電設備の新設は勞力、資材の不足により困難を極めるであらう。一九三五年以降の發電能力左の如し。

發電能力

| 年 | 千キロワット |
|-------|--------|
| 一九三五年 | 八、一〇〇 |
| 一九三六年 | 八、三九八 |
| 一九三七年 | 八、九一三 |
| 一九三八年 | 九、三四九 |

斯く發電量増加率に比して發電設備増加率が低位にある主因はグリッド・システムにより電力業の再編成が行はれ

た結果、少數の高効率な大發電所に電力生産を集中した爲めである。之は同時に是等高効率發電所を全面的に運轉することとなり、發電設備の利用時間數を増大せしめ、豫備發電容量の急減を來す結果となつた。一九三八年までの發電設備利用時間數を見るに左の如し。

發電設備利用時間數 (事業用のみ)

| 年 | 利用時間 |
|-------|-------|
| 一九二九年 | 一、八一二 |
| 一九三五年 | 二、三四四 |
| 一九三六年 | 二、五七八 |
| 一九三七年 | 二、七二九 |
| 一九三八年 | 二、七五〇 |

一般に工業諸國の年平均利用時間數は三千時間と云はれてゐるが、之を以つて見れば英國は尙多少の發電設備の餘裕を持つて今次大戰を迎へ得たものと考へられる。

英國工業の電化程度は獨逸に比し極めて低位にある。英獨兩國の消費率を比較すれば左の如し。

英獨の用途別電力消費率比較

| 用途 | 英國 (一九三七年) | | 獨逸 (一九三六年) | |
|---------|------------|-----|------------|-----|
| | 百萬キロワット時 | % | 百萬キロワット時 | % |
| 總消費量 | 一九、二六二 | 一〇〇 | 四〇、四四七 | 一〇〇 |
| 工業用 | 五 | 五四 | 八 | 二〇 |
| 電業用 | 六 | 六 | 四 | 一〇 |
| 家庭小工業其他 | 三八 | 三 | 一三 | 三 |
| 照明 | 二 | 二 | 一 | 一 |

斯く英國の工業用電力消費率の低いのは多量の電力消費を必要とする冶金工業及び電氣化學工業が獨逸に比して遙かに遅れて居る事實を示すものであり、また家庭小工業の電力消費率が高いのは低能率な群小工業の存在を示すものである。併し乍ら此事は同時に戦時電力消費制限を行ひ得る餘裕に富むことを示すものと云へよう。

上述せる所より見れば、英國は幾分の餘裕を持つて今次大戰を迎へたのであるが、出炭高の減少、餘剩發電能力の貧困より判断して開戦後幾許も無く英國戦時電力生産はその限界に達してゐるものと推定される。

第四章 鐵鋼業

第一節 戦前の鐵鋼生産能力

英國の鐵鋼業は前大戰後相當長期に亙つて舊式設備による低能率、自由主義的無統制及び海外鐵鋼業の執拗なダンピング等に苦しんでゐた。この英國鐵鋼業に秩序を與へ、自由主義を排して協調主義に轉向させ、所謂『英國鐵鋼業の再編成』に先づ著手したのは一九三二年當時關稅統制のために組織された英國輸入關稅諮問委員會であるが、この委員會は一九三四年四月英國鐵鋼業者聯合會 (National Federation of Iron and Steel Manufacturers) に改組擴充され、次いで英國鐵鋼聯盟 (British Iron and Steel Federation) が誕生した。

そして是等の諸機關により爾來英國鐵鋼業は鐵鋼保護關稅の採用、カルテル結成による市場の統制、技術及び經濟的研究機關の設立、生産組織の強化、考朽設備の更新、新技術の採用、鉄鋼一貫作業への轉換等に努力したのであるが、殊に一九三五年以降は再軍備政策に拍車をかけられ、再編成の遂行は著しく進捗して、その鐵鋼生産は急テムボで上昇するに至つた。

即ち先づ鉄鐵に就いて見るに、第一表の如く、その生産高は一九三二年を底として以後漸次上昇し、一九三六年には一九二九年の成績を突破し、次いで一九三七年には八百四十萬噸と云ふ高水準に達した。そして一九三八年は一時低下したが、一九三九年には再び上昇に轉じ、統計の發表が中止された八月以前の月平均生産高から類推すれば、こ

の年は前々年の記録を更に突破したものと考へられる。

第一表 鐵鋼原料及び鐵鋼生産高 (單位 百萬英噸)

| 年 | 鐵 鑛 石 | 石 炭 | 銑 鐵 | 粗 鋼 | 鋼 材 |
|---------|-------|-------|------|------|-----|
| 一九一三年 | 一五・九 | 二八七・四 | 一〇・二 | 七・六 | — |
| 一九二九年 | 一三・二 | 二五七・九 | 七・五 | 九・六 | — |
| 一九三二年 | 七・三 | 二〇八・七 | 三・五 | 五・二 | 七・六 |
| 一九三三年 | 七・四 | 二〇七・一 | 四・一 | 七・〇 | 四・四 |
| 一九三四年 | 一〇・五 | 二二〇・七 | 五・九 | 八・八 | 五・一 |
| 一九三五年 | 一〇・八 | 二二二・二 | 六・四 | 九・八 | 六・四 |
| 一九三六年 | 一二・七 | 二二八・四 | 七・七 | 一一・七 | 七・一 |
| 一九三七年 | 一四・二 | 二四〇・四 | 八・四 | 一二・九 | 八・五 |
| 一九三八年 | 一一・八 | 二二八・二 | 六・七 | 一〇・三 | 九・六 |
| 一九三九年一月 | — | 二〇・四 | 〇・五 | 〇・八 | 七・四 |
| 二月 | — | 一九・二 | 〇・五 | 〇・九 | 〇・六 |
| 三月 | — | 二一・八 | 〇・六 | 一・一 | 〇・八 |
| 四月 | — | 一七・七 | 〇・六 | 一・〇 | 〇・七 |
| 五月 | — | 一九・九 | 〇・六 | 一・二 | 〇・九 |
| 六月 | — | — | 〇・七 | 一・一 | 〇・九 |
| 七月 | — | — | 〇・七 | 一・一 | 〇・九 |

(註) 一九三九年八月以降生産統計發表中止せる

本表は英國鐵鋼聯盟刊行 Statistics of the Iron and Steel Industries 及び Iron and Coal Trades Review より作成

當時英國鐵鋼聯盟の發表に依ると、一九三六年七月に於ける國內の熔鑛爐數は二百四十九基、公稱生産能力は一千二百七十萬噸であつたが、この熔鑛爐の内には既に考朽に屬するもの、送風設備を缺くもの等も多數に含まれて居り、現實の生産能力は遙かに少かつた。併し一九三八年末までには三百萬噸の考朽設備が廢棄せられ、二百萬噸の新熔鑛爐が建設された。その結果、公稱生産能力には變化がなかつたが、現實の生産能力は上騰し、約一千萬噸と見られてゐた。従つて統計發表中止當時たる一九三九年七月にはその約九二%を生産してゐたものと見られる。

尙この外、蘇格蘭のコルヴィルズ (Coville's) 工場、リンカンシャーの貧鑛を處理するアップルビ・フロードインガム (Appleby-Frodingham) 工場、サウス・ウエイルズのエブ・ヴェイル (Ebbw Vale) 工場等の完成を見込めば、戰爭勃發前後に於いて更に約五十萬噸の製鉄能力が増加する豫定であつた。

次に粗鋼生産高を見ると、鐵鋼聯盟は一九三七年末までに現實生産能力は一千四百二十五萬噸に達するであらうと發表した。この數字中には數年に互る休止老朽製鋼爐は除外され、修理その他生産能力の不可避的な低下も見込まれてゐると云はれるが、實際の一九三七年の生産高は略、一千三百萬噸に達した。そして一九三九年五月には月産百二十萬噸に達し、記録的高水準を示したのであるが、之を年産に換算すれば一千四百萬噸を優に突破する。だからこの割合で生産が更に順調に推移すると假定すれば、一九四〇―四一年には鉄鐵一千萬噸、粗鋼千五百萬噸に達することも必ずしも不可能ではなかつた筈である。

最後に壓延鋼材の生産高を見るに、之も亦第一表に見る如く、鉄鐵及び鋼と共に戰爭の勃發が迫るにつれて飛躍的に増加してゐるが、之は開戦後も更に一段増加してゐることゝ想像される。その原因の第一は、當時の鐵鋼景氣の爲

め單純歴延業者が激増したこと、第二に、鐵鋼業者も屑鐵を輸入して、製鋼作業及び歴延作業を盛んに營みつゝあつたこと(之は製鋼能力が製鉄能力に比して急増しつゝある事實に徴しても明かである)、第三には、開戦前後に新設された大工場は殆ど製鉄より歴延作業に至る完全な一貫作業を行つてゐるために歴延鋼材は生産能力が著増したことが挙げられる。

要之、開戦前の英國鐵鋼業の生産能力は從來の沈滞期から恢復して、同國の鐵鋼史としては未曾有の高水準に達したのであるが、これは斯業の整備、合理化は素より、輸入屑鐵に依る單純歴延業者の増加等、凡ゆる手段によつて獲得せられたもので、之を一應の極限と考へても差支へないものゝやうである。

開戦後の生産統計が發表されぬため、妄りに憶測することは許されないが、後述する如き原料資材の不足はもとより、勞働力の不足、運輸系統の混亂等により、開戦後更に増産が行はれてゐるとは考へられないのである。問題はむしろ斯様な生産能力を擁しながら現實には如何なる減産をしてゐるかが問題であらう。

第二節 製鋼原料難

鐵鋼原料の主なるものは云ふまでもなく鐵鑛石及び屑鐵竝に石炭及びコークスであるが、この内石炭及びコークスは暫く措いて先づ鐵鑛石に就いて見よう。

英國の鐵鑛石はリンカンシャー、クリーヴランド、カンバーランド、ランカシャー、ノーザンプトンシャー、其他の諸地方に廣範圍に互つて賦存し、その生産高は最近略、一千百萬噸から一千四百百萬噸の間を上下してゐる。然るに英國

に於ける鐵鑛石の消費高は年々約一千六百百萬噸乃至一千九百萬噸に達してゐるのであるから、第二表に見る如く、少くも年五百百萬噸以上六百百萬噸前後の外國鐵鑛石を輸入しなければならぬ事情にあつた。

第二表 鐵鑛石需給狀況

| 年 次 | 國內鐵鑛石採掘高 | 外國鐵鑛石輸入高 | 鐵鑛石消費高 | 屑鐵消費高(製鋼用) | 屑鐵輸入高 |
|-------|----------|----------|--------|------------|-------|
| 一九一三年 | 一五、九九七 | 七、四四二 | 二二、四三九 | 一 | 一一九 |
| 一九二九年 | 一九、二二四 | 五、六八九 | 二四、九〇三 | 四、五〇一 | 六七 |
| 一九三二年 | 七、三二八 | 一、七九四 | 九、一三二 | 三、一六四 | 一一六 |
| 一九三三年 | 七、四六一 | 二、七〇七 | 一〇、一六八 | 四、三六九 | 一〇四 |
| 一九三四年 | 一〇、五八六 | 四、三五九 | 一四、九四五 | 四、九七九 | 三四七 |
| 一九三五年 | 一〇、八九五 | 四、三五九 | 一五、二五四 | 五、九四四 | 四三七 |
| 一九三六年 | 一一、七〇一 | 五、九六〇 | 一八、六六一 | 七、〇二六 | 一、〇八七 |
| 一九三七年 | 一三、九四五 | 七、〇三八 | 二〇、九八三 | 七、五九七 | 九五四 |
| 一九三八年 | 一一、八六四 | 五、一六七 | 一七、〇三一 | 六、二二六 | 七九三 |

(註) Iron and Coal Trades Review

而かも英國鐵鑛石の品位は北西海岸の赤鐵鑛五二%のもの(その採掘高は最近では全體の一〇%を超えない)を除けば、リンカンシャーの二二%を最低に、三二%乃至三三%程度の貧鑛で、その上多くの磷分をも含んでゐる。従つて相當高品位の低磷鑛石を國外から輸入し、それと配合してその短所を補ふことが必要であつたが、その輸入先は第三表に見るやうに、瑞典を第一とし、アルジェリア、西班牙、チュニス等が主なるものであつた。

第三表 國別鐵鑛石輸入狀況

(マンガン鐵鑛、クロム鐵鑛及び黃鐵鑛を除く)

| 仕・出 國 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 瑞 典 | 七三三 | 一、二三九 | 一、六四五 | 一、二八三 | 一、一四七 |
| 諸 威 蘭 | 四一八 | 四三六 | 六五二 | 五七一 | 三五九 |
| 和 逸 蘭 | 四四 | 五七 | 六五 | 六二 | 六一 |
| 獨 逸 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 佛 蘭 西 | 一〇六 | 二二三 | 四〇七 | 三一七 | 五一四 |
| アルジェリア | 九五六 | 一、三六五 | 一、四四七 | 一、三三四 | 一、五〇二 |
| チ ュ ニ ス | 四二九 | 六〇七 | 七一八 | 四五六 | 四九一 |
| 西 班 牙 | 一、一二八 | 一、一八五 | 九三八 | 五九二 | 五六七 |
| 西 領 北 阿 爾 | 二六八 | 一六五 | 一八二 | 一五八 | 一二四 |
| 伯 刺 西 爾 | 七 | 六〇 | 九四 | 三七 | 三一 |
| 其他 諸 外 國 | 四八 | 五〇 | 一〇五 | 五一 | 一 |
| 以上 諸 外 國 計 | 四、一八九 | 五、四〇四 | 六、二六〇 | 四、八六五 | 四、八六〇 |
| ニュー・ファウンドランド及び コースト・オヴ・ラブラドア | 五四 | 一三五 | 二五七 | 四三 | 一八八 |
| シエラ・レオーネ | 二四七 | 三七九 | 四二五 | 一九一 | 一九〇 |
| 其 他 英 領 | 一一 | 一 | 九 | 一 | 一 |
| 以上 英 領 計 | 三三三 | 五二五 | 六九二 | 二三五 | 三七九 |
| ◎總 輸 入 高 | 四、五〇二 | 五、九一九 | 六、九五一 | 五、一〇一 | 五、二三九 |

(註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom with British Countries and Foreign Countries, 1939

されば今次大戦勃發後間もなく前記の諸國が獨逸軍の支配下に置かれて、英國鐵鋼業から全く隔絶されてしまつたことは殆ど致命的な打撃だと云つても過言ではないであらう。開戦前後英國は、この鐵鑛石の國外依存を脱却せんとして、リンカンシャー、ノーザンプトンシャー、ヨークシャー等の貧鑛を利用し、酸性操業によつて鹽基性轉爐用の鋼の製造等を開始したが、併しこのやうな低品位で燐分の多い鐵鑛石を使用することになれば熔鑛爐の能率低下は當然覺悟せねばならぬし、他方、古くから主力を酸性平爐法に注いで來た英國鐵鋼業としては鹽基性轉爐の採用、尙多く残存した酸性平爐を鹽基性平爐へ轉換することはこれまた多くの摩擦を生じたことであらうし、その實現が如何なる成果を擧げたかは疑問視される。而かも鹽基性平爐への轉換の場合には、さうでなくとも屑鐵の不足が重大な問題となつてゐる時に於いて、その調達に更に拍車を加へることとなるのである。

次に屑鐵の輸入狀況を見るに、英國の屑鐵輸入は一九三六年以降殆ど百萬噸前後に上つて居り、この數量は恰も英國粗鋼生産高の一〇%に相當する。従つてこの國の粗鋼生産高の一〇%に相當するものが實に輸入屑鐵に依存する勘定である。

一九三七年の統計で見ると、輸入屑鐵合計九十五萬噸の内、米國、加奈陀、愛蘭等からの輸入額七十四萬噸は開戦後も或は輸入可能であらうが、残りの約二十一萬噸は現在殆ど杜絶してゐるわけである。されば問題は前者の輸入ルートをどこまで確保し得るか、後者の不足を國內の屑鐵蒐集強化によつてどの程度補ひ得るかにかゝつてゐると云ひ得るであらう。國內の屑鐵回収に就いては政府は早くよりその運動を開始し、一九三九年十月十八萬通の通達書を諸會社に發送して、使用に堪へざる機械器具の申告を要請したが、他方小學兒童を動員して古鐵古罐の蒐集にも當らしめ

た。更に一九四〇年三月には屑鐵價格の引上に依つて回收を刺戟した。

第四表 國別屑鐵輸入狀況

| 國別 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|------------|-----------|-----------|---------|
| 諸 威 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
| 瑞 典 | 四、七一〇 | 六、一六六 | 八、七四三 |
| 丁 抹 | 五、四八一 | 二、一六七 | 七、八六 |
| 獨 逸 | 三、五三七 | 一四、五九七 | 六、九九 |
| 和 蘭 | 二、三三三 | 四、六五五 | 一、二 |
| 白 耳 | 二五、三六六 | 五八、三二六 | 八五、四六七 |
| 佛 蘭 | 六三、八五六 | 二七七、九三三 | 五二、九六九 |
| 米 國 | 七六、一九五 | 一九四、二〇七 | 一七、四〇七 |
| 其他諸外國 | 二、三三三、四五四 | 四五〇、二一八 | 七〇六、三三〇 |
| 以上諸外國計 | 三、三〇六 | 五五、三四二 | 三〇、五六〇 |
| 英 領 印 度 | 四一六、一三八 | 一、〇六三、六一一 | 九〇二、九七三 |
| 南 阿 聯 邦 | 九 | 一八七 | 二九 |
| 加 奈 陀 | 六二二 | 九五五 | 一三、四四五 |
| 新 西 蘭 | 三 | 六 | 二〇九 |
| チヤンネルアイランド | 一、二四九 | 一、九六九 | 一、五三四 |
| ア イ レ | 一九、六八九 | 二〇、五七九 | 二四、六二八 |
| 其他 英 領 | 一六 | 二六七 | 七、六五五 |
| 以上 英 領 計 | 二一、五八八 | 二二、九六五 | 四七、八八〇 |
| ◎總 輸 入 高 | 四三、七二六 | 一、〇八七、五七六 | 九五〇、八五三 |

(註) Statistics of Iron and Steel Industries, 1938

なほ鐵鑛石、屑鐵の如き重要原料とともに、英國鐵鋼業は開戦後佛蘭西及び白耳義の喪失により重要な半製品輸入國から遮断されたこともまた注意を要する。佛蘭西及び白耳義は第五表に見るやうに、一九三七年の統計に依れば、英國半製品全輸入中の六二%を供給してゐたのであるから、この輸入喪失は開戦後の英國鐵鋼業にとり少からざる打撃となつてゐることは明かである。

第五表 半製品國別輸入狀況

| 年 次 | 佛 蘭 西 | 白 耳 義 | 其 他 | 合 計 |
|----------|-------|-------|------|-------|
| 一九三六年 | 一六六 | 一九八 | 一八三 | 五四七 |
| 一九三七年 | 一七三 | 一八八 | 二二四 | 五八五 |
| 一九三八年 | 一 | 一 | 一 | 三四九 |
| 一九三七年(%) | 二九・六 | 三二・一 | 三八・三 | 一〇〇・〇 |

(註) 半製品はシートバー、ブルーム・ピレット及びティンプレートバーの合計
Bulletin du Comité de Forge de France, Juillet, 1938

更に特殊鋼原料としての金屬類を見るに、是等は總べて殆ど國內に産出せず、英國は一九三九年に於いてマンガン鑛總輸入額三十二萬四千噸中二十三萬四千噸(七二・二%)を印度より、同じくタンクステン鑛九千八百噸中六千七百噸(七八・四%)を緬甸より、モリブデン鑛九萬八千噸中九萬四千噸(九五・九%)を米國より、ニッケル三萬二千噸の全部を加奈陀より、クローム鑛五萬噸中一萬六千噸(三二%)を南阿聯邦より、同九千噸(二八%)を南ローデシアより、チ

タニウム及びジルコニウム三萬三千噸中二萬二千噸(六六・七%)を諾威より輸入してゐた。従つてタングステンに就いては緬甸失陥、緬甸ルートの開鎖後はその大供給源を断たれた譯であり、またチタニウム及びジルコニウムに就いては獨逸の北歐制壓後早くも殆ど杜絶に等しい情勢にある譯である。

第三節 米國鐵鋼業への依存

英國鐵鋼業が當面した斯かる困難を克服するために執らるべき對策は、自國內及び英國自治領内の鐵鋼資源開發を可及的に強化することと米國鐵鋼業への依存を更に高度化することの二途以外には有り得ない。そこで鐵鑛石、半製品及び屑鐵に就いて執らるべき對策の效果に就いて考へて見よう。

先づ鐵鑛石に就いて見るに、既述の如く、一九三七年に於ける英國の鐵鑛石消費高は二千一百萬噸に達して居り、その内約七〇%は自國產鐵鑛石であり、外國依存率は三〇%であつた。そして尙その三〇%の内、約二〇%が開戦後獨逸の支配下に置かれた諸國から輸入されたものであつた。そこで差當りの不足額である二〇%、即ち約四百萬噸を補充しなければならぬ譯であるが、先づ第一に採られるべき手段は英本國及び英帝國の鐵鑛石生産を強化して自給率を高めることである。それがためには先づ以つて現稼行鑛山の生産増強と採算上永く放置せられてゐた鐵鑛床の再動員とがある。併しこのやうな國內鐵鑛石の増産には戦時に於ける資材及び勞力の不足と云ふ重大な障壁がある。そして是等の困難を一應無視するとしても、輸入の杜絶した鑛石は總べて高品位低燐鑛石であるから、假令數量的に自國產鐵鑛石生産を或る程度増強することに成功したと假定しても、不足鐵鑛石を補填する觀點からすれば殆ど問題にするに足りない。殊に英國の製鐵設備を以つてすれば、燐分の多い國內鐵鑛石を多量に處理することは熔鑛爐の生産能率を著しく低下することとなるから、トマス轉爐の増設、殘存せる酸性平爐の鹽基性平爐への轉換等も考へられるが、之も急速の實現は云ふべくして行はれ難い。

また英帝國內諸國に於ける鐵鑛石の増産は從來の對英輸出の割合から見て之も殆ど期待できない。一九三七年に於ける英領諸國の對英輸出は僅か六十萬噸餘であつて、英國の鐵鑛石總輸入高の一〇%にも達しない。そして假りに或る程度の増産が可能であるとしても、結局、遠隔地からの輸送上の困難で相殺されることとなるのである。尙一九四三年三月米英軍が佛領北阿弗利加を制壓後兩國はその軍需資源の折半協定を結び、その内には鐵鑛も含まれてゐるが、それが直ちに何程の寄與を爲し得べきかは明かでない。

以上の如く、英國内鐵鑛石の増産方法はせい／＼何パーセントかの英國鐵鑛石の自給率を引上げ得る程度に過ぎないのであり、更に英領諸國の増産も殆ど問題にならないとすれば、英國鐵鋼業は勢ひ米國依存と云ふ手段を擇ぶより外に途がない譯である。ところが米國より直接鐵鑛石を輸入することは勿論不可能である。従つて失つた輸入鐵鑛石に代ふるに以前英國が主として白耳義、佛蘭西等から輸入してゐた半製品を米國から購入することとし、之を強化する以外に方法はない。

第六表は、一九三九年及び一九四〇年(いづれも一―八月まで)の米國の鐵鋼材の輸出高を示すが、之に依つて見れば、英國の米國よりの鐵鋼材輸入は驚くべき激増を示してゐる。そしてこの傾向は現在に於いても勿論高まることはあつても衰へることは絶對にないと思はれる。

第六表 米國の對英鐵鋼材輸出狀況

| 英 國 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
|--------|-----------|-----------|
| 米國總輸出高 | 五二、七五〇 | 一、六五五、〇四二 |
| 對英輸出比率 | 一、二七二、〇五四 | 四、五二四、五〇七 |
| | 四・二% | 三六・五% |

次に屑鐵を見よう。英國鐵鋼業に於ける特色は逐年屑鐵の消費高が激増し屑鐵は近年最も重要な製鋼原料として鐵鑛石の地位を奪食しつゝあることである。これは第二表により鐵鑛石消費高と屑鐵消費高乃至輸入高の増加率を考へれば理解できるところである。そして此様な屑鐵消費高の激増は主として英國粗鋼生産高の大部分、即ち九〇%以上が平爐製鋼法による爲めである。従つて銑鐵の増加を期待し得ない現状にある英國がその製鋼能力を確保し得るか否かは専ら屑鐵調達如何によつて決定されると云へよう。

然るに屑鐵の蒐集にもその國內回收高に亦一定の限度があるとすれば、これまた米國鐵鋼業へ依存する以外に途はない。第七表の統計は開戦後の斯かる傾向を明瞭に示唆するもので、現在の屑鐵對米依存がこれ以上に上つてゐるとは疑ひを容れない。

要之、半製品と云ひ、屑鐵と云ひ、英國鐵鋼業の米國依存は、今次大戰の續く限り、愈々續くものと考へて差支へない。そして英國鐵鋼業としては、既に述べた鐵鑛石及び屑鐵は勿論、マンガンの補助原料、或は更に鐵鑛石以上の深刻な問題を包藏するかも考へられる勞働力不足等々の諸困難に遭遇しつゝも、この米國依存強化の一本槍でそれを切抜けやうとするものと思はれる。

第七表 米國の對英屑鐵輸出狀況

| 英 國 | 一九三九年 | 一九四〇年 (一月—十月) |
|-------------------|-----------|------------------|
| 米國總輸出高 | 五〇八、二九三 | * 八六八、五六五 |
| (註) * は十月十五日迄の積出分 | 三、五八四、四三九 | 二、六五二、二一八 |
| Iron Age より集計 | | |

獨逸海軍の對英逆封鎖が重大視されるのは單に英國の食糧問題には止まらない。英國鐵鋼業の對樞軸作戰遂行の成否もまたそれに懸つてゐるのである。

第五章 輕金屬工業

第一節 アルミニウム工業

アルミニウムが一般に利用せられ、工業化せられたのは今世紀の初からであるが、英國に於いては早くも一八九四年英國アルミニウム會社 (British Aluminium Co., Ltd.) が創立せられ、以來同社を中心に新興工業の強味として過去の行懸に煩はされずに獨占的發展を遂げてゐる。併しアルミニウム生産原料のボーキサイト鑛の國內生産乏しきこと及び低廉豊富に電力を得られないことゝはその發展を妨げ、獨逸、米國及び加奈陀に於ける如き飛躍的發展は見られなかつた。従つて前大戰前に於いては極めて少量の國內需要に應ずるには十分であつたが、會社は收支償はず、缺損を續け、負債に苦しむ状態であつた。然るに戰後には需要増加著しく、會社の収益状態も改善せらるゝに至つた。戰後の需要増加は實に顯著で、一九二九年は一九二四年に比して一二〇%の著増となつてゐる。斯かる需要に對しては最早國內生産を以つては賄へずして、輸入に依存するに至つた。即ち今次大戰勃發前に於いては國內消費の約三〇%が國內生産に依つて賄はれ、殘餘の七〇%は實に輸入に依存すると云ふ極めて不安定な状態にあつた。即ち最近に於ける國內需給關係を見ると、左の如く、消費の著増が目立つてゐる。

アルミニウム需給狀況

| 年 | 生産高 | 消費高 |
|-------|--------|--------|
| 一九二九年 | 一三、九〇〇 | 三〇、〇〇〇 |

| | | |
|-------|--------|--------|
| 一九三〇年 | 一四、〇〇〇 | 二四、〇〇〇 |
| 一九三一年 | 一四、二〇〇 | 二〇、〇〇〇 |
| 一九三二年 | 一〇、三〇〇 | 一七、五〇〇 |
| 一九三三年 | 一一、〇〇〇 | 一九、〇〇〇 |
| 一九三四年 | 一三、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 |
| 一九三五年 | 一五、一〇〇 | 二八、四〇〇 |
| 一九三六年 | 一六、四〇〇 | 三五、〇〇〇 |
| 一九三七年 | 一九、〇〇〇 | 四九、〇〇〇 |
| 一九三八年 | 二二、五〇〇 | 六六、〇〇〇 |
| 一九三九年 | 二五、〇〇〇 | — |
| 一九四〇年 | 三五、〇〇〇 | — |

(註) Metal Industry, April 4, 1941 但し一九三九年及び一九四〇年の生産量は Statistical Yearbook of the League of Nations, 1940—41 に依る

一九三六年以降の消費増は再軍備計畫實施により航空機生産が擴充せられたことに因るものであり、一九三八年以降に於いては、後述する如く、輸出も著しく減少し、専ら軍需に應じてゐる。之に對して生産の増加は遅々として進まない。一九三八年の需要は一九二九年に比し一二〇%の増加であるのに、生産は六一・八%しか増加してゐない。

獨逸、米國及び加奈陀に於ける生産増加は實に目覺しいものがある。即ち、左表に示す如く、一九四〇年は一九三三年に比して獨逸は一二・七倍、加奈陀は六・八倍、米國は四・八倍となつてゐるが、英國は僅か三・一倍に止まり、その實際の生産高は獨逸の約八分の一、米國の約六分の一に過ぎない。

獨米加英四ヶ國のアルミニウム生産高

| 國 | 一九三三年 | 一九三八年 | 一九四〇年 |
|-----|-------|-------|--------|
| 獨逸 | 一八・九 | 一六五・六 | 一一四〇・〇 |
| 米國 | 三八・六 | 一三〇・一 | 一八七・一 |
| 加奈陀 | 一六・二 | 六六・〇 | 一一〇・〇 |
| 英國 | 一一・〇 | 二三・四 | 三五・〇 |

(註) Statistical Yearbook of the League of Nations, 1940-41

國內消費の七〇%を供給する輸入は、左表の如く、近年著増を示してゐるが、その約六乃至七割は加奈陀よりの輸入である。

アルミニウム輸入量

| 總計 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 加奈陀 | 一七・九 | 二二・七 | 三一・五 | 四六・〇 | 五七・八 |
| 瑞典 | 一五・一 | 一六・六 | 二〇・二 | 三〇・四 | 三六・〇 |
| 挪威 | 二・四 | 四・二 | 六・二 | 九・五 | 一二・九 |
| 諸國 | 〇・二 | 〇・六 | 四・三 | 五・〇 | 二・四 |

諾威よりの輸入は英國アルミニウム會社の子會社が同地に設けられてゐる爲めであるが、現在では是等は總べて喪失し、全く加奈陀のアルミニウム工業に依存してゐる。加奈陀は電力豊富でアルミナの電解には極めて有利な條件を有する爲め、同工業の發展が積極的に行はれ、殊に一九三六年以降の英國再軍備計畫發表以來は大增産が計畫せられ、一九三七年には四二、二〇〇噸、一九三八年六四、五〇〇噸、一九三九年七五、〇〇〇噸、一九四〇年には一一〇、

〇〇〇噸と飛躍的増産が遂行せられてゐる。開戦後に於いては從來アルミナ輸出を主としてゐたのを脱し、モントリオールに加工工場を建設し、半製品及び完成品の輸出を行はんとしてゐる。併し加奈陀は米國との關係上、相當量を米國の軍需に供給せざるを得ないので、英本國への供給に専念することは不可能である。従つて英國が今後期待し得るのは濠洲及び印度に於けるアルミニウム工業であるが、是等とて從來殆ど發展を見て居らず、且つ現地に於ける航空機工業がアルミニウム不足の爲めに單に組立工場としての意味しか持ち得ないのを克服する爲めにも、現地供給を行はざるを得ず、英本國への輸出は早急には困難な現状にあるやうである。

斯かる事情よりして英本國の航空機工業の生産を支障ならしむる爲めには國內生産を擴充せねばならぬのであるが、それには二つの制約を受けざるを得ない。即ち一つは原料ボーキサイトが海外に依存すること、他の一つは電力の不足である。

アルミニウム生産の原料は主としてボーキサイトと粘土とであるが、ボーキサイトは國內に産出しない。粘土は北愛蘭に産出を見るが、硅酸質が高い低品位礦で利用し難い。英國アルミニウム會社はこの低品位礦を使用するアルミニウム生産を計畫し、ライン・ハーバー (Larne Harbour) にアルミナ工場を建設したが成功せず、他の二工場と共に輸入ボーキサイトに依つて操業してゐる。開戦以後に於いては國內資源の活用が更に計られてゐること、想像されるが、恐らく微々たるものであらう。結局國內資源に基く生産は殆ど重要な意味を持たず、ボーキサイトの輸入に俟たざるを得ない。ボーキサイトの最近に於ける輸入高は左表の如く累年増加を示してゐるが、その八〇%は佛蘭西よりの輸入である。

第四篇 産 業

ボーキサイト輸入高

| | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 總計 | 一九四 | 二二一 | 二一九 | 二四九 | 三〇二 |
| 佛 蘭 西 | 一七二 | 一八七 | 一八二 | 二〇七 | 二二九 |
| 希 臘 | 七 | 二五 | 一七 | 二〇 | 三四 |
| 英領ギアナ | 六 | 七 | 一七 | 一九 | 一一 |

(註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1939

佛蘭西よりの輸入は英國アルミニウム會社の子會社たるボーキサイト聯合會社 (S. A. de L'Union des Bauxites, Marseille) により供給せられてゐた。同社は佛蘭西のボーキサイト生産の四分の一を占むる獨占會社で、鑛區は主として南佛にある。希臘、ユーゴスラヴィアよりも輸入せられるけれども、さして重要なものではない。然るに一九四〇年獨逸の佛國進駐により英國はこの重要な供給源を喪失することになった。即ち約五分の四のボーキサイト輸入を喪失したのであるから、アルミニウム生産は甚しい障礙に直面せざるを得なくなつた。歐洲以外のボーキサイト供給地は英領ギアナ及びゴールド・コーストである。この内、英領ギアナの鑛床は英國への供給と云ふ點からは餘り重要とはなり得ない。それは英領ギアナのボーキサイトは加奈陀及び米國のアルミニウム工業の重要な供給源を成すからである。英國アルミニウム會社の子會社たる英國及植民地ボーキサイト會社 (British and Colonial Bauxite Co., Ltd. 資本金四萬磅) は、未開發の有望鑛脈を多數所有してゐるが、夫等はいづれも交通不便の地にあつて短時日で開發することは不可能に近い。同様のことはゴールド・コーストのボーキサイトに就いても云へる。同じく英國アルミニウム會社の子會社たるゴールド・コースト・ボーキサイト會社 (Gold Coast Bauxite Co., Ltd. 資本金三萬磅) が二三の鑛區

を所有してゐるが、鐵道連絡地より遠く離れ、或は海岸より百軒以上の地にある爲め、その生産が直ちに今日の需要に應ずることは望めない。ニヤサランドに於けるボーキサイトも同様である。従つて何れの地に於いても現状を救ふことが出来ないが、若し或る程度の生産が可能としても他の工業が直面すると同様に輸送の點で更に困難に逢着することは云ふを俟たぬであらう。一九四〇年に於いては南佛のボーキサイトが或る程度地中海を通じて英本國に供給せられてゐたが、地中海が英國に取つて比較的自由的な海面となつた現在に於いては、南佛のボーキサイトが多少は英本國へ齎されることも想像される。併しそれ等は結局少量であらうから、國內生産は原料の點で甚しい困難に當面してゐると云へよう。

次にアルミニウム生産の重要な要素たる電力は英國に於いては決して豊富とは云へない。アルミニウム一噸を生産するには約二萬乃至二萬五千ワット時の電力を要する。然るに英國の電力は九八%が火力發電であり、豊富低廉なる水力發電は極めて少ない。此事は戰前に於いてはアルミニウム生産の原價を高めることにより不利な條件となつてゐたが、開戦以後に於ける相繼ぐ石炭の減産は發電量に影響することになり、アルミニウム生産には甚しい障礙となつてゐるであらう。

上述の如くアルミニウム生産には決して恵まれない條件の下に英國のアルミニウム工業は發展して來た。英國アルミニウム會社 (資本金四百五十萬磅) が獨占的地位を占め、アルミニウム會社 (Aluminium Corporation) が僅かに之に對立してゐる。英國アルミニウム會社の主要工場は Foyer, Kinlochleven, Lochaber の三ヶ所にある。Foyer工場は北愛蘭の水力を利用して建設せられもので、英國では最も古い。年産能力は一千噸であつたが、今次大戰直前には二千五百

應の能力を有してゐた。Kinlochleven 工場は二つの電解工場より成り、年産能力は約一萬噸である。次いで前大戦後蘇格蘭西部のフォート・ウィリアム (Fort William) に第三の比較的大なる工場が建設せられる筈であつたが、一時中止となつてゐた。併し現在では一九三〇年の不況期に一部閉鎖せられた Lochaber 工場と共に再建せられ、英國アルミニウム會社系のロックアーバー電力會社 (Lochaber Power Co. 資本金三百萬鎊) の子會社北英アルミニウム會社 (North British Aluminium Co. 資本金百萬鎊) に依つて經營せられてゐる。同工場は政府が四百萬鎊の低利資金を貸與し、且つ法律上の保護を與へて、一九二九年末完成した工場で、年産能力は當初は二萬噸であつたが、開戦前には二萬五千噸になつてゐた。同工場の再擴張が戦前計畫されたが、未だ實現は見ない。この外、英國アルミニウム會社の子會社にして瑞西及び丁抹の資本が参加してゐる南ウエイルズ・アルミニウム會社 (South Wales Aluminium Co., Ltd.) の工場が Resolven にあるが、同工場は年産能力一千五百噸程度で増産には餘り重要な存在ではない。英國アルミニウム會社に對するアルミニウム會社 (Aluminium Corporation) は極めて小規模のもので、コンウェイ (Conway) の Dolgarrog に年産一千噸の工場を有するに過ぎない。要之、アルミニウム生産は大部分英國アルミニウム會社の前記三工場に於いて行はれてゐるのであるが、同社は又ボーキサイト工場、加工工場をも有し、更に諾威にも子會社を持つてゐる。

英國アルミニウム會社のアルミナ原料粘土工場は北愛蘭のラーン・ハーバー (Larne Harbour) 蘇格蘭東部のバーン・タイランド (Burntisland) 及び南ウエイルズのニューポート (Newport) の三ヶ所にある。ラーン・ハーバー工場は蘇格蘭のアルミニウム工場へ原料を供給し、バーン・タイランド工場は諾威の工場へ原料を送つてゐた。開戦後には諾威への輸出は停止され、また國內輸送にも支障を生じてゐる。

英國アルミニウム會社傘下の加工工場は先づランカシャーのウォリントン Warrington 及びスタッフォードシャーのミルトン (Milton) に壓延工場を有するが、半製品並に完成品工場は多數ある。此内バーミンガムの北部アルミニウム會社 (Northern Aluminium Co., Ltd.) 及びジェームズ・ブース會社 (James Booth & Co., Ltd.) が最大である。此外帝國製鍊會社 (Imperial Smelting Corporation) と提携し、アヴンマウスに媒染劑及び紙元素として使用せられる硫酸アルミニウムの工場を有し、また帝國マグネシウム會社と共同で金屬マグネシウム會社をも經營してゐる。

海外に於いては、シドニーに濠洲英國アルミニウム會社 (British Aluminium Co., Ltd. of Australia) カルカッタにアルミニウム製造會社 (Aluminium Manufacturing Co.)、マドラスに印度アルミニウム會社 (Indian Aluminium Co.) があるが、従來は主として是等の地域を英國のアルミニウム製品の輸出市場として確保し、是等の會社に於いてはアルミナ或は半製品の生産を中心にしてゐた。即ち英國アルミニウム會社は高い輸出價格と英帝國間の關稅同盟とを利用して英帝國内に主として輸出してゐたのである。英國のアルミニウム輸出は、左表の如く、小規模なものである。殆ど總べてが英國アルミニウム會社並に關係の會社の製品になつてゐる。英國アルミニウム會社は是等の輸出により比較的利潤を得てゐたので、内需の増加に拘らず、一部内需を輸入に依つて補ひ、輸出を行つてゐた。併し漸次國內價格の騰貴により内需により多くを向け輸出を減じた。この傾向は軍備擴張が急を告げて來た一九三八年に於いて明かに看取される。

英帝國以外の子會社は諾威にあつた。諾威は豊富な水力を有して低廉に電力を利用し得るので、既に加奈陀及び佛蘭西アルミニウム會社が進出してゐたが、英國アルミニウム會社は二つのアルミニウム工場(合計年産一萬六千噸)を有

† Det Norske Nitrid A. S. (公稱資本一千五百萬クローネン)を支配下に置き、また資本金二百萬クローネンの Vigeland Brug A. S. 及び資本金四十五萬クローネンの Stongjordens Elektrokemiske Fabrikker A. S. を所有してゐた。併し之等は現在では總べて喪失し、英國アルミニウム會社は本國及び帝國內にのみしか支配權を有しないことになつた。

アルミニウム及び同製品の輸出量

| | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| (一)アルミニウム・ブロック及び棒 | 一九三六 | 三、六一九 | 一、五〇八 |
| 濠洲 | 四六七 | 二四五 | 二六〇 |
| 其他英帝國 | 五五 | 八四 | 八〇 |
| 瑞典 | 三八七 | 一、一一六 | 四〇八 |
| 米國 | 一三九 | 三三〇 | 一〇六 |
| (二)アルミニウム板 | 三、四五四 | 五、二六九 | 三、九〇五 |
| 英領印度及び緬甸 | 八六九 | 一、二四五 | 九三三 |
| 濠洲 | 六九四 | 一、〇八六 | 八八七 |
| 加奈陀 | 一、二六二 | 九六七 | 七五三 |
| 南阿聯邦 | 一三九 | 一六八 | 二六九 |
| 其他英帝國 | 四六七 | 八二四 | 三七六 |
| (三)アルミニウム製品 | 一、三〇六 | 一、三〇四 | 九一三 |
| 印度及び緬甸 | 一九七 | 二五二 | 一四五 |
| セイロン | 一二二 | 一七九 | 七八 |
| 南阿聯邦 | 三九 | 七一 | 五八 |

其他英帝國

一八七

一四七

一八四

(註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1938, Vol. III

上述の如く英國アルミニウム工業は英國アルミニウム會社のコンツェルンにより運営せられてゐるが、不利な生産條件しか有せず、殊に開戦後に於いては一段とアルミニウム生産は困難に立至つてゐる。従つてアルミニウムの生産は之を本國に於いてするよりは有利な條件を有する加奈陀に於いてする方が遙かに好都合であるので、目下のところでは本國に於ける増産計畫或は政府の積極的援助は見られない。反之、加奈陀に於けるアルミニウム生産は極めて積極的に行はれてゐる。要之、英國のアルミニウム需要を満すことは戦前同様加奈陀のアルミニウムが十分に供給せられるか否かに懸つてゐる譯であるが、開戦後加奈陀のアルミニウムが大部分米國に送られ、對英供給が消極的と成つてゐるので、英國のアルミニウム需給は困難の度を加へるであらう。

第二節 金屬マグネシウム工業

航空機の發達に伴つて航空機材料としての輕金屬の研究も進み、近年に於いてはアルミニウムよりは更に軽い輕金屬としてマグネシウムに對する需要が高まつた。マグネシウムは既にアルミニウムに先んじて發見せられてゐたが、製鍊が困難であり、また空氣中にて腐蝕する等の缺點があつた爲めに、その利用は遅れたのである。近年是等の難點を除去することに成功して以來、航空機材料として重要金屬となつた。之に應じて英國に於いても近年マグネシウムの生産が始められるに至つた。その主原料マグネサイトは國內に産出せず、左表の如く輸入してゐる。

マグネサイト輸入高

| 年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 總計 | 二九、七五五 | 三八、六一〇 | 四九、七〇七 | 五七、〇五七 |
| 濠洲 | 一一、〇一八 | 一三、五四八 | 一六、九七六 | 一三、三八五 |
| 希臘 | 八、二五四 | 一〇、五四八 | 一五、九七六 | 二七、二七二 |
| 英領印度 | 三、一二七 | 三、五三八 | 六、二六八 | 五、二六〇 |
| 加奈陀 | 一、三六三 | 二、六五三 | 一、八二五 | 三、五四九 |
| 和蘭 | 二、七九三 | 二、六九〇 | 二、三五〇 | 一、八九三 |

(註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1938, Vol. III

即ち主要供給地は澳太利及び希臘であつて、現在は是等よりの供給は殆ど無くなり、英領印度及び加奈陀に依存せざるを得なくなつてゐることは云ふを俟たない。

マグネサイト以外の原料としてはドロマイト、カーナライト等がある。ドロマイトの産出高は一九三五年五四五、九三〇噸、一九三六年六一五、五一九噸、一九三七年六七五、五二三噸であつた。併し英國産ドロマイトにはマグネシウムの含有量が少く、主としてセメント材料或は建築材料として使用せられるのであり、右生産高も主としてこの目的に使用せられ、マグネシウム生産に使用し得る鑛石の産出量は少い。

(註) Seventeenth Annual Report of the Secretary for Mines, 1937

英國に於けるマグネシウム生産高は公表されないが、一九三七年には二千噸、一九三八年には五千噸と推定せられ、一九四〇年には五千五百噸、一九四一年には一萬三千噸の生産が計畫せられてゐる。

主要マグネシウム會社は英國アルミニウム會社の子會社たる金屬マグネシウム會社を始め、Imperial Smelting Corporation, Magnesium Electrometal, Ltd., Imperial Magnesium Corporation, Magnesium Metal Alloy Co. 等がある。

最後の會社はドロマイトを原料とするが、他社は主としてマグネサイトを原料として使用してゐる。

現在原料マグネサイトに對しては輸入許可制を行ひ、價格、販賣に就いて統制が行はれてゐるが、マグネシウム工業に對して如何なる統制或は國家的援助が加へられてゐるかは全く不明である。

第六章 造船業

獨逸側海空軍の活動に因つて聯合國は開戦以來毎月平均五十八萬總噸の船舶を撃沈され、幾度か危機に直面した。一九四三年に入つては、三月を例外として、獨逸側撃沈高が前記平均噸數を割るに至り、他面、米國造船も漸く本格化し、その發表する所に依れば、一九四三年三月以降月産百萬總噸臺を維持してゐる。且つ北阿作戦より南伊作戦に互る一應の成功に因つて地中海航行が再開せる等の事情のため、聯合國側の船舶情勢は稍々小康状態を示すに至つたと傳へられる。併しこれとても尙現段階を辛うじて維持する程度の軍需並に民需物資の輸送を充たしてゐる程度と見られ、依然船腹の不足に迫られてゐることは勿論である。海運に依存すること極めて大なる英國にとつては、米國よりの援助は相當期待し得るとしても、なほ自國の造船能力を擴充することは最大の急務と云はねばならないのである。

第一節 開戦前の造船狀況

元來英國造船業は英國の海外發展と歩調を同じうして發達し、一九一四年以前に於いては世界造船高の過半を占めてゐた。然るに前大戰は諸國の造船業の發達を促し、殊に米國の進出著しく、英國造船業は昔日の股賑を失はざるを得なくなつた。戦争に次ぐ一九二九年の恐慌は一段と英國造船業に打撃を與へた。この期間に於ける世界進水噸數に對する英國の占める割合はこの傾向を極めて明瞭に示してゐる。即ち一九一一年には英國の占める割合は實に六八・〇%に達し、戦前の一九一三年に於いても五七・九%に上つてゐたが、大戰に因る打撃は覆ひ難く、一九二一年には

三五・三%に低下した。一九二四年頃より漸次恢復して、爾來一九二九年に至る間には五〇%前後に達したこともあつたのであるが、恐慌に因つて再び挫折し、一九三二年にはその影響を最も深刻に反映し、實に二五・八%に低下した。之を底として次第に回復し、一九三八年には三四・四%まで引返したが、到底昔日の地位を取戻すことは出来なかつた。政府は斯かる永久的不況を救済する爲めに一九三〇年ナショナル・シップビルディング・カムパニー (National Shipbuilding Company) を創立し、採算不良の造船所、老朽造船所等を買収せしめ、是等の操業を休止して優秀なる造船所に作業を集中し、以つて全國造船業の合理化を圖つた。

世界新造船總噸數の五四%に相當する百二十五萬三千噸を進水せしめた一九二九年に於いてさへ造船臺の五四%、造船職工の七六%が活動したに過ぎない所より見れば、過剰造船力を整備しつゝ適正なる縮小を圖つたことは當然と云へよう。

次いで日獨伊米佛等の諸國が優秀なる商船を建造したのに對抗して、政府は優秀船の建造に補助金を交付し、造船業を援助して來た。従つて造船高も左の如く漸次好轉を見せてゐた。

| 年 | 起工噸數 千噸 | 建造中噸數 千噸 | 進水噸數 千噸 |
|-------|------------|-------------|------------|
| 一九一三年 | 一、八六八 | 二、〇〇二 | 一、九三二 |
| 一九三五年 | 六八二 | 七四三 | 四九九 |
| 一九三六年 | 一、〇八一 | 九六四 | 八五四 |
| 一九三七年 | 一、〇五七 | 四、五二四 | 九一七 |
| 一九三八年 | 五〇五 | 三、七九一 | 一、〇一九 |

英國造船業は、既述の如く、前大戰以降海外諸國の斯業發展に因つて昔日の繁榮を失ひ、その相對的地位は低下した

けれども、なほ同國重要工業の一つであることは争へない。その不況裡にあつた一九三〇年に於いても造船及び修理總価格は八千萬磅を下らず、同年造船噸數の四四%は海外からの注文であり、艦艇を除いて千百二十八隻、價格一千九百萬磅の輸出があつたのである。また造船業が最大の組立工業である結果として前記八千萬磅の半額は資材及び勞務として他産業の供給するところである。従つて造船業が好況であれば、造船所のみならず、造船及び艦装に要する資材を生産する製鐵業其他多くの産業に殷賑をもたらすことは云ふ迄もない。

第二節 開戦後の造船統制

一九三九年戦争勃發するや船腹確保の必要から英國は逸早く造船並に船舶修理の統制を實施した。即ち商務院は國防條例 (Defence Regulations, 1939) 第五十五條に基いて同年九月四日英國に於ける造船及び船舶修繕に關する二統制令 (Restriction of Construction of Ships Order, 1939; Restriction of Repairs of Ships Order, 1939) を公布した。右統制令に依り英國に於いては豫め商務院の許可なくしては新船建造及び修繕に關する工事を爲し得ないことになつたが、統制令實施前よりの起工工務に就いても亦詳細な届出を要することゝし、船舶建造の場合は本令施行後十四日以内に仕様書を商務院に提出し、商務院が受理後十日以内に許可を與へたときは工事を繼續することが出來、又修繕に就いては九月四日から七日以内に許可證を得た場合は工事を繼續し得ることゝした。斯くして個別的設計による勞力及び資材の浪費を極力防止することに努めた。そしてこの造船及び修繕の許可制關係の事務は同年十月十九日海運省設立と同時に同省に移管された。

然るに戦局の進展は豫期以上に速かにして、造船高も意外の停頓を見るに至るや、翌一九四〇年二月一日商船の建造及び修繕を海軍省の管理に移し、前大戰の後半に於いて採用したと同様、造船資材及び勞働力の使用を一元的に集中し、艦船及び商船の建造能力の配分に伸縮性を與へることゝした。

戦争第二年度半頃迄は獨逸の歐洲大陸席捲に因つて諸威、丁抹、和蘭、白耳義及び佛蘭西の船舶にして英國の支配に歸したるものも加へて頗る豊富なる船腹を擁してゐた爲め、造船關係勞務問題も喧しく論議されるに至らなかつたが、一九四〇年秋頃から獨逸空襲の被害と共に船舶問題が重大化し、船腹増強が戦争遂行上最大の要請となつてからは遽かに造船關係の勞務問題が多額の關心を喚ぶに至つた。従つて政府は造船關係の勞務統制をも海軍省に移管することゝし、海軍大臣をして造船關係勞務者の適正配置、轉業禁遏、生活保障、怠業防止、其他の統制に當らしめた。併し外部からの造船部門への勞働力吸収に關しては従來通り勞働省所管とした。之がため一九四一年二つの重要命令——工業登録(第一)令 (Industrial Registration (No.1) Order) 並に重要作業 (造船及修繕) 令 (Essential Work (Shipbuilding and Shiprepairing) Order) ——が公布された。工業登録令は一九四一年二月二十四日公布され、造船關係勞務者の登録制を規定したもので、その目的は勞働可能なる二十歳以上の男子にして過去十五年間造船及び船舶修繕に通算して一年以上従事した者をして原則として勞働省の地方支部へ出頭して登録せしめ、以つて不況中轉職せる五萬人の熟練工の原職復歸を可能ならしめんとするにある。この結果は南西海岸地帯を除く其他の造船地帯に於いては相當の効果をあげたものゝ如くである。造船及修理作業令は同年二月三日公布され、罷業、轉職、怠業等による生産力減退を防止せんとするもので、本令に基き中央には海軍省所管の勞資各二名の代表者より成る委員會が置かれ、地方には必要

なる場所に海軍省の港湾関係官吏の下に労資各三名の代表者より成る地方協議會が設けられた。是等兩機關の實際活動に就いては詳かでないが、當時海軍省の經理部長が労資間の軋轢を除去し得れば一五%乃至二〇%の生産増加は可能であり、五萬噸の造船高増加を期待し得ると述べてゐる所より見れば、勞働力不足に起因する勞働爭議、竝に之により喪失せる無駄も相當大きいものであつたと解せられる。

一九四三年一月より八月迄の八箇月間に於ける造船業關係の罷業狀況に關しては勞働省より左の如く發表されてゐるが、件數、参加人員、喪失日數共に前年同期に比して倍増し、罷業狀態の惡化を示してゐる。(Shipbuilding and Shipping, October, 1943)

(1) 造船及び船舶修繕業に於ける罷業

| | | |
|------|-------------|-------------|
| 件數 | 一九四三年(一一八月) | 一九四二年(一一八月) |
| 参加人員 | 一一六 | 五六 |
| 喪失日數 | 一七、四〇〇 | 七、九〇〇 |
| | 五四、〇〇〇 | 二四、〇〇〇 |

(2) 船舶用機關工業に於ける罷業

| | | |
|------|-------------|-------------|
| 件數 | 一九四三年(一一八月) | 一九四二年(一一八月) |
| 参加人員 | 一八九 | 一〇九 |
| 喪失日數 | 六一、六〇〇 | 三〇、三〇〇 |
| | 一四六、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 |

九月に入つてからはバロー造船所其他に罷業頻發し、九月末より十月初めにかけては二週間に互るヴィカース・アー

ムストロング造船所の機械工九千人の罷業があり、クライド地方の各造船所でも四千人の職工が賃銀値上を要求して罷業したと傳へられる。一九四三年一月第五週に於ける勞働者賃銀は勞働省發表に依れば左の如し。

| | | |
|--------------|-----------|---------|
| 二十才以上の男子平均賃銀 | 造船及び船舶修繕業 | 船舶用機關工業 |
| 女子少年工を含む平均賃銀 | 一三〇片八志 | 一二〇片四志 |
| | 一一五片〇志 | 一〇一片七志 |

之を前年同期に比較すれば、造船業關係勞働者の賃銀は二十一歳以上の男子平均に於いて十八志、女子少年工を含む平均に於いて十五志、即ち兩者共約一五%の上昇を見てゐる。更に戦前の一九三八年十月に比較すれば九二%の増加であり、鐵道、鑛山、海運を除く全産業平均の六二%増に對比すれば三〇%の開きを示してゐるのである。それにも拘らず賃銀引上を要求する罷業が頻發するといふ事實は、英國造船業が如何に勞働力の不足に當面してゐるか、又この不足を勞働強化によつて緩和せんとしてゐるが而かも同時に之が爲めの賃銀吊上も生産費其他の關係から制約を受けてゐるかを示すものと云へよう。

試みに賃銀を規定する主要要因たる建造費を「フェア・プレー」(Fairplay)誌調査に依つて重量噸七千五百噸、速力九節、石炭消費量一日二十五噸以上の英國市場仕入貨物船船價につき見るに左の如し。(各年六月末現在)

| | | |
|-------|---------------|-----------|
| 實額 | 指數(一九二九年=一〇〇) | 重量噸一噸當建造費 |
| 一九三八年 | 八〇千磅 | 一〇一三志 |
| 一九三九年 | 八五 | 一一一六 |
| 一九四〇年 | 一三九 | 一八一〇 |
| 一九四一年 | 一五〇 | 二二〇〇 |

一九四三年に入つてから建造費は更に著しい昂騰を來してゐると傳へられ、噸當り二十五磅前後と云はれ、戦前に比して正に二倍半の昂騰であり、増加率に於いては賃銀のそれを更に上廻つて居り、英國造船業の窮狀を如實に物語つてゐる。

兎もあれ、政府の勞働力不足に對する如上の對策により開戦直前の一九三九年七月に於いて十七萬六千人であつた造船勞働者が一九四〇年六月十五日現在では前年同期よりも二萬二千七百人の増加を見、造船工場に於いても同じく六月十五日現在で前年同期に比して二萬五千三百人を増加した。現在は後述の造船高とも睨み合せ約二十五萬人程度と推定される。

上述の如く英國造船業の統制は現在海軍省の全面的管理下に在り、造船職工、就中、熟練工の確保に重點を置いてゐる。複雑な組立、高度の精密性を必要とする造船業に於いては熟練工は非常に重要な存在である。戦前の不況期に於いて造船業は遂に恢復し得ないとの考へから熟練工の離散する者多く、また業者側に於いても熟練工の養成を怠り、更に斯かる事業への求職希望者が減じてゐたこと等が、開戦後の需要増と相俟つて、熟練工不足を來したものと云ふべきであらう。

次に英國造船業が當面してゐる重要問題は造船に必要な資材並に一部完成品の不足である。造船業は凡ゆる機械工業の総合的結晶を成すものであるから、造船工業が並行的に進展しなければ結局造船業自体は向上しない。この點英國造船業は從來多年に亙る傳統の下に調和ある發展が見られてゐたのであるが、開戦以來船舶用各種機關の生産に澁滯を來し、之が全體の造船能率を低下せしめてゐた。從來餘りに特殊なる製品の生産に向けられてゐた機械工業は

高度の精密性は持つにしても特殊工場に小さく分立し過ぎて、大量生産には可成りの不便が生ずるのは已むを得ないことであつた。同様のことは造船自体に就いても云へる。目下の緊急なる要請は優秀船舶を多くの日數をかけて建造するにあるのではなく、目前の輸送に向けらるべき船舶を多數急造するにある。政府は前大戦に於ける經驗に基いて標準型船舶を決定し、計畫造船を行ひ、之に依つて資材の圓滑なる配給、完成部分品の生産の簡易化を望んでゐる。併し之に對しては船會社側は戦後に於いて斯様な船舶は非經濟的であるとの見地から反對してゐるが、結局は政府の方針通り強行されてゐるものと考へられる。

更に恐らくは三百萬噸前後と推定される損傷船舶の修理から受ける造船能率の制約も亦大きいものと見なければならぬ。

第三節 戦時中の造船高

開戦後の造船高に就いては何等發表されて居らず、その能力も結局過去の實績より推定する外はない。最高は一九二〇年の二百萬噸餘であり、前大戦中の一九一八年には百三十五萬噸の建造があつた。其後は大體一年百萬噸足らずを建造して居り、一九三八年には百二萬噸を建造した。當時の造船施設は屬領所在のものを含め、造船所一六二、船臺六〇〇、造船工場一八四であつたが、勿論、之が全能力を以つて運営されてゐた譯ではない。一九三九年下半期に於ける造船高も前年の率に依れば、五十萬噸であるが、戦争勃發に伴ふ一時的低下を考慮して四十萬噸と抑へられてゐる。戦争第二年度及び第三年度上半期は獨機の空襲が最も熾烈を極めた時期であり、従つて造船高も低下したと見ら

れ、一九四〇年は六十萬噸、一九四一年は獨ソ戰の影響に因る下半期の恢復を考慮して七十萬噸と推定される。一九四二年には造船が戦後始めて順調に進捗し、數年來の最高に達したと「タイムズ」紙(一九四三年一月七日)は報じて居り、更に「シッピング・ワールド」誌(一九四三年一月十三日)は「アーチボールド・ハートの二百萬重量噸といふ見積を掲げてゐる所より見れば、大體月額十萬噸は建造したものと推測される。一方、加奈陀に於いても米國の大量造船と呼應して造船能力の擴張が行はれ、一九四二年には七十隻、七十萬重量噸を建造したと傳へられる。之を四十萬總噸と抑へれば本國と併せて百六十萬噸である。其他の屬領の造船高は戦前戦後を通じて殆ど問題とするに足らない。一九四三年の造船能力を暗示するものとして、同年一月三日海相アレキサンダーは、造船所の多くは一九一八年の水準には達せず、造船工も同年に比して尙少いと述べ、更に「クロニクル」紙(一九四三年一月二十六日)は現在尙遊休船臺があり、平時造船を凌駕するに至つてゐないと報じてゐる。上述の事情を考慮に容れれば、一九四三年中の造船高は加奈陀其他の屬領を含めて最高二百萬噸程度と推算される。ストックホルム發同盟電(一九四三年八月二十四日)に依れば、七月中の造船高は僅か四萬噸で、從來の最低記録であつたと傳へてゐるが、その主因は勿論罷業に因るものであらうが、一九四三年八月三日首相チャーチルは下院に於いてローズヴェルトよりの書翰を朗讀して、向後十箇月間毎月英國は米國より十五隻乃至二十隻の船舶の貸與を受けること並に米國は商船建造に力を注ぎ、英國は艦艇の建造に主力を傾注する了解が成立せる旨を明かにしたが、之は或は此邊の事情に基くものであるかと推測される。

第七章 自動車及び航空機工業

伊エ戰爭の勃發、獨逸再軍備宣言等により歐洲の風雲漸く急を告ぐるに至るや列國空軍に比して著しく劣勢なる英國は俄かに空軍の大擴張を計畫した。即ち前大戰の經驗に鑑み、航空機工業へ最も轉換の容易な自動車工業に對して航空機製作能力の培養を計り、一九三六年三月航空機エンジン製作に關する影の計畫「シャドウ・スキーム」により英國主要自動車會社は殆ど全部が航空機エンジン製作の爲めに動員された。斯くて英國航空機工業は自動車工業の基礎の上に新たに一大擴張が行はれたのである。開戦まではシャドウ工場として自動車工場は自動車の生産に當りつゝ航空機エンジンの部分品の製作をしてゐたのであるが、開戦後は全くその「シャドウ性」を脱却して全面的に航空機の生産に轉換した。従つて戦後の自動車工業を航空機工業と分けて別々に考察することは困難でもあり、又意味を成さぬとさへ云はねばならぬ。

第一節 自動車工業

第一項 自動車工業の發達

自動車工業は主としてバーミンガム、コヴェントリー及びウォルバーハンプトンを中心として發達し、一九〇四年デイトムラー自動車會社により初めて一企業として經營されてから未だ五十年に滿たないが、英國の經濟界に最も大きな影響を與へた工業の一つである。即ち北部の工業が南部及びミッドランドへ移行し、英國産業の地理的構成に大き

な變化をもたらした所謂産業南漸の主たる要因をなしてゐる。是等の地方は自轉車製造中心地であり各種の小工業が存在し、自動車部品を提供するの利便があつた。併し此事は反面大量生産方式の採用を阻害し、且つ小企業の亂立を助長する大きな要因ともなつた。即ち小自動車會社が無數に亂立し、従つて輸入車に比するときはその價格高く、到底輸入車と競争することが出来なかつた。一九一五年九月所謂マツケナ關稅（自動車輸入に對して從價三三%を課した保護關稅）が賦課されるに及び、漸く輸入車と對等の競争を爲し得る様になり、順調な發達を示すに至つた。第一次大戰中自動車工業は航空機用發動機竝に砲彈の製作に轉換し、必要な自動車は直接米國から輸入する方針を採つたので、自動車工業の發達は中斷され、海外市場は全く米國に奪はれてしまつた。

自動車工業が二十世紀の新興工業として目覺ましい發展を示したのは一九二二年モリス自動車會社がフォード式の生産方式を採用してからである。之は保守的な英國工業界に大きな刺戟を與へた。斯くて自動車の生産は急激に増加し、一九二二年の生産臺數は七萬三千臺であつたが、二年後には十四萬六千臺に上り、丁度二倍の増加を示すに至つた。一九二八年には二十一萬臺を超え、家用車十六萬五千臺の約八七%が五大會社によつて生産され、三大會社のみにても七四%を占め、殘餘は三十乃至四十の小會社に依つて生産して居る。是等小自動車會社は主として高級車竝に競走用自動車を生産して居り、需用者は價格等は問題にせずして寧ろ外觀と性能とを重要視して居る。茲に斯かる小自動車會社の存在理由があるのである。併し乍ら近年小自動車會社も次第に大會社の支配下に置かれ、大企業の獨占的傾向が顯著となつた。一九三七年の家用車生産臺數中九〇%が六大會社により製造され、この内六六%がオースチン、モリス及びフォード三大會社の占むる所である。

第二項 シャドウ・スキーム下の自動車工業

前大戰によりその發展を中斷された英國自動車工業は或は關稅政策により或は低馬力政策による等、種々なる方策を盡してその發展に努力した結果、自動車生産は世界恐慌の打撃を受けた兩三年を除いて逐年増加を示し、一九三七年には五十萬八千臺を生産し、自動車工業確立以來最高の製造高を示すに至つたが、シャドウ・スキームにより再度航空工業へ轉換を餘儀なくされ、その順調なる發展過程が又もや阻害されるに至つた。即ちシャドウ工場が完成しその操業が開始されるに至つた一九三八年には前年に比して家用車に於いて一二%、商用車に於いて一一%の減産を示した。開戦後間も無く乗用車の製造は禁止され、主なる自動車工場は全く航空機の生産に轉換し、殘る小自動車工場の製造する貨物自動車は軍用車か若くは公用車に當てられてゐる。

近年に於ける自動車生産臺數左の如し。

| | 自家用(タクシーを含む) | 商用車(乗合車を含む) | 合計 |
|-------|--------------|-------------|---------|
| 一九三〇年 | 一六九、六六九 | 六六、八五九 | 二三六、五二八 |
| 一九三五年 | 三一一、五四四 | 九二、一七六 | 四〇三、七二〇 |
| 一九三六年 | 三五三、八三八 | 一〇七、六〇九 | 四六一、四四七 |
| 一九三七年 | 三八九、六三三 | 一一八、一一六 | 五〇七、七四九 |
| 一九三八年 | 三四二、三九〇 | 一〇五、一七一 | 四四七、五六一 |

(註) Society of Motor Manufacturers and Traders, Motor Industry of Great Britain, 1939

従業者數(航空機工業を含む)は一九三五年以後その増勢殊に著しく、一九三八年七月には三十九萬人を數へるに至つた。

自動車及び航空機工業従業者数 (被保険者のみ)

| | |
|-------|---------|
| 一九三〇年 | 二四七、一四〇 |
| 一九三四年 | 二七一、五三〇 |
| 一九三五年 | 二八五、八三〇 |
| 一九三六年 | 三二四、〇〇〇 |
| 一九三七年 | 三五一、六三〇 |
| 一九三八年 | 三八七、八七〇 |

(註) Motor Industry of Great Britain, 1939

自動車輸入は、マッケナ關稅(註二)にも拘らず、逐年増加を示して居る。戦前獨逸製自動車の英國市場への進出目覺ましく、一九三五年の輸入總臺數の内、自家用車は二・八%、商用車は二・〇%を占むるに過ぎなかつたが、一九三八年には自家用車三一%、商用車一四%に上り、英國自動車市場に於いて米國とその覇を争ふに至つた。近年に於ける自動車輸入状況左の如し。

自動車及び部分品輸入額

| 年 | 自動車(シャシーを含む) | | 部分品 | | 合計 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| | 千磅 | 千磅 | 千磅 | 千磅 | |
| 一九三五年 | 一一、三四四 | 一、七三四 | 二、〇一四 | 四、〇七八 | 四、〇七八 |
| 一九三六年 | 一一、四七三 | 二、〇一四 | 二、五二七 | 四、四八七 | 四、四八七 |
| 一九三七年 | 一一、九七八 | 二、五二七 | 一、八三九 | 五、五〇五 | 五、五〇五 |
| 一九三八年 | 一、五三一 | 一、八三九 | 三、三七〇 | 三、三七〇 | 三、三七〇 |

(註) Motor Industry of Great Britain, 1939

(註一) 一九一五年制定されたマッケナ關稅は一九二四年八月一時廢止されたが、輸入激増により翌年また復活され、部分品、附屬品、タイヤにまで擴張賦課された。尙自治領及び植民地からの輸入に對しては特惠關稅制度を採用した爲め、米國の企業家は英國領土内にその工場を設置して關稅の負擔を免れんとし、また加奈陀に工場を建設して特惠關稅の利益に均霑せんとする對策を執るに至つた。

第三項 英國自動車輸出の特徴

自動車輸出は未だ微々たるもので、最高輸出額を示せる一九三七年に於いてすら貨物總輸出額に對して僅かに四%を占むるに過ぎない。併し乍ら英國主要生産品の輸出に比して自動車生産品の輸出は顯著な發展振りを示し、次第に重要性を加へつゝある。

輸出額指數 (一九二九年=一〇〇)

| 年 | 主要生産品 | | 自動車並に部分品 | |
|-------|-------|-----|----------|-----|
| | 指數 | 指數 | 指數 | 指數 |
| 一九三〇年 | 七八 | 八九 | 七八 | 八九 |
| 一九三五年 | 五七 | 一〇六 | 五七 | 一〇六 |
| 一九三六年 | 六〇 | 一一〇 | 六〇 | 一一〇 |
| 一九三七年 | 七一 | 一四四 | 七一 | 一四四 |
| 一九三八年 | 六四 | 一三二 | 六四 | 一三二 |

(註) Motor Industry of Great Britain, 1939

尙自動車生産額に對する輸出額は自家用車に於いて二〇%(一九三八年)を占め、斯かる高率を示す國は加奈陀、獨

逸、伊太利位のもので、世界第一の自動車輸出國たる米國はその生産額の8%を輸出するに過ぎない。自動車輸出が斯く高率を示す原因は特惠關稅に依つて主要自動車製造國の競争から保護されて居る廣大なる自治領並に植民地の存在によるもので、一九三八年に於いては自動車輸出總臺數の80%が是等自治領並に植民地に仕向けられて居る。之を任向國別に見るに、輸出自家用車の50%、同商用車の40%が濠洲及び新西蘭の占むるところで、其他は馬來、印度、南阿聯邦、丁抹等となつてゐる。一九三五年以降の輸出額左の如し。

自動車及び部分品輸出額

| 年次 | 自動車(シャシーを含む) | | 部分品 | |
|------------------------|--------------|-------|--------|----|
| | 千輛 | 千磅 | 千輛 | 千磅 |
| 一九三五年 | 八、九二三 | 二、九四四 | 一一、八六七 | |
| 一九三六年 | 一〇、〇三五 | 三、〇〇七 | 一三、〇四二 | |
| 一九三七年 | 一二、一五五 | 三、五七九 | 一五、七三四 | |
| 一九三八年 | 一一、一五七 | 三、五三六 | 一四、六九三 | |
| (註) 中古車を含み、自動自轉車部分品を含む | | | | |

Motor Industry of Great Britain, 1939

第四項 輕自動車本位

英國は世界第一の輕自動車國である。一九三八年の保有自家用車百九十八萬臺の内、約50%強が十馬力以下の輕自動車である。斯く輕自動車の保有率の高い原因は自家用車に對する課稅標準が馬力に置かれてゐる爲めであるが、尙米國製の高馬力自動車に對して國產車を保護せんとする意圖も働いて居る。併し國內需要は輕自動車であるが、海外需要は高馬力の自動車であると云ふ極めて不合理な結果を招來し、英國自動車の海外進出を著しく阻害してゐる。之は

必然的にモデル數の増加を促し、六大自動車會社(モリス、オースティン、フォード、スタンダード、ヴォークスホール及びブルーツ)の製作するエンジンのみにても實に四十種の多きに上つて居り、延いて自動車價格を昂騰せしむる原因ともなつてゐる。業者間の競争防止、品質の向上をはかる目的を以つて夙に一九〇二年自動車製造販賣業者協會が設立され、その技術委員會は最近規格の統一をも計畫してゐる。自動車價格は年々低下してゐるけれども、諸自動車國に比するときは未だ高價格で、國內市場は僅かに關稅に依つて米國其他の諸國の蹂躪を免れてゐる状態である。

第二節 航空機工業

第一項 一九三五年迄の航空機工業

英國航空機工業は前大戰中急激に發達したのであるが、戦後の不況に遭ひ、その生産設備に比して需要の著しい減退により一時凋落を餘儀なくされた。一九二二年には僅かに十八會社のみが事業を繼續し、他のものは工場を閉鎖するか、轉業せざるを得なかつた。一九二二年を通じて航空機新規製作高は僅かに二百臺を出なかつた。一九二三年に於ける英國の生産高は佛蘭西の僅か6%に過ぎない程であつた。一九二三年以降殆ど間斷無き空軍擴張計畫によつて航空機工業も再び活氣を呈し、前節に述べた通り、一九三六年四月『航空機エンジン製作に關する影の計畫』即ちシャドウ・スキーム確立されるに至つて、急速な發展を見たのである。シャドウ工場(後述)の完成された一九三八年初には月々約二百三十臺が製作され、従業者數は九萬人を算へるに至つた。一九三五年までの航空機製作臺數左の如し。

航空機生産臺數及び従業者數

| 年 | 航空機數 | 發動機數 | 従業者數 |
|-------|-------|-------|--------|
| 一九三〇年 | 一、四三四 | 一、九四一 | 二一、五七六 |
| 一九三三年 | 一、一〇二 | 一、四四四 | 二〇、四〇一 |
| 一九三四年 | 一、一〇八 | 一、六八五 | 二三、七七五 |
| 一九三五年 | 一、八〇七 | 三、〇〇〇 | 三五、〇三二 |

(註) Fifth Census of Production, 1935

從來英國政府は優秀なる航空機及び發動機の買上或は新型航空機の設計試作に對して奨励金を下附し以つて航空機工業を助成して來たのであるが、民間航空よりも軍用航空に力を注いでゐた。従つて英國航空機工業は軍用航空機を中心として發展したものである。一九三〇年の生産額は八百二十萬磅であつて、その間、政府の購入は六百三十萬乃至六百六十萬磅に上つて居り、生産額の七五—八〇%を占めてゐる。一九三一—三三年は世界恐慌の最も浸透した年であり、軍縮による豫算資金の制限により一九三〇年に比するときは航空機生産に於いて二四%、労働者數に於いて七%の減少を示すに至つた。

航空機工業は政府の助成に監督の下に品質に重點を置き、製作を續けて來た結果、その品質優秀にして諸外國の信用厚く、國內注文の減少せる年に於いても輸出が之を補つて餘りある程であつた。一九三〇年には航空機生産(發動機及び補充部分品を含む)の約四分の一が輸出され、一九三三年には五分の一強が輸出された。斯くて英國は一九二八—三一年の世界航空機材料輸出に於いて世界第一位を占めてゐた。併し乍ら恐慌の打撃は深刻にして、内外共に航空機の需要が著しく減少し、一九三二年より世界市場に於いて英國はその地位を米國に奪はれてしまつた。

一九三五年迄の航空機輸出左の如し。

航空機並に部分品輸出額

| 年 | 航空機 千磅 | 發動機 千磅 | 部分品 千磅 | 合計 千磅 |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 一九三〇年 | 六〇一 | 五四〇 | 九〇九 | 二、〇五〇 |
| 一九三一年 | 七七九 | 四一三 | 六六八 | 一、八六〇 |
| 一九三二年 | 六四一 | 四六七 | 六三三 | 一、七四一 |
| 一九三三年 | 四七五 | 四四八 | 五四二 | 一、四六六 |
| 一九三四年 | 七四七 | 五九三 | 五八二 | 一、九二一 |
| 一九三五年 | 一、二二五 | 六九六 | 八一〇 | 二、七二一 |

(註) R. Wagenführ, Die Flugzeugindustrie der Andern, 1939

英國空軍は一九三三年に於いては第一線機僅かに八百五十臺にして、世界空軍の第五位であつた。當時佛蘭西は一千六百五十臺、伊太利は一千臺、ソ聯邦は一千三百乃至一千五百臺を所有してゐた。一九三五年伊エ戦争の勃發、獨逸再軍備宣言等により歐洲の政局漸く急を告ぐるに至るや、英國は自國空軍の著しい劣勢を挽回すべく懸命な努力を始めた。即ち一九三四年に樹立せられた空軍擴張五ヶ年計畫は一九三八年末迄に第一線機を一千三百三十臺に擴充する計畫であつたが、一九三五年の央に至つて一九三七年五月迄に第一線機を一千五百臺に擴充するやうに訂正され、引續き一九三六年には第一線機一千七百五十臺に擴充するやうに變更された。この數字は第一線機のみであるから、

總需要数は補充、豫備を考慮し海軍機を合すれば九千臺を要すべく、更に屬領に分配すべき分をも合すれば一萬三千乃至一萬六千臺に及ぶと云はれて居る。後に更に一九四〇年五月迄に第一線機二千三百七十臺に増加する計畫が樹てられた。

主なる航空機エンジン製作會社はプリストル、ロールス・ロイス、アームストロング・シドレー、ディー・ネピア・ア
ンド・サンの四社にして、機體製作會社はホーカー、プリストル、フェアリー、ウェストランド、ハンドレー・ペイヂ、
ヴィッカーズ・アヴィエーション、ヴィッカーズ・シューパーマリン、アームストロング・ウィットウォース、エー・ヴィ・ロー
ヂェネラル・エアクラフト等の諸社である。政府は是等の會社を指定して専ら軍用機の製作に當らせて居たのである
が、航空機需要の激増によつて、年産二千臺にも達しない當時（一九三五年）の諸會社は、到底前記の如き空軍大擴張の
急速な要求に應ずることが出来なかつた。茲に於いて政府は既存の航空機製作會社を助成して工場の擴張を行はしめ
るか、或は航空機工業以外の工業を利用して航空機の生産を行はしめるかと云ふ問題に逢著した。政府は後者を選
び、英國獨特の航空機工業動員計畫たる『航空機エンジン製作に關する影の計畫』—シャドウ・スキームが立案され、
主要自動車製造會社は殆ど全部航空機製作の爲めに動員されるに至つた。之はこの方法が平時自動車工業に航空機生
産に關する貴重な經驗を與へ、潜在戦力を増大せしめるからである。

第二項 シャドウ・スキーム下の航空機工業

シャドウ・スキームに就いては既に述べた如くであるが、之は獨逸に著しく立遅れた英國航空機工業を最も急速且つ
效果的に擴充する爲め、一九三六年英國政府が自動車工業部面に於ける航空機工業の潜在的な生産力の培養をはかつ

たものであつて、平和産業を軍需産業へ轉換せんとする過渡的な施設である。この計畫に参加を要請された自動車會
社は主要な英國自動車會社を殆ど網羅して居る。即ちオースチン、デイルレー、ルーツ、ローヴァー、スタンダード、シ
ンガー、ウーズレーの諸社である。併しこの内ウーズレー會社社長ナップフィールドは、エンジン製作方法に關して、
各會社で完全組立を行ふか、生産過程の一部宛を分擔し一二の會社で完全組立を行ふかに關して、完全組立を行ふこ
とを主張し意見が合はず、遂に脱退してしまつた。シンガー社も政府から課せられた利潤制限が不満であると云ふ理
由で脱退してしまつた。後にプリストル航空機會社が参加し、結局、五自動車會社と一航空機會社がシャドウ・スキーム
に協力した。シャドウ工場はプリストル・マーキエリー第八型エンジン（空冷式九シリンダー、八百二十五馬力）の製作
に當り、各シャドウ工場は夫々部分品の製作を分擔し、シャドウ工場中最大工場たるオースチン、プリストルの兩工場
にて組立が行はれることとなつた。シャドウ工場が本格的な生産を開始したのは一九三八年初頭からである。シャド
ウ工場の操業開始と共に生産能率は飛躍的な發展を遂げ、一九三八年初頭には航空機二千七百五十臺、發動機一萬臺
（推定）を製作した。之を一九三五年と比較するときは、航空機に於いて五二%、發動機は約三倍の増加である。従業者
數は一九三五年は三萬五千人であつたが、一九三八年初頭には九萬人に、同年末には十萬人を超えた。斯くて英國航空
機工業はシャドウ・スキームにより自動車工業を基礎として飛躍的な發展を見た。この計畫の最も有利な點はシャドウ
工場の部分品生産の作業工程が單純化され、従つて不熟勞働者を大量生産に使用し得ることである。併し之は同時
に大きな脆弱點でもある。即ち一朝空襲に遭つて一工場が破壊されるや、全生産は全く停止せざるを得ない。ウーズ
レー會社社長ナップフィールドはこの點を指摘して航空機エンジンの分割製作に強く反對したのである。シャドウ工場完

成と共に、この反對論の正當性を認めてゐた政府は完全な航空機エンジンを生産するため、該計畫の強化を圖つた。即ちオースチン自動車會社は一朝有事の際にフェアリー爆撃機の生産に當ることゝなつて居り、戦時用飛行場の地下に一哩にも及ぶ大工場を建設し、ルーツ會社もリヴァプールに近きスベーク飛行場に附屬して航空機工場を建設した。また前記ナッフィールドの計畫によつてパーミンガムに大航空機工場を建設した。この外更に小規模工場、部分品工場及び修理工場を包括する第二次シャドウ工場が計畫された。以上は一九三八年中頃の状況であつた。同年九月國際政局が一段と悪化するに至るや、第三次シャドウ工場が計畫され、遂にシャドウ・スキームは全産業を包括するに至つた。ウッド航空相に依れば、航空機生産高は一九三八年五月より同年十月迄に既に五〇%の増加を示して居り、一九三九年五月迄には一五〇%を増加する見込であると云ふ。

航空機輸出は、國內需要の著増にも拘らず、大いに増加して居り、一九三七—三八年の部分品輸出の増加は特に顯著でシャドウ・スキームの好成績を物語つてゐる。

開戦直前に於ける航空機並に部分品輸出額

| 年 | 航空機 千磅 | 發動機 千磅 | 部分品 千磅 | 合計 千磅 |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 一九三六年 | 一、二八五 | 七四一 | 八九七 | 二、九二三 |
| 一九三七年 | 一、九一三 | 六三三 | 一、一三〇 | 三、六七六 |
| 一九三八年 | 二、四六一 | 一、一七三 | 一、七七四 | 五、四〇九 |

(註) R. Wagenführ, ibid.

併し乍ら輸入の増加は輸出に於けるより更に強く現はれてゐるのは注目すべき點である。軍備縮少の年度たる一九

三二年には輸入は一千九百磅弱であつたが、一九三五年には七千磅、一九三六年には十一萬四千磅に激増した。近年英國は米國に對して大量の航空機並に部分品の發註を行つた爲め輸入額は更に飛躍的に増加してゐる。一九三八—三九年に於ける米國からの輸入を見るに、一九三八年の輸入は四百萬弗足らずであつたが、一九三九年は三千四百萬弗に急増した。

米國よりの航空機及び部分品輸入額

| 年 | 航空機 千弗 | 發動機 千弗 | 部分品 千弗 | 合計 千弗 |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 一九三八年 | 一、六五〇 | 八三〇 | 一、四五〇 | 三、九三〇 |
| 一九三九年 | 一六、五七〇 | 三、四三〇 | 一四、七九〇 | 三四、七九〇 |

(註) Aircraft Yearbook for 1940

第三項 一九三九年以降の航空機工業

開戦と共に航空機に對する需要は急激に増大したのであるが、從來英國航空機工業は多數の部分品工場の集合の上に成り立つて居り、その間何等の統制なく、生産力は著しく阻害されてゐた。開戦と共に三千五百に餘る會社が協同したと云はれてゐる。是等の工場は從來の關係から或は陸軍省或は海軍省に屬してゐて、生産能率は甚しく低かつた。一九四〇年五月航空機の増産を計る爲めに航空機製作省が新設された。開戦後の生産高に關しては種々なる推定が行はれてゐる。一九三九年には月産一千臺乃至一千二百臺、從業者十四萬人と推定される。「ニューヨーク・タイムズ」紙は一九四一年初頭の月産高は一千五百臺であると報じてゐる。また一米誌は英米獨三國の月産を左の如く推定してゐる。

英米獨三國の航空機月産高推定

| | 英 國 | 米 國 | 獨 逸 |
|----------|-------|-------|-------|
| 一九三九年九月 | 九〇〇 | 三〇〇 | 一、五〇〇 |
| 一九四〇年六月 | 一、三五〇 | 五〇〇 | 一、八〇〇 |
| 一九四一年一月 | 一、六五〇 | 一、〇三八 | 二、〇〇〇 |
| 一九四一年十月 | 一、八五〇 | 二、〇〇〇 | 二、二〇〇 |
| 一九四二年十二月 | 二、一〇〇 | 三、二〇〇 | 二、三五〇 |

(註) American Automobile, March, 1941

クリップス航空機製作相が一九四三年五月最近の生産高につき二五—三〇%の増産を示したと述べて居るところより判断すれば、同年五月の月産は二千四百臺内外であらう。一九四四年二月十七日の「エアロプレーン」誌は英國の航空機年産高を四萬機以上と見て居り、一九四三年末の航空機生産力は月産にすれば三千三百臺内外と推定することが出来よう。因みに、一九四四年三月八日リットルトン生産相は下院に於いて英國は開戦以來一九四三年末迄に航空機九萬臺を生産したと發表してゐる。

航空機工業は現在諸工業部門の内最大の地位に上り、一九三八年には會社は十九、百名以上の職工を有する工場は四十五に過ぎなかつたが、一九四三年一月には百名以上の工場は三百二十三に増加し、航空機工業關係社のみにも實に一萬五千を數へるに至つた。従業者數は一九四三年初頭は直接間接を含めて約二百萬人に激増し、開戦當時の九萬人に比すれば二十二倍強に當る。併しその四〇%は婦人工である。英國は現在極度の勞働力不足に悩まされ、航空機

工場へ勞働力を供給する爲めに四十六歳乃至五十歳の婦人から十八歳十九歳の少女に至るまで動員されてゐる。殊に技術者及び熟練工の不足は甚しく、製作能率を必要な水準に保つてゆくことが漸く困難となつてゐるであらう。勞働力の逼迫は罷業の頻發となつて現はれ、加ふるに資材の不足により全般的に怠業氣分が横溢し、重大な生産停滯を來してゐると傳へられる。クリップス航空機製作相は最近斯かる生産の澁滯を打開する爲め、一九四〇年の緊急國防全權法により統制の強化に乗出した。即ち航空機製作相はジェネラル航空機會社に對して管理官レイトン・ベネットを派遣して、之をその監督下に置いた。同社はモノスパイ機の製作權を有し、一九三八年には英國航空機會社をその傘下に收めてゐる。尚サンダー飛行艇並にスターリング爆撃機製作會社として有名であるショート・ブラザース航空機會社に對して管理官並に社長を任命したが、更に同會社の株式をも徵用した。クリップスは就任直後海運其他交通機關の統合に手腕を示したマーダーをフェアリー航空機會社の専務取締役任命し、その支配權を獲得して居り、航空機工業に對する國家の統制は著しく強化されて來た。一九四三年八月議會に發表された「英國航空機生産狀況に關する調査報告並に改善意見書」に依れば、生産能率増進の爲め次の二點の改善が強調されてゐる。即ち第一は從來各所に分散せる多數の小工場を生産能率増進上より地域的に分散せしめること、第二に部分品の生産増加が跛行的なる爲め完成品の生産を停滯せしめ航空機増産を著しく阻害して居る故、之が増産には航空機生産に従事する職工と同様の待遇を部分品製作職工にも與へること、の二點である。尚勞働力に就いては從來殆ど勞力不足は見られなかつたが今後生産を増加するとすれば當然勞力不足を生ずるであらうと報告してゐるが、之は婦人勞働力を含めての事であらう。政府は凡ゆる手段をつくし航空機の増産に努力して來たが、勞働力並に資材の不足によりその生産力は限界に到

達せるものゝ如く、一九四三年八月リットルトン生産相は航空機の質及び量の優秀性を維持する爲めに航空機の生産計畫に大變更を行つた旨を發表した。

第八章 工作機械工業

英國は工作機械の製作には最も古い傳統と歴史を有し、既に一七六五年にはシリンドー中刳用工作機を製作してゐた。前大戦中工作機械工業は急激に發展したのであるが、戦後の不況に遭ひ、また産業合理化により工場数は著しく減少した。一九三七年には従業者三千人以上の工場が一、千人以上の工場が七、五百人以上の工場が八存し、大約二百餘の中小製造會社をもつて、年産四萬臺前後の各種工作機械を製作し、その価格は年産約一千四百萬磅であつた。そしてその製品は品質優秀にして、特に大型工作機械に於いてすぐれてゐる。一九二九年の世界恐慌の際にはソ聯邦より多量の工作機械の注文があつた爲め、他工業に於けるほど大きな打撃を蒙らなかつた。

併し乍ら英國工作機械工業は他工業と異り世界市場に於いては劣勢である。即ち一九三五年に於いて五大重要工作機械輸出額の總輸出額中、英國は僅か一五%を占めるに過ぎず、獨逸の三七%、米國の三五%に比するときは遙かに低位にあり、各、一三%を占める瑞西及び佛蘭西の上位にあるに過ぎない。一九三五年以降再軍備開始により工作機械に對する需要は急増し、工作機械工業は俄かに活況を呈した。即ち一九三〇年の生産價額は四百九十萬磅であつたのに、一九三五年には六百六十萬磅、一九三七年には一千四百萬磅と増勢を示した。

英國の工作機械工業は古くより發達せる關係上大型工作機械にはすぐれてゐるけれども、大量生産用單能工作機械や精密工作機械は米國、獨逸、瑞西等の諸國から大量に輸入して居り、その額は工作機械總需要額の平均約三五%に及んだ。再軍備開始により輸入は激増し、一九三三年には三千二百噸であつたのが、一九三五年には七千七百噸、一

九三八年には二萬三千噸と遂増し、この傾向は獨逸並に米國に於ける國內需要の激増が無かつたならば一層大なる數字を示したに違ひない。一九三八年の輸入總額中米國より約五〇%、獨逸より約二六%、瑞西から六%を輸入した。戦前迄の輸入狀況左の如し。

| 年 | 重量 (千噸) | 價額 (百萬磅) |
|--------------|---------|----------|
| 一九三〇年 | 六・五 | 一・七 |
| 一九三五年 | 七・七 | 一・七 |
| 一九三七年 | 三一・五 | 六・二 |
| 一九三八年 | 二三・八 | 五・〇 |
| 一九三九年(一月―八月) | 一九・八 | 四・六 |

海外輸出市場は廣く各國に互つてゐるが、特にソ聯邦に對しては大量の工作機械の輸出を行つて居り、世界恐慌による壊滅的打撃もそのため辛うじて免がれたことは既述の如くである。一九三八年には總輸出額の三八%をソ聯邦に輸出したが、一九三九年の八ヶ月間に於いてはその五三%を輸出するに至つた。開戦前迄の輸出狀況左の如し。

| 年 | 重量 (千噸) | 價額 (百萬磅) |
|--------------|---------|----------|
| 一九三五年 | 一六・五 | 二・〇 |
| 一九三七年 | 一一・八 | 二・二 |
| 一九三八年 | 二四・一 | 四・五 |
| 一九三九年(一月―八月) | 二二・二 | 三・七 |

英國工作機械工業は何等政府の統制無く、極めて自由に發達して來たのであるが、工作機械製作の種別分野は劇然と

してゐることが一つの特徴を成してゐる。工作機械工業の四大中心地はマンチェスター、バーミンガム、コヴェントリー及びハリファックスである。マンチェスターにあるケンダル・チェント社は主として轉削機を製作して居り、クレヴン・ブラザース社は大型工作機械を製造してゐる。この会社は一九二八年アームストロング・ウィットウォース社をその傘下に收めて、現在最大の工作機械製作会社である。バーミンガムには最新式工作機械製作会社多く、コヴェントリーにある再生産工作機械製作会社ビー・エス・エー社は自動旋盤を製作し、コヴェントリー・グリーン工作機械製作会社は小型精密工作機械の製作に當つてゐる。ハリファックスにはウィリヤム・アスキスヤキツチン・エンド・ワイド社があり、ボール盤、フライス盤の製作に當つてゐる。尚リーズにはグリーンウッド・アンド・バトレイ社があつて、プレス機の製作を専業としてゐる。

工作機械工業者を統制する自主的機關として工作機械業者協會が存し、政府との諸種の折衝に當つてゐるが、該協會は價格の決定には關係しない。

開戦後の工作機械工業の狀況に就いては詳かでないが、航空機其他各種軍需品の飛躍的な大量生産の要請により大量生産用單能工作機械や精密工作機械の需要が激増せるも、是等諸工作機械は米獨兩國に比するときは質量共に遙かに劣つて居り、熟練工の不足、資材供給の不圓滑により戦時の急速な需要には到底應ずることが出来ず、大量の工作機械を米國から輸入せねばならない現状にある。國內の凡ゆる遊休工作機械を徵用したり、輸出工作機械を差押へたり、各種の手段を盡して既存工作機械の活用を計つてゐるのであるが、尙米國より一九四一年には四千五百萬磅を輸入して居り、之を一九三八年に比するときは實に十三倍の激増に當る。

第九章 化學工業

第一節 英國産業界に於ける化學工業の地位

化學工業が鐵鋼業と共に軍需工業の中心的地位を占むることは周知の如くである。近來ガソリンに混入せられる合成化學藥品の製造或は代用品の製造に於いてその重要性は一段と加はつてゐる。その爲め化學工業の生産高、生産設備或は生産統制に關する統計及び調査は抗戦力を端的に表現することになるので、いづれの國に於いても十分なる發表は行はれないが、就中、英國に於いては其等の資料の發表は無い。従つて以下の調査も古い數字を基礎として現状の一端を窺はんとするに止まるものである。

英國に於ける化學工業の歴史は古い。他國に先んじて産業革命を完成し、紡績業、機械工業を以つて海外市場へ進出した英國は又化學工業に於いても先鞭をつけたのである。紡績工業は漂白劑、染料を必要とし、化學工業の勃興を刺戟したし、機械工業の發達は化學工業設備を容易に行はしめたので、一七四〇年に硫酸工業、一七九六年にアルカリ工業の萌芽を認めたのを別としても、一八二三年に曹達工業、一八二五年にセメント工業、一八四三年に硫安工業、一八五六年に染料工業が創始されてゐる。その頃獨逸及び米國に於いては未だ化學工業は殆ど發達してゐなかつた。併し其後獨逸は優れた科學技術により、米國は豊富多彩な原料資源を基礎として漸次に據頭し、前大戰前に於いては英國は化學製品の相當部分を獨逸に依存し、殊に染料に於いては獨逸より殆ど總べての供給を受ける状態であり、

又國際市場に於いて曹達製品、油脂製品に就いて獨米と競争せざるを得なくなつてゐた。戦後は米國の飛躍的發展、また日本其他新興國の化學工業が發達した爲め輸出は衰退し、且つ技術的には英國の無機化學工業中心の發展に對して、米國及び獨逸の合成化學或は有機化學工業の發展著しく、是等に對し却つて遜色を示すに至つた。

最近の統計は無いから、一九三五年の生産統計に依つて化學工業の地位を見るに、一九三〇年及び一九三五年共に英國は第五位にあるが、一九三五年には生産額、従業員數いづれも比重は増加してゐる。

純生産額並に年平均従業員數より見たる化學工業の地位

| | 純 生 産 額 | | 従 業 員 數 | |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 一九三〇年 千磅 % | 一九三五年 千磅 % | 一九三〇年 千磅 % | 一九三五年 千磅 % |
| 化學工業 | 七二、七六五 (四・八四) | 八七、三五二 (五・五四) | 一七七、三六二 (二・四八) | 一九一、〇八〇 (二・七〇) |
| 鐵 鋼 業 | 九一、八九二 (六・一一) | 一一四、八三六 (七・二九) | 四九四、二九五 (六・九三) | 五三三、五三八 (七・五四) |
| 機械造船業 | 二二九、五二七 (一五・二六) | 二四〇、五五〇 (一五・二六) | 一、〇七四、一四二 (一五・〇四) | 一、〇六一、六七一 (一五・〇〇) |
| 織 維 工 業 | 一四七、六八二 (九・九二) | 一五六、三六二 (九・九二) | 一、〇六一、六九九 (一四・八六) | 一、〇五〇、二一〇 (一四・八四) |
| 鑛 業 | 一五五、二〇四 (一〇・二三) | 一三六、二〇一 (八・六四) | 一、〇一八、八四四 (一四・二六) | 八四〇、六三五 (一一・八八) |
| 總 計 | 一、五〇四、〇四〇 (一〇〇・〇〇) | 一、五七六、〇六四 (一〇〇・〇〇) | 七、一四二、五〇一 (一〇〇・〇〇) | 七、〇七六、五九三 (一〇〇・〇〇) |

(註) Fifth Census of Production, 1935

その後化學工業の生産高は急増してゐると思はれるが、併し次表の工業生産指數に就いて見れば、一九三九年上期は一九三〇年に比して僅か二六・五%の増加に止まり、再軍備計畫の下に遂行せられた鐵鋼業の五七%、非鐵金屬の四〇%増には遙かに及ばない。従つてその占める地位に就いても全く同じであると云へよう。

第四篇 産業

二五〇

工業生産指數 (一九三〇年=100)

| 業種 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年上期 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 鑄業 | 九〇・八 | 九一・七 | 九四・四 | 九九・八 | 九三・九 | 九七・三 |
| 鐵鋼業 | 一一五・七 | 一二五・六 | 一五〇・一 | 一六六・六 | 一三一・五 | 一五七・六 |
| 非鐵金屬業 | 一二二・七 | 一三七・五 | 一四三・八 | 一六五・三 | 一四六・二 | 一四八・四 |
| 機械造船業 | 九四・〇 | 一〇四・八 | 一二三・三 | 一三六・三 | 一二八・九 | 一三〇・五 |
| 纖維工業 | 一一三・三 | 一一九・一 | 一二六・四 | 一二九・六 | 一二一・一 | 一二三・五 |
| 化學工業 | 一〇八・九 | 一一二・〇 | 一一五・四 | 一二四・五 | 一二六・三 | 一二六・五 |
| 總指數 | 一〇六・一 | 一一三・六 | 一二四・六 | 一三二・八 | 一二四・一 | 一三二・二 |

(註) People's Yearbook, 1941

次に化學工業内に於ける構成を見ると、重化學工業が首位を占めてゐるが、一九三五年は一九三〇年に比して比重は増加を見てゐる。之に次ぐは油脂工業、塗料工業であるが、その構成は左の如くである。

化學工業に於ける各部門の占むる地位

| 業種 | 總生産額 | | 従業員 | |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| | 一九三〇年 | 一九三五年 | 一九三〇年 | 一九三五年 |
| 重化學工業 | 五二,六五三(二九・〇)% | 六七,三二四(三五・一)% | 七〇,四七五(三九・七)% | 七五,五四九(三九五) |
| 肥料工業 | 五,七七七(三・一) | 七,四一六(三・九) | 八,五四八(四・八) | 九五九二(五・〇) |
| 油脂工業 | 二九,一〇五(一六・〇) | 二六,二五五(一三・七) | 二七,〇一〇(一五・二) | 二九,〇七一(一五・二) |
| 塗料工業 | 一九,五二八(一〇・八) | 二二,七三七(一一・三) | 二二,一九二(一一・〇) | 二四,六六八(一二・九) |
| 採油工業 | 二一,八二四(一一・〇) | 二二,三〇六(一一・六) | 一〇,九九二(六・二) | 一一,三六七(五・九) |

製油工業

| | | | | |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 製油工業 | 一六,四四六(九・一) | 一七,一五三(八・九) | 八,〇八一(四・六) | 九,五六八(五・〇) |
| 火藥工業 | 四,九九八(二・八) | 五,五一六(二・九) | 八,六九七(四・九) | 九,八七〇(五・二) |
| 石油工業 | 一六,〇八七(八・九) | 八,四四一(四・四) | 五,六二六(三・二) | 四,一五八(二・四) |
| マツチ工業 | 四,二六四(二・三) | 四,三四〇(二・三) | 四,〇一七(二・三) | 三,七四五(一九) |
| 其他 | 一〇,四六五(五・八) | 一一,三〇四(五・九) | 一一,九九一(六・八) | 一三,四九二(七・〇) |
| 合計 | 一八,一五三(一〇〇・〇) | 一九,一七九(一〇〇・〇) | 一七,七三三(一〇〇・〇) | 一九,〇八〇(一〇〇・〇) |

(註) Fifth Census of Production, 1935

化學製品の輸出額は一九一三年以來然程の變化は無い。一九三五—三九年の五箇年平均では全輸出に對する四・八%を占め、纖維製品、機械、鐵鋼、車輛、石炭に次ぐ重要輸出品である。獨逸の化學工業製品の輸出は一九三四—三六年の平均に於いて全輸出の一四・七%を占め、機械に次いでゐるのと比べれば低位にあるけれども、米國の一九三六—三九年の化學製品の全輸出に對する比重四・四三%とは略、同程度である。

化學製品輸出額

| 年 | 百萬磅 | 百萬磅 | 百萬磅 | 百萬磅 | |
|-------|------|----------|------|----------|------|
| 一九一三年 | 二二・〇 | 一九三〇年(1) | 二二・〇 | 一九三七年 | 二四・六 |
| 一九二一年 | 一九・一 | 一九三二年 | 一七・三 | 一九三八年 | 二二・〇 |
| 一九二九年 | 二六・六 | 一九三三年 | 一七・五 | 一九三九年 | 二二・七 |
| | | 一九三六年 | 二一・〇 | 一九四〇年(3) | 二七・六 |

(註) (1) G. D. H. Cole, British Trade and Industry
 (2) Statesman's Year-book, 1933—34
 (3) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1940

右輸出額中主要製品は左の如し。

| | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 硫 安 | 千磅 一、四九五(七・〇〇) | 千磅 一、二九四(五・九〇) | 千磅 一、九一七(七・七六) | 千磅 二、〇五三(九・〇八) |
| 曹 達 | 三、三九二(一五・九〇) | 二、九七〇(一四・〇七) | 三、二二〇(一三・〇六) | 二、九一六(一三・二二) |
| 塗 料 | 三、四六四(一六・二三) | 三、五二九(一六・二二) | 四、一〇九(一六・六六) | 三、六〇八(一六・二〇) |
| 染 料 | 一、五六九(七・三五) | 一、四〇〇(六・一一) | 一、五三三(六・二二) | 一、二六〇(五・七一) |
| 染料製品 | 六〇四(二・七九) | 八四五(四・〇二) | 一、〇四一(四・三二) | 八八五(四・〇二) |
| グリセリン | 三七〇(一・七三) | 三七一(一・七五) | 五五六(二・二五) | 三九三(一・七九) |
| 計 | 二一、三三八(一〇〇・〇〇) | 二一、〇九二(一〇〇・〇〇) | 二四、六五三(一〇〇・〇〇) | 二二、〇六〇(一〇〇・〇〇) |

(註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1938

第一次大戦直後に於いては硫安の輸出が首位を占めてゐたが、近年では曹達類にその地位を譲るに至つてゐる。

最後に化學工業の中心地としては、原料を主として海外より輸入し且つ製品を輸出する關係上、海岸に近い中部地方、殊にリヴァプール附近に集中してゐるが、近年は蘇格蘭の北部、ウェイルズの南部にも發展を見てゐる。

上述の如き發展を遂げた化學工業の最大脆弱點は石炭と鹽以外の諸原料を海外より輸入せざるを得ない點にある。石炭は素より化學工業の極めて重要な原料ではあるが、之のみでは化學工業は成立しない。更に多種類の原料を要するのである。最近に於ける原料輸入量は左の如くで、戦時中是等の補給は困難を加へ、化學工業の生産は著しく制約せらるゝであらう。

化學原料輸入量

| | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 硫 黄 | 千噸 一、二二二 | 千噸 一、五三三 | 千噸 一、三三二 |
| 黄 鐵 礦 | 三一一 | 四〇二 | 四〇二 |
| 磷 酸 鹽 | 四二七 | 四四六 | 四一一 |
| 加 里 鹽 | 一五〇 | 一三〇 | 一五二 |
| グ ア ノ | 七 | 一二 | 一二 |
| 骨 粉 | 二一 | 三九 | 二六 |
| アスファルト及 | 八九 | 八五 | 七九 |
| びピッチ | 三三 | 三〇 | 一四 |
| 重 晶 石 | 一七 | 二四 | 一四 |
| 珪 素 | 四〇 | 四三 | 四三 |
| 珪 藻 | 五六 | 五七 | 三五 |
| 生 ゴ ム | 六五 | 一四七 | 一八五 |
| 樹 脂 | 一〇二 | 一〇六 | 一〇一 |
| カゼイン | 七 | 九 | 八 |
| ボークサイト | 千噸 二、三三一 | 千噸 二、一九九 | 千噸 二、四九九 |
| 氷 晶 石 | 三 | 三 | 二 |
| マグネサイト | 三九 | 五〇 | 五七 |
| 酸 化 鐵 | 三二二 | 三七一 | 二六一 |
| 亞 鉛 | 一二九 | 一五一 | 一五八 |
| 臭 素 | 六三一 | 六九一 | 五八五 |
| 沃 度 | 二七五 | 九三 | 三六三 |
| 規 那 | 一 | 一 | 一 |
| 木 炭 | 一三 | 二六 | 一七 |
| 酒 石 酸 | 一〇 | 一一 | 一一 |
| 植物性纖維 | 五三 | 七三 | 七九 |
| オリイダ油 | 一、四七四 | 一、六二三 | 一、五三一 |
| 植 物 油 | 一九五 | 一九八 | 二一五 |
| 鯨 油 | 一三五 | 一五二 | 二二六 |

(註) Die Chemische Industrie, August 23, 1940

斯かる多數の輸入原料を東亞或は阿弗利加の屬領より獲得し、その基底の上に英國の化學工業は成立し且つ發展を遂げて來たのである。

第二節 化學工業の集中過程

化學工業は各製品に連絡性があり設備にも共通性がある爲め他の産業に比して結合は容易であつた。前大戰前既に曹達及びアルカリ工業はブラナー・モンド (Brunner, Mond & Co.) 竝に聯合アルカリ (United Alkali) の二大會社の獨占が相當進行してゐたが、大戰中にノーベル産業 (Nobel Industries) が爆發物生産を、英國染料 (British Dyestuffs) が政府の援助の下に合成染料生産を支配するに至つた。戦後は等會社の支配は更に強化され、また油脂、石鹼工業に於いてはリーヴァー・アンド・アニリーヴァー (Lever & Unilever) の結合が成つた。

斯く化學工業は高度の集中を遂げてゐたが、英國と國際市場に於いて覇を争ふ獨米兩國では既に完全な結合が組織されてゐたので、夫等と同等の條件の下に競争する爲には更に一つの中央機關の設立が必要となつた。茲に於いて一九二六年サー・ハリー・マックゴワンの主張に依つて帝國化學工業會社 (Imperial Chemical Industries, Ltd.) が設立せられたのである。即ち『業界全體を更に密接に組織し、現在の競争單位を一團體に纏めることに依つてのみ英國商品はその世界市場を擴大し得る』との主張に基いて、ブラナー・モンド (資本金千五百萬磅)、聯合アルカリ (資本金九百萬磅)、ノーベル産業 (資本金一千八百萬磅)、英國染料の四社を合同し、公稱資本金六千五百萬磅 (内拂込資本金五千七百八十萬磅) の新會社帝國化學工業會社が創立された。同社は單なる特殊會社としてではなく、一層積極的に業界の管理者として現はれ、作業の協同、機能の専門化、新會社の創立、舊設備の廢棄、高能率工場の擴充等を斷行し、最初の四社の限界を遙かに超える發展を遂げた。同時に外國にも販賣及び製造會社或は原料の生産會社多數を所有するに至つた。此間資本金は一九二七年には七千五百萬磅、一九二九年には九千五百萬磅へと増資された。

英國の化學工業は帝國化學工業會社の成立に因つて國內競争が終了し能率的となり、輸出に有利な生産を行ひ得

ることになつた。之は他産業に見られない完全な結合に成功せる爲めと云へよう。が實際の輸出額は間もなく始つた世界恐慌により却つて減退したのである。併し一九三六年以降の再軍備計畫遂行爲め内需が増大したので、この方面に化學製品が多く向けられた。再軍備計畫の中心は鐵鋼業、飛行機工業にあつたから、その擴充は到底夫等には及ばないが、尙二六% (一九三〇年對比) の増加となつてゐる。

第三節 開戦後の化學工業統制

大戰勃發に因つて化學工業は軍需に應ずべく切換へられたが、既述の如く、帝國化學工業會社を主體とせる横及び縦の結合が夙に成立してゐたから統制は行はれ易い譯であるが、實際如何なる程度まで生産統制が進んだかは窺知し得ない。開戦以來實施された統制は輸出入、價格及び配給に就いての統制である。

化學工業全般に及ぶ統制は無く、軍需省の下に數種の製品、例へば、硝酸、肥料、染料、アルコール、溶劑等に就いての統制官が設けられて價格及び配給を主とし、稀には生産統制をも行つてゐる。併し是等の統制には計畫性が乏しく、現實に物資が不足し始めてから統制を行ふと云ふ非能率的なものであつた。例へば、硫安の統制は一九四〇年十二月二日より工業用アンモニア統制會を以つて統制し、石炭乾溜物は一九四〇年十一月より鑛山局の下にタール製品統制會を作つて生産消費の統制を始めた。トリオール、ベンゾールの統制は早く戦前より行はれてゐたが、フェノール及びナフタリンに對する統制は遅れて實施された。

化學製品の輸出は國內資源維持と化學製品の必要量確保との爲めに開戦後直ちに許可制とし、大部分の化學製品の

近に於ける石炭不足は、直接の原料として、又電解化學工業へ供給すべき電力不足を來すことにより、一つの障碍となつてゐるであらうと推察される。

第四節 無機化學工業

第一項 曹 達 工 業

無機化學工業の中心を成すものは曹達工業と硫酸工業とで、この二工業の相互の組合せにより殆ど總べての無機化學製品が出来るのであるが、英國は曹達工業の資源に恵まれ、米國と共に世界の二大曹達生産國である。

英國に於ける曹達工業は既に一八二三年にランカシャーにルブラン法による工場が建設されてゐたが、一八七二年ブラナーとモンドとの兩名がソルベール法による工場をウィニングトンに作つて以來一大發展を遂げた。更に一八八一年にブラナー、モンドは資本金三十六萬磅のブラナー・モンド會社を設立し、ウィニングトン、サンドバッチの工場を大擴張し、ルブラン法の諸會社と競争して之を屈服せしめ、又小會社の合併に依つて出來た聯合アルカリ會社をも壓倒し、更にアンモニア・ソーダ法の諸工場を打倒し、一九一三年に國內の競争者を買収して資本金四百萬磅の獨占會社を設立し、曹達製品の輸出を積極的に行ふことになつた。時恰も第一次世界大戰が勃發したが、戦時中は輸出を減じ苛性曹達を軍需に向け、又火藥材料ピクリン酸の原料を成す石炭酸の合成或は硝酸アンモニアの製造に轉換してゐた。戦後はウォラスコートに最新式工場を建設して國內の曹達工業の合同を一段と促進し、原料會社、硫酸會社をも

傍系として持つに至つた。一九二六年帝國化學工業が設立されて之と合同した。その時には資本金千五百萬磅の一大曹達工業獨占會社であつた。斯く英國の曹達工業はブラナー・モンド會社の獨占下にあつて發展を遂げ、英國最大の化學工業であつたが、それは原料としての岩鹽及び石灰石が隣接して豊富に存在し、加ふるに、夫等の地域が輸出に便利な地位にあつたことが與つて力があつたのである。チェシャーを中心とする岩鹽は世界有數のもので、此處を繞つて曹達工業が行はれてゐる。

鹽及び石灰石の近年に於ける生産高左の如し。

| | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 石 灰 石 | | | |
| 化 學 用 | 一、〇二〇 <small>千噸</small> | 一、〇一三 <small>千噸</small> | 一、一八六 <small>千噸</small> |
| 其 他 | 一七四 | 二〇一 | 二五八 |
| 岩 鹽 | 一六 | 一七 | 一八 |
| 鹹 | 一、八三八 | 一、九〇八 | 二、一五九 |
| 水 | | | |

(註) 17th Annual Report of the Secretary for Mines, 1937

曹達生産高は推定であるが、曹達灰は一九二九年九十八萬四千噸、一九三六年九十萬八千噸、苛性曹達は一九三七年三十九萬乃至四十四萬噸であつた。一九三五年の生産統計に依れば、炭酸曹達、重炭酸曹達、苛性曹達の合計は一九三四年の百二十一萬二千噸に對して百三十一萬八千噸であつた。

その後の生産高は不明であるが、輸出量は左の如く、その増減は海外市場の變動に伴ふものであるけれども、或る

程度までは生産状態を推察することが出来るであらう。

| 曹達類合計 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 苛性曹達 | 四二八・四 | 三九〇・八 | 四六六・三 | 三五六・五 |
| 炭酸鹽 | 一一一・二 | 一〇二・四 | 一三二・〇 | 九七・四 |
| 硅酸鹽 | 一一〇・二 | 二〇二・九 | 二四九・六 | 一八七・八 |
| Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1939 | 一四・三 | 一三・六 | 一五・一 | 一三・六 |

第二項 硫酸工業

アルカリ工業と共に無機化学工業の中核を成す硫酸工業は前大戦前に於いては相当量の原料を輸入せねばならなかつたのが、近年に至つて國內需要を満した上多少の輸出をも爲し得るまでに發展した。近年の生産高及び原料消費高左の如し。

| 生 産 高 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|---|-------|-------|---------|---------|-------|
| 硫酸(純分一〇〇%) | 八八六・三 | 九三六・三 | 一、〇四三・一 | 一、一〇〇・〇 | 九九四・三 |
| 原料消費高 | 三六二・九 | 三七一・四 | 四〇四・一 | 四〇五・二 | 三六四・四 |
| 硫酸化鐵 | 一五八・六 | 一五六・五 | 一六一・二 | 一六五・一 | 一四六・二 |
| 硫酸濃縮物 | 四三・五 | 五〇・九 | 六一・二 | 八二・〇 | 七四・五 |
| 亞鉛濃縮物 | 九七・一 | 一二六・五 | 一六〇・九 | 一五八・八 | 一四一・六 |
| (註) Chemistry and Industry, December 21, 1940 | | | | | |

即ち硫酸の年産額は約百萬噸であり、その殆ど全部が國內で消費され、輸出は一九三四―三八年の平均に就いて見れば、年約二千噸に過ぎない。硫酸の輸入は現在は無いが、原料は殆ど全部を輸入に俟たねばならない。次表の如く原料の國內生産は微々たるものである。

| | 生 産(1) | 輸 入(2) | 合 計 |
|---|------------|------------|-------|
| 硫酸 | 一九三五―三七年平均 | 一九三五―三九年平均 | |
| 硫酸化鐵 | 四、四八〇 | 三九一 | 三九五・四 |
| 硫酸濃縮物 | 一 | 一三〇 | 一三〇・〇 |
| 亞鉛濃縮物 | 七七〇 | 一五三 | 一五三・七 |
| (註) (1) 17th Annual Report of the Secretary for Mines, 1937 | | | |
| (2) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom, 1938 | | | |

硫酸工業は現在殆ど帝國化学工業會社の獨占であるが、地域的にはリヴァプールからマンチェスターの東が中心地で、こゝに帝國化学工業會社の大硫酸工場、化学冶金會社の硫酸工場が集中して居り、またバーミンガム、プリストル、アバディーンにも大工場がある。

次に國內需要を見るに、一九三七年及び一九三八年に於ける消費は左の如く肥料工業に於ける消費が約半分を占め

てゐる。

硫酸の工業別國內消費状況

| | 一九三六—三七年 | 一九三七—三八年 |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 過磷酸石灰工業 | 二四二・〇 <small>千噸</small> | 二三五・〇 <small>千噸</small> |
| 硫酸工業 | 二〇五・七 | 二〇六・一 |
| 鍍金工業 | 一〇一・九 | 九〇・〇 |
| 染料工業 | 四五・〇 | 四〇・六 |
| 織物工業 | 二九・八 | 二四・四 |
| 其他 共合計 | 一、〇八〇・〇 | 一、〇五〇・〇 |

之に依つて見れば、内需は略、國內生産に依つて賄はれてゐるものゝ如くである。

次に硫酸を主要材料とする硝酸は直接火薬として使用せられるので、生産状況は全く不明であるが、一九三五年に於ける生産高は五萬噸、一九三七年は六萬噸（推定）であつた。輸入は行はれてゐない。鹽酸の生産も亦硫酸が主要原料であつたが、最近合成法に依る生産が却つて主流を成すに至つてゐる。一九三五年の生産統計に依れば、十五萬六千噸であつたが、現在に於いては硝酸と共に大增産を示してゐるものと思はれる。

第三項 肥料工業

會つては智利硝石を主要原料とした窒素工業も前大戰中に於いて獨逸の空中窒素固定法の發明により全く變化した。英國にあつても肥料工業の發展は第一次大戰後に於いて見られる。肥料生産高左の如し。

| | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 鹽基性鑛滓 | 二七二 <small>千噸</small> | 二九六 <small>千噸</small> | 四四二 <small>千噸</small> | 三九一 <small>千噸</small> |
| 過磷酸鹽 | 四三七 | 四二〇 | 四四二 | 三九一 |
| 硫酸銅 | 三五 | 二七 | 二九 | 三一 |

(註) Agricultural Yearbook, 1939—40より算出

次に人造肥料の中核を成す硫酸の生産高及び輸出高は左の如く、近年の減産は生産制限に基くものである。

| | 生産高 | 輸出高 |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 一九二九年 | 八三九 <small>千噸</small> | 五六七 <small>千噸</small> |
| 一九三三年 | 五八一 | 二九六 |
| 一九三四年 | 四四九 | 二七〇 |
| 一九三五年 | 四四八 | 二二八 |
| 一九三六年 | 四二七 | 一九〇 |
| 一九三七年 | 五〇五 | 二八七 |

(註) Die Chemische Industrie, Januar 31, 1939

右の内、塩基性鑛滓（トマス肥料）は製鐵の際に副産物として産出せられるもので、英國金屬會社の子會社たるナショナル肥料會社にて専ら生産されてゐる。硫酸の生産は一九二二年合成アンモニア及窒素會社がピリンガムに工場を新設し、ハーバー法に依つて日産八噸を生産したに始まるが、其後年々擴張して大工業となり、またウアドネスにも帝國化學工業會社がガザレー法によるアンモニア合成工場を設立し、今日では日本及び獨逸に次ぐ世界第三位の生産國である。英國農業の規模は小さいから、硫酸の大部分は輸出せられてゐるが、一九二九—三〇年に於ける世界農業

恐慌は硫安輸出を停頓せしめ、且つ諸國に於いて硫安工業が起るに及び、世界的生産過剰を生じた。その結果、歐洲窒素カルテルが成立し、英國も一九三五年には之に参加し、國內の生産制限を行つた。その目的で硫安聯合會が設立せられ、その下に統制された。

硫安工業は戦時に際しては爆薬工業に轉換し、また新興化學工業に不可欠な醋酸の生産もアンモニアを主原料とするものであるから、現在の硫安生産能力は極めて重要であるが、その増産狀況は判明しない。

第五節 有機化學工業

第一項 染料工業

染料生産の基礎を確立することは戦時に際して直ちに爆薬の製造に轉換し得る點に於いて近來益々重要視されてゐるが、英國の如き紡績業の發達せる國に於いては平時に於いても亦極めて重要な存在であることは云ふ迄もない。併し染料工業、即ち合成染料工業が國內需要に應じ得るに至つたのは最近年のことで、第一次大戰前に於いては殆ど全く獨逸に依存してゐた。英國に於いては既に一八五六年にパーキンがアニリンの酸化に依つて赤紫色の染料を得てイングランドで工業化を試みてゐるが、當時は政府も何等の援助を爲さず、また資本家も積極的では無かつたので、獨逸の染料に壓倒されて之に依存してゐたのである。然るに第一次大戰の勃發に依つて獨逸よりの輸入は杜絶したので、忽ち染料不足に達着した爲め、戦時中に染料使用者が出資して英國染料會社を設立した。之に對して政府も積極的な援助を與へ、百七十萬磅を低利で融通し、また取締役會に代表を送つて半官半民の會社とした。この染料會社は戦時

中は主として爆薬の製造に従事したが、戦後は染料製造に立戻つた。政府は一九二〇年染料輸入法を制定して染料の輸入を制限し、保護關稅を課して國內生産の育成を圖つた。此間國內に於ける統合が行はれ、英國染料會社とレヴィンスタイン會社とは合同し、新たに同名の英國染料會社を作り、國內染料生産の七五%をその支配下に置いた。同社に對して政府も關與し、株式の一部を保有し、また重役を送つてゐたが、豫期の如き成果が得られず、非難を受けたので、一九二五年に同社は改組して、純然たる民間會社として新生し、一九二六年には帝國化學工業會社の設立に参加し、その子會社となつた。此外蘇格蘭染料會社、エムコ染料會社、英國アニリン會社も帝國化學工業の傘下に入り、英國染料工業は全くその統制下に置かれるに至つたが、同社は一九三二年獨逸の I・G、佛蘭西のフランス染料會社及び瑞西のスキス染料會社と國際協定を結んで生産及び販賣を協定した。

合成染料の生産高は左の如く累年増加を示してゐる。

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 一九一三年 | 四、〇六九 | 一九三三年 | 二二、六三六 |
| 一九二六年 | 一三、四三九 | 一九三四年 | 二二、六二八 |
| 一九二九年 | 二四、九一一 | 一九三五年 | 二六、二一一 |
| 一九三〇年 | 一九、〇一二 | 一九三六年 | 二七、三三二 |
| 一九三一年 | 三一、四二〇 | 一九三七年 | 二八、二四三 |
| 一九三二年 | 二二、〇四五 | | |

(註) Economist, April 9, 1938

一九三七年には一九一三年の實に七倍に達してゐるが、一九一三年の國內生産は僅か内需の二二%に應ずるに過ぎなかつたものが一九三三年には内需の九一%迄を満すに至り、最近に於いては獨逸及び米國に次いで世界第三位の輸

出國となつた。

合成染料に至る中間製品は、有機物ではベンゾール、トリオール、ナフタリン、石炭酸等のコールタール分溜物、無機物では硫酸、硝酸、曹達など廣範圍に及ぶが、その何れを取るも總べて爆薬原料である。就中、有機物生産は重要で、この内ベンゾールの生産高は左の如く著増を示してゐるが、尙米國より多量を輸入してゐる。

| | | | |
|-------|---------------------|-------|---------------------|
| 一九三〇年 | 一一八・一 ^{千噸} | 一九三五年 | 一七五・二 ^{千噸} |
| 一九三一年 | 一〇二・三 | 一九三六年 | 二〇一・七 |
| 一九三二年 | 一〇〇・四 | 一九三七年 | 二二一・四 |
| 一九三三年 | 一一一・〇 | 一九三八年 | 二二五・五 |
| 一九三四年 | 一五四・五 | | |

(註) League of Nations, Statistical Yearbook, 1939-40 より算出 一九三〇—三三年迄は推定

一九三八年は一九三〇年に比すれば、八二%と飛躍的な増加を示してゐるが、尙一九三七年には三億四千八百萬ガロン、一九三八年は二億四千三百萬ガロンを米國から輸入してゐる。従つて染料工業としての自給は確立しても未だ中間製品に於いては輸入に俟つものがあつたのである。有機化學製造の原料たる石炭は豊富に産出してゐるが、戦争以來の減産では是等の生産の減少も考へられる。勿論、現在に於いて染料の需要は減退し、また染料生産は縮小して軍需向生産に轉換してゐるものと想像される。

第二項 油脂工業

平時に於ける油脂工業は、石鹼の製造が中心であるけれども、戦時に際しては爆薬としてのグリセリン工業並に動物性潤滑油製造工業として重要な軍需産業である。英國に於ける油脂工業はリーヴァー・アンド・アニリーヴァー會社 (Lever & Unilever, Ltd.) の下に發展し曹達工業に次ぐ存在となつてゐる。

石鹼工業は一八八五年リーヴァー・ブラザース社がボート・サンライトに石鹼工場を設立したのに始まり、以後同社を中心に發展を遂げ、前大戦後は更に同業者を合併或は子會社として一九二五年には英國油脂會社を傘下に入れ、又製油並にマーガリン工業にも手を伸し、この方面の獨占をも確立したが、一九二七年にはロツテルダムに於けるユルゲン及びヴァン・デン・ベルヒ・マーガリン會社と提携し、資本金五億フロリンのリーヴァー・アンド・アニリーヴァー會社を設立して大陸に於ける石鹼油脂工業の獨占をも得た。同時に本國に於けるリーヴァー・ブラザース社は公稱資本金一億四千萬磅の新會社リーヴァー・アンド・アニリーヴァー會社とし、倫敦に本社を置き、英本國並に英帝國內の油脂工業を統括した。一九三七年には倫敦本社並にロツテルダムの本社は協定を更に緊密にし、世界各地に子會社を設け、或は關係會社を作つて世界的カルテルとなつた。即ち一九三八年現在に於いて同社は英本國及び和蘭以外に、瑞典、諾威、丁抹、芬蘭、佛蘭西、白耳義、チェッコ・スロヴァキア、澳太利、洪牙利、ユーゴスラヴィア、ダンチヒ、米國、支那、濠洲、伯刺西爾、伊太利、蘭領印度、比律賓、泰等に約六百の油脂、マーガリン、石鹼の關係會社を有し、世界鯨油生産額の約五〇%を消費してゐた。

英國に於ける石鹼並にグリセリンの戦前の生産高左の如し。

| | | | |
|-------|----------------------|----------------------|-------------------------|
| グリセリン | 一九三四年 ⁽¹⁾ | 一九三五年 ⁽¹⁾ | 一九三八年 ⁽²⁾ |
| | 一一三・〇 ^{千噸} | 二四・七 ^{千噸} | 二五・〇 ^{千噸} (推定) |
| 石 鹼 | 四四六・五 | 四四五・九 | 五〇〇・〇(噸) |

(註) (1) The Fifth Census of Production, 1935
(2) Die Chemische Industrie, Februar 21, 1941

即ち石鹼生産高は一九三四年には四十四萬噸であつたが、一九三八年には五十萬噸に増加した。この約八割が同社の生産で又グリセリンは殆ど全部が同社の生産である。石鹼の輸出は大體年平均四萬二千噸であるが、總べて同社の販賣網を通じて行はれてゐる。唯一のアウトサイダーはマンチエスター、ニューカッスル、倫敦にある消費組合經營にかゝるものであるが、是等は全生産の僅か一〇%を占むるに過ぎない。

次に動植物油の製油業竝にマーガリン製造業も殆ど同社の手中にある。一九三九年に於いて約二十五乃至三十萬噸の製油をなし、又マーガリンの全英國消費十八九萬噸も全部同社から供給されてゐる。その中心會社は同社の子會社たる英國油脂及製油會社（資本金一千萬磅）で、ハル、倫敦、サザンプトン、マンチエスター、リヴァプール、グラスゴウ等に工場を持つてゐる。之以外にはヴァン・デン・ベルヒと共同の子會社もマーガリンの生産に當つてゐる。

油脂工業の主要原料たる動植物油は殆ど輸入に仰ぎ、國內生産は極めて貧弱であるから、戦時中はその生産は甚しく制約を受けざるを得ない。而かも夫等の油脂類は馬來、ボルネオ、バルカン、阿弗利加等から主として輸入せられてゐたのであるから、今後阿弗利加或は南米資源に轉換するとしても相當の原料不足を來たさざるを得ないであらう。近年に於ける主要原料の輸入量は左の如く棉實、亞麻仁、落花生、鯨油等が最も多い。

油脂工業原料輸入状況

| | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 椰子實 | 一四五 | 一四九 | 一三四 |
| 落花生 | 一八五 | 二七〇 | 三二六 |
| コブラ | 一二四 | 七九 | 一一四 |

| | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 大豆 | 八二 | 九九 | 九九 |
| 亞麻仁 | 二七三 | 二八六 | 二七六 |
| 棉實 | 六〇一 | 六七二 | 六二一 |
| 椰子油 | 一一〇 | 一〇四 | 一一一 |
| ココ椰子油 | 一一 | 二四 | 三六 |
| 大豆油 | 一六 | 六 | 三 |
| 落花生油 | 五 | 六 | 二 |
| 亞麻仁油 | 二二 | 三七 | 一九 |
| 鯨油 | 一三五 | 一五二 | 二二六 |
| 其他 | 六五 | 六七 | 六〇 |

(註) Die Chemische Industrie, Februar 21, 1941

斯くの如く輸入原料の基礎の上に立つ油脂工業が戦時に際して生産に障碍を來たすことは明かであり、グリセリン生産を軍需に向ける爲めには結局國內石鹼需要を削減せざるを得ないであらう。

第三項 メタノール竝にアセチリン系合成化学工業

近年合成樹脂、ガソリン合成薬品等の新興有機化学工業の原料としてメタノール、ブタノール、アセチリン、醋酸などに對する需要が増大し、各國ともその生産に多大の努力を拂つてゐるが、未だ最近の發達に屬し、加ふるに戦争に直接使用せられるものが多い爲め生産状況は全く公表せられないので、如何なる現状にあるかは判明しない。併し戦前に於いては獨米に比して本工業が立遅れてゐたことは明かであり、是等生産の中心的原料、醋酸竝にカーバイトは

左の如く輸入に俟つてゐた。

| | 醋 | カーバイト |
|-------|-----|-------|
| 一九三五年 | 八・三 | 五〇・二 |
| 一九三六年 | 九・二 | 五五・六 |
| 一九三七年 | 八・二 | 六三・四 |
| 一九三八年 | 五・六 | 六五・八 |

醋酸は獨逸、米國及び加奈陀、カーバイトは諸威、ユーゴスラヴィア及び獨逸より輸入された。従つて現在はカーバイトの輸入が殊に困難であらう。カーバイトの生産は既に一九三五年頃より行はれてゐたが、「ケミカル・トレイ・ド・ジャーナル」誌の傳へる處に依れば、開戦後ウェイルズに個人會社が獨力にて計畫してゐる由である。カーバイト生産に必要な石炭と石灰とは英國に存在するが、電解に多量の電力を要するので、現在の英國發電能力を以つては是等を十分に賄ひ得るか否かは疑問である。醋酸生産は硫安生産の中間生産物より轉換し得るので、硫安工場設備の利用に依つて或る程度の増産は行はれよう。アセトン、ブタノール等の生産に就いては、酵解工業に基く生産も可能であるけれども、英國に於いては馬鈴薯以外に適當な資源無く、且つ食糧問題との關聯もあるから、この方面からの増産は期待し難いに違ひない。合成樹脂は帝國化學工業會社で生産されてゐるが、未だ十分な供給は爲し得ない模様であり、結局、是等製品は米國の化學工業に依存せざるを得ないであらう。

第四項 人造石油工業

英國は、輸入石油の補填策として、一九三四年以來國內油田の試掘奨励と共に石炭液化による人造石油の生産に努

力を續けてゐた。石炭液化工業は一九三四年の炭化水素油生産法の制定を以つて開始せられ、その後直接水素添加法或は低溫乾溜法に基く液化工場が建設された。そして一九三八年補助金制度を設け國內石油生産の助長策が講ぜられた。現在水素添加法による石炭液化は帝國化學工業會社のピリンガム工場で行はれ、低溫乾溜は低溫乾溜會社の手で行はれてゐる。併し乍ら石炭液化による代用燃料の生産高は左の如く未だ極めて小さいものに過ぎない。

| | |
|-------|-----|
| 人造石油 | 一七〇 |
| ベンゾール | 二一九 |
| シエール油 | 一三三 |
| 其他 | 五四 |
| 合計 | 五七五 |

右は一九三八年に於ける生産高であるが、純然たる石炭液化による人造石油は僅か十七萬噸に過ぎない。一九三八年以降生産高は増加を見たものと想像されるが、一噸のガソリンを生産するに四噸半乃至六噸の石炭を必要とし、且つ龐大な生産設備と高度の技術を要し。従つて生産費は甚だ不廉なこと、また現に原料たる石炭の不足に悩んでゐること等を考へるときは如何なる程度の増産が行はれたか甚だ疑問であると云はねばならないであらう。

第十章 纖維工業

第一節 概説

英國纖維工業の歴史は英國の工業史と共に古く、その果し來つた役割も極めて大である。就中、綿業は産業革命以來同國工業を主導して來たこと周知の如くで、曾つては綿製品輸出貿易に於いて全世界を席捲し、前大戰前四ヶ年間の年平均綿布輸出量六十六億六千五百萬ロング・ヤードと世界に冠絶する壓倒的優位を誇つたのであつた。

併し乍ら近代纖維工業の鼻祖とも云ふべき英國綿業も前大戰當時の盛況を頂點として頓に衰退の兆候を現はし始めた。その原因は一にして足らぬが、一方に於いては、生産單位小規模のもの多く、組織化せず、各部門間に分立があり、製造販賣兩機構の連繫薄く、經營は戰時中多く投機業者の手中に落ちて、新事態に即應する合理化再編成の能力を缺き、鞏固なる労働組合の存在は賃銀の弾力性及び能率の發揮力を奪つて原價切下を殆ど不可能ならしめたのに、他方に於いては、前大戰後特に他國の綿業の進展著しく、その設備に於いて、組織に於いて、又原價に於いて英國を凌駕するものがあると共に、關稅の障壁を高くして自國市場の保護を厚くする傾向は愈々強まつて來て、英國製品市場は日に蹙まるに至つた。殊に東洋市場に於いては日本の競争に悩むこと甚しかつた。之が對策としては企業合同、自動織機の採用、帝國品の優遇等の施策を試みたけれども、その進行は遅々たるものであつた。

英國羊毛工業の歴史は云ふ迄もなく綿業よりも著しく古く、その製品は優秀にして世界市場に於いて多大の聲價を有してゐる。綿業と略、同様の事由に因り相似た窮境に立つてはゐるが、尙綿製品の約半額に當る輸出を維持してゐる。

英國製麻工業の沿革も亦頗る古く、その傳統は千年を超え、製品の聲價も亦世界的である。併し他國の競争、關稅障壁等の重壓を蒙つて近年經濟的窮境に陥れることは他の纖維工業と同じである。取り分け黃麻工業の如きは原料産地に勃興せる印度工場とは通常の場合到底角逐し得ざる状態にある。獨り新興産業たる人造纖維工業の創始は英國が特に他の諸國より先鞭をつけたのではなく、従つて先發の利點を専らにするを得なかつたばかりでなく、原價高などの爲め海外に於ける斯業への投資に依る利潤の上からは兎も角、生産上に於いては次第に日米獨伊の諸國に凌駕せらるゝに至つた。

第一表 纖維品輸出額

| | 一九三三年 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 綿 絲 布 | 五八、九三三 | 五九、〇九六 | 六〇、一七一 | 六一、五一八 | 六八、五〇九 | 四九、六八一 | 四九、〇九二 | 四九、三三三 |
| 毛絲及び毛織物 | 二五、五八二 | 二八、八四九 | 三〇、三六七 | 三二、二一九 | 三五、五〇三 | 二六、八一四 | 二六、六五四 | 二八、六九二 |
| 絹及び絹織物 | 八五六 | 一、〇五八 | 一、一四二 | 一、二六四 | 一、四九一 | 五、五〇二 | 五、九〇四 | 八、六七〇 |
| 衣服類 | 一〇、七三六 | 一〇、九一〇 | 一一、〇六六 | 一一、八七〇 | 一〇、三三三 | 八、五二五 | 八、二五二 | 七、五一五 |
| 其他 | 一四、〇二七 | 一五、六〇七 | 一五、七三二 | 一七、三〇〇 | 二〇、三三〇 | 一〇、六五七 | 一一、一〇六 | 一一、四〇八 |
| (A) 小計 | 一四〇、一三四 | 一四五、五二〇 | 一四八、四七八 | 一五二、一七一 | 一六〇、〇四四 | 一〇一、一六九 | 一〇一、〇〇八 | 一〇六、六一八 |
| (B) 輸出總額 | 三六七、九〇九 | 三九五、九八六 | 四二五、八三四 | 四四〇、七一九 | 五二一、三九一 | 四七〇、七五五 | 四三九、五三六 | 四一三、〇八四 |
| A/B (%) | 二九・九 | 二九・二 | 二七・八 | 二八・二 | 二六・一 | 二一・五 | 二三・〇 | 二五・八 |

(註) Trade and Navigation of the United Kingdom, 1941

英國の纖維工業は輸出産業としての色彩が特に著しい爲めに、第一次大戰後の經濟自給主義の大勢の下に最も強くその影響を蒙つたことは當然の歸趨と云ふべく、従つて、纖維製品の輸出總額中に占める割合は低下したとはいへ、

尙今次大戰前二〇%以上を占めてゐた點に斯業の重要性を看取し得る(第一表参照)。

そして英本國の纖維工業を培つたものは云ふ迄もなく廣大な植民地及び屬領の纖維資源であつた。即ち一九三一—三八年の平均に於いて羊毛は世界生産の四八%、黄麻は同じく九九%、大麻二四%、棉花一七%を占めてゐる。亞麻資源と人造纖維素パルプ資源に於いて著しく缺けてゐたが、なほ英帝國は羊毛、黄麻、大麻の輸出國でさへあつたのである(第二表参照)。業種別に纖維各部門の近況を一覽すれば、第三表の如し。(第三表はインディアン・テキスタイル・ジャーナルより大日本紡績聯合會が譯出したもので、調査の年度が明記されてゐない。併し貿易額より見れば、一九三六年乃至一九三七年の調査によるものと考へられる。)

第二表 世界主要纖維原料生産額に占める英帝國の比重推定

| 種別 | 單位 | (一九三一年—一九三八年平均(a)) | |
|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | | 英帝國内 | 英帝國外 |
| 棉花 (百萬封度) | (百萬封度) | 二、三六四 | 一一、三一七 |
| 羊毛 (百萬封度) | (百萬封度) | 一、八三二 | 一、九四八 |
| 絹 (百萬封度) | (百萬封度) | 一〇四 | 七二三 |
| ステープル・ファイバー (百萬封度) | (百萬封度) | 一五 | 二五五 |
| 亞麻 (千噸) | (千噸) | 八 | 七〇九 |
| 大麻 (千噸) | (千噸) | 二〇五(d) | 六五三(d) |
| 黄麻 (千噸) | (千噸) | 一、三九九 | 一八 |

(A)合計 (B)A

棉花 一七%
羊毛 四八%
絹 一三%
ステープル・ファイバー 六%
亞麻 一%
大麻 二四%
黄麻 九九%

(註) Imperial Economic Committee, Industrial Fibres, 1939 (a)は生絲を除く(b)は凡ゆるタイプの脂付羊毛の合計(c)は印度に關する固定的推定額を含む(d)は一九三一年—三七年平均

第三表 纖維工業業種別内譯

| 業種別 | 會社數 | 職工數(1) | 販賣高(千磅) | 輸出高(千磅) |
|-------------|--------|-----------|---------|---------|
| 綿紡績及び撚合布 | 八一八 | 一九三、四四〇 | 九一、五九四 | 五一、〇八八 |
| 紡毛及び梳毛 | 一、〇五七 | 一八四、六六〇 | 八四、五〇〇 | 三一、六四八 |
| 絹人絹紡績及び人絹製造 | 一、五一八 | 二一四、二三〇 | 一五四、八九三 | 七、八九九 |
| リネン及びヘムブ | 三四三 | 七四、五二〇 | 四九、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 |
| ジュエリー | 三一〇 | 七一、六一〇 | 二八、六二七 | 三、一〇〇 |
| ロープ紐及び綱 | 八五 | 二八、四一〇 | 八、九四三 | |
| 靴類 | 一七七 | 一八、七四〇 | 六、九七一 | |
| 靴下類 | 九三九 | 一一〇、八〇〇 | 四四、三一九 | |
| 靴類 | 二八三 | 一五、三五四 | 七、〇六七 | |
| 絨類 | 九八 | 三〇、七九〇 | 一〇、九〇〇 | |
| 晒染仕上及び捺染 | 八五七 | 一〇〇、六八一 | 三三、三四七 | |
| カンバス及びサック | 一九一 | 八、八四四 | 五、五一一 | |
| 石綿 | 七二 | 九、五四五 | 四、九八〇 | 一一、四二四 |
| 弾力性厚縁物 | 一六六 | 五、五八六 | 四、八五九 | |
| コイヤ馬毛等 | 四四 | 六、五八五 | 一、九八二 | |
| 屋根葺用フェルト | 六七 | 四、〇五八 | 二、三五五 | |
| パツキン | 二五 | 一、六〇二 | 一、三〇二 | |
| 衣類 | 一三三 | 四、九九〇 | 一、一七五 | |
| 計 | 五、四〇〇 | 四七〇、七五〇 | 一二九、七〇〇 | 八、六五三 |
| 合計 | 一一、五七三 | 一、五六五、一九五 | 六七一、〇二五 | 一二四、三二二 |

(註) 大日本紡績聯合會月報(第五八〇號)
(1)の職工數は保險加入者のみ、セールスマン、其他配給者、商人及びその使用人を含まず
(2)は靴、手袋用毛、洋傘を含まず

第二節 綿 業

第一項、開戦前の概況

開戦前の英國綿業は凡ゆる意味に於ける合理化を必須とされてゐた。一九二八年にバルフォア委員会 (Committee on Industry and Trade) の報告が結論的に述べてゐる諸點は一九三八年に至るもそのまゝ當嵌るものであつた。一九三八年二月十四日の「ファイナンシャル・ニューズ」紙に於いてリチャード・クラークは右委員会の報告を敷衍的に次の如く要約してゐる。即ち、(一)ランカシャーは過去二十五箇年に商賣の半を失つた。(二)第一次大戦前輸出された綿布十碼に對して一九二九年には五碼半、一九三七年には二碼が輸出された。(三)日本及び印度の紡績設備は一九一四年にランカシャーの六分の一だつたものが、一九二九年には四分の一となり、一九三八年には五分の三に達してゐる。(四)日本綿布の平均工場値段は英國綿布のそれより四〇%安い等々。そして右の諸點を立證するものは次掲第四表である。

第四表 紡績業の趨勢

| 「生産」 | 一九二二年 | 一九二四年 | 一九三〇年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|--------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 綿 絲(百萬封度) | 一、九八三 | 一、三九五 | 一、〇四七 | 一、二二八 | 一、三二〇 | 一、三五〇 |
| 綿 布(A)(百萬方碼) | *八、〇五〇 | 六、〇二六 | 三、三三〇 | 三、三八六 | 三、五〇〇 | 三、六〇〇 | 二、七〇〇 |
| 「輸出」 | | | | | | | |
| 綿 絲(百萬封度) | 二四四 | 一六三 | 一三七 | 一四二 | 一五一 | 一五九 | 一一三 |

| 綿 布(B)(百萬方碼) | 一九二二年 | 一九二四年 | 一九三〇年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 |
|--------------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | B/A (%) | *六、九一三 | 四、四四四 | 二、四〇七 | 一、九四八 | 一、九一七 | 一、九二二 |
| 「設備」 | | | | | | | |
| 精紡機(百萬錠) | 六一・四 | 六三・三 | 六三・二 | 四八・二 | 四六・九 | 四四・一 | 四二・一 |
| 織機(千錠) | 七八六 | 七九二 | 七〇〇 | 五三〇 | 五一五 | 五〇五 | 四八五 |
| 労働者數(千人) | 七一・一 | 六一・四 | 四八・〇 | 四四・八 | 四五・五 | 四六・〇 | 三六・五 |

(註) 大日本紡績聯合會調査に據る * 印一九二二年のみはロング・ヤード、精紡機はリングを以て計算

輸出市場の狹隘化は當然に國內市場の比重を大ならしめる(綿布總生産高に對する輸出高の割合は一九二二年の八六%から一九三八年には五一%に減退してゐた)。而かもなほ英國綿業の輸出産業としての重要さは冒頭に述べた如くであつて、斯業にとつてはコストを低くして外國綿業と太刀打ち出来る様にすることが緊要問題であつた。一九三四年P・E・P報告書 (Political and Economic Planning, Report on the British Cotton Industry) が述べてゐる如く、英國紡績工場の一柵當り勞銀は日本を二〇〇として二三〇と著しく高い(第五表参照)。前述のリチャード・クラークはこの問題に關して労働組合側の協力を要望し乍ら、優秀設備の採用、就中、普通織機の自動織機による置替へを主張してゐるが、第六表の如く全織機に占むる普通織機の割合は壓倒的に大である。最優秀工場とされてゐるランカシャー・コットン・コーポレーションのハリウッド工場は一週一鍾當り紡絲量は二封度半と云はれてゐるが、之は一時間一鍾六匁三分に相當し、當時(一九三七年)の日本の優秀工場の一時間一鍾量十匁に比して格段の差である。加ふるに、英國綿業機構の複雑さ、『内部に一ダースにも餘る種々雑多な産業が含まれ』、『紡績、撚絲、織布、仕上等々の部門に二千に近い會社があり、取扱商の數も略之と匹敵する』が如き状態は利害の相反對立を多からしめ、延いては對

外競争力を減殺するものであつた。

第五表 綿絲紡績工業の勞銀の世界的比較

| 米國 | 印度 | 和蘭 | 英國 | 瑞西 | 佛西 | 獨逸 | 伊太利 | 支那 | 日 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 三三六 | 二六〇 | 二五四 | 二三八 | 二二〇 | 二〇八 | 一九二 | 一九一 | 八九 | 一〇〇 |
| 千錘當り勞働者數 | 三四 | 一五〇 | 五・五 | 四・〇 | 五・〇 | 五・五 | 五・五 | 八・九 | 六・一 |

(註) P. E. P. Industries Group, Report on the British Cotton Industry, 1934

手、指數は日本を一〇〇とせるもの

調査年度は一九三三年にして番手は四〇

第六表 綿織機臺數

| | | |
|------|---------|---------|
| 普通織機 | 一九三三年末 | 一九三六年末 |
| 自動織機 | 五七〇、四二九 | 四八三、九八四 |
| 合計 | 一三、九九四 | 一五、二二四 |

半自動織機

三、五四一
五八七、九六四

五、五六五
五〇四、七七三

(註) 在リヴァプール帝國領事館報告

是等諸問題の最後の解決案として、商務院總裁の招致せる綿業共同委員會が(一)最低價格の制定、(二)過剩設備の廢棄、(三)價格協定、(四)市場調査、(五)輸出振興對策等を骨子とする綿業の回生助長案—綿業改造法案 (Cotton Industry Reorganization Bill) を起草したけれども、その立法化を行はんとしつゝあつた時に於いて今次の大戦が勃發したのである。

第二項 開戦後の推移

(イ) 輸出振興と軍需優先政策

開戦直後の九月十七日綿業中央委員會 (Cotton Central Board) が設置された。同委員會の委員は商務院總裁及び軍需大臣の任命するもので、『戦争の結果生じたる綿業關係事業を調査し、對策を必要とすべき事項に付き所管大臣に意見を具申す』ことを任務とし、更に同委員會には四委員會を置く。即ち(一)原棉委員會、(二)綿業附屬原料機械委員會、(三)生産及政府註文委員會、(四)輸出委員會がそれで、前二者は綿業の利益を擁護し、後の二者は綿業の戦時任務遂行のために設定された機關である。同委員會が本格的に活動しはじめたのは一九三九年末頃からであり、委員長であると共に一九三九年十一月緊急國防全權法に基いて綿業統制官 (Cotton Controller) に任命されたサー・パーシー・アシュレーは、一九四〇年三月戦時綿業の使命が、(一)政府需要(從來全生産の七分の一を占む)の充足、(二)輸出による對外爲替資金の獲得、(三)戦後對策の考究にあり、と説明してゐる。

(註) Royal Economic Society, Memorandum No. 85, February, 1941

(ロ) 生産集中策

一九四〇年の下期末に入つて事態は愈々困難となつて來た。同年秋には大規模な爆撃が繰返し行はれ、北歐、西歐に次いで伊太利の参戦による地中海、阿弗利加方面への戦火擴大は輸出市場を急速に縮小せしめた。他方、ダンケルクの敗退は綿業に對する政府需要を莫大なものとした。こゝに戦時綿業の跛行、混乱が生じたのである。

その顯著な例は紡績工場の跛行的活況に見られる。巨額な政府需要は三十二番手以下の米棉太番手、下級中番手乃至は印棉太番手及び米棉落棉使用工場の製品に限られるが、輸出に主力を注ぎ、國內向製品と雖も高級化しつゝあつたランカシャー綿業には政府需要に適合するだけの太番手工場は少ない。リングをミュールに換算合計すれば、一九三八年の總紡績設備は四千二百萬錘に達するが、その七〇%近くものは細番手設備である(第九表参照)。輸出が停頓して細番手工場の繰業が低下しつゝある半面、太番手工場には注文殺倒し、大活況を呈する有様であつた。

第九表 紡績業に於ける番手別設備分布 (單位 千錘)

| 番手別 | 米棉部門 | | 埃及棉部門 | |
|-----|----------|-------|--------|--------|
| | ミュール | 百分比 | ミュール | リング |
| 一 | 一、二五〇 | 一一・四 | | |
| 一 | 三、〇〇〇 | 二七・三 | | |
| 二 | 二、〇〇〇 | 一八・二 | | |
| 三 | 三、〇〇〇 | 二七・三 | | |
| 四 | 一、〇〇〇 | 九・一 | | |
| 六 | 七五〇 | 六・八 | | |
| 以上 | | | 六、〇〇〇 | |
| 合計 | 一、一〇、〇〇〇 | 一〇〇・〇 | 一〇、〇〇〇 | 一四、〇〇〇 |

一九四一年に入つて原棉輸入難、在荷減が見込まれ、二月中旬政府は全棉種の一手輸入者となり、軍需省に代行する組織として、棉花輸入配給會社 (Cotton Importers and Distributors, Ltd.) が設立され、リヴァプール棉花取引所は三月末日限で定期取引を中止した。他方、四月に入つて綿製品輸出を市場の重要性に應じて許可制となす輸出許可制度が實施された。斯くの如く原棉輸入難の深刻化、ストック減、輸出難に對應して綿業統制は政府による一元統制の形態を整へるに至つたが、更に劃期的な問題は一九四一年三月以降の生産集中策實施である。綿業は集中策の第一の對象となり、閉鎖工場に對する補償方法は全運轉工場は一錘(ミュール換算、以下同じ)當り一片半の課金、一部運轉工場は運轉一錘當り一片四分の一の課金を醸出し、全休止工場は一錘當り一片、一部休止工場は運轉一錘當り一片四分の一を出して、休止一錘當り一片を取得することゝなつた。リットルトン商務院總裁は三月四日下院に於いて『英國最大平和産業の内、或種の多數工場を閉鎖若くは合併し、七十五萬人の労働者を軍需工場に振り向ける』旨を發表したが、紡績工場は四月中旬迄に閉鎖六十一工場、残存百十一工場、未定二百二十九工場となつてゐる旨商務院から發表があつた。

(ハ) 輸出振興策の放棄

前述の生産集中策が進展すると共に中核工場の重要性は昂まり、他方、依然旺盛な政府需要は綿業の地位を重からしめた。一九四二年初頭、戦時生産省の設置と前後して政府は綿業を武器製造工業に匹敵すべき重點戦時産業と

して指定し、他産業に轉向した紡績工の一部は復元され、國民登録を爲さんとする婦女子は紡績工場を選ぶ自由をもつやうになつた。併し乍ら原棉手當難は深刻化の一途を辿り、一九四二年二月末には『在荷が消費し盡された』旨報道され、細絲向の埃及棉は多少あつたが、米棉及び印棉は枯渇に直面した。三月に入つて綿業統制官は絲價を据置き、原綿價格の引下を行ひ、次いで紡績利潤の増加を圖つたが、紡績各社の業績は悪化し、拂込資本額で業界第二位にある細絲紡績撚絲業者協會 (Fine Cotton Spinners and Doublers Association) 加盟會社は徹底的な減資の斷行を決定した。

一九四二年八月綿業中央委員會は遂に一九四〇年以來實施して來た輸出奨勵金(原棉課金一封度當り五片)を廢止する旨發表するに至つた。その理由は輸出市場の全面的喪失に因つて輸出奨勵制度が無意味になつたことに在る。そして英國海外綿業會社も今後は各産業向綿製品供給に當ることゝなつた。之は輸出産業としての英國綿業の使命が少くも一時的に終焉したことを意味する劃期的な事件であらう。事實輸出は記録的減退を示したことが第十表の如くである。

第十表 綿絲布輸出狀況

| | 一九三八年 | 一九四一年 | 一九四二年 |
|----------|-----------|---------|---------|
| 綿 (千封度) | 一一二、八〇〇 | 二八、七〇〇 | 一八、八〇〇 |
| 綿 布(千方碼) | 一、三八六、四〇〇 | 七八三、六〇〇 | 四八四、二〇〇 |

他方に於いて、原棉輸入難は一九四三年に入つて一向に緩和されず、二月中旬遂に政府は印度の紡績工場へ五千萬方

碼(この額は在印紡織全工場一ヶ年の操業全能力の六〇%に相當する)の綿製品を發註して軍需品の現地自給を圖ると共に、四月下旬には三月廿四日以降印度に輸入された棉花を總べて徵發する旨發表した。茲に於いて國內紡績業の壓縮は一段と進められることゝなり、四月一日政府は生産集中によつて今回更に百五十の紡績工場を閉鎖し、之に依つて百萬人の紡績業労働者を軍需工業に轉用する方針を闡明した。六月九日「デイリー・ヘラルド」紙の主筆アーサー・ワットソンはランカシャーの將來を次の如く述べてゐる。『戦後英國の對外輸出が戦前の水準より遙かに増加せぬ限り、ランカシャーの沈滞は必至であらう。マンチェスター財界は東亞市場の回復を絶望視してゐるが、新海外市場なしとすれば、重大な失業が襲ひかゝるであらう。斯かる悲惨な狀況は單に日本によつて齎されたのではない。ランカシャーの最も怖るべき敵は印度である。……要之、現大戰が英國紡績業に悲惨な影響を及ぼすことは明白である。』生産集中策を中心とする企業整備の強行的前進と將來に對する悲觀的見透しとは業界に統制反對の聲を高からしめ、一九四二年十月にはマンチェスターに於いて數百人の綿業者が會合して、政府の獨裁的統制の非能率を指摘し、綿業中央委員會の廢止及び同委員長の辭職を要求すると共に新統制機關の設置による民意尊重を要望した。一九四三年五月紡績聯合會の會長ウィッギンスは現行綿業統制に絶對反對の意志を表明するに至つた。

第三節 人絹スフ工業

冒頭に述べた如く、英國の人造纖維工業の世界人造纖維界に於ける地位は決して微々たるものではなかつた。即ち前大戰以來最近まで英國の人絹及びスフの生産高の世界的地位は次の如き推移を辿つてゐる。

第四篇 産 業

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 一九一三年 | 第二位 | 一九三二年 | 第三位 |
| 一九一四年 | 第二位 | 一九三三年 | 第四位 |
| 一九一五年 | 第二位 | 一九三四年 | 第五位 |
| 一九一六年 | 第三位 | 一九三五年 | 第五位 |
| 一九二〇年 | 第二位 | 一九三六年 | 第五位 |
| 一九二五年 | 第三位 | 一九三七年 | 第五位 |
| 一九二九年 | 第四位 | 一九三八年 | 第五位 |
| 一九三〇年 | 第五位 | 一九三九年 | 第五位 |
| 一九三一年 | 第四位 | | |

今次大戦の勃發直前數ヶ月間斯業は順調な情勢の下に操業し得たので、開戦に當面して甚しい混亂を來す様なことはなかつた。開戦直後の九月四日に軍需省は人絹統制令實施を發表し、在荷の報告、最高公定價格決定、原料輸出許可制を實行したが、一九四〇年一月二十五日には右の最高價格は撤廢されるに至つた。その理由は、第一に、人絹が内需を主とする唯一の纖維で、軍需用としての役割が比較的小であること、第二に、原料を輸入に仰いでゐるが、製品價格中に占める原料價格の割合が少ないこと、第三に、斯業は既に集中化され少數大工場で生産されてゐること、等である。英國の人絹スフ會社はコートルド、ブリテイッシュ・セラニーズ兩社をはじめとして全部で九社であるが、人絹では右の兩社が壓倒的な地歩を占め、スフはコートルド社が殆ど獨占的に生産を行つてゐる。開戦と同時に註文殺到し、各社とも全運轉に近い操業率(平均九〇%)を以つて越年したが、スフ生産を獨占するコートルドのグリンフィールド工場の如きは全運轉してなほ足らざる有様であつた。そして戦時下人造纖維工業の使命は代用纖維として棉花、羊毛及び麻に代ること、輸出振興を行ふに在る。斯くして人絹スフ工業は戦時下に記録的増産に恵まれたのであつた。

第十一表 人絹及びスフ生産額

| 年 | 人 絹 | | ス フ | | 總 計 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 實 額 千噸 | 世界比率 % | 實 額 千噸 | 世界比率 % | 實 額 千噸 | 世界比率 % |
| 一九二九年 | 五二、七五〇 | 一一二 | 二、六〇〇 | 三六 | 五五、三五〇 | 一一 |
| 一九三〇年 | 四六、九八〇 | 一〇 | 八五〇 | 一四 | 四七、八三〇 | 一〇 |
| 一九三一年 | 五二、七二〇 | 一〇 | 八〇〇 | 一〇 | 五三、五二〇 | 一一 |
| 一九三二年 | 六九、八九〇 | 一四 | 一、二〇〇 | 七 | 七一、一一〇 | 一三 |
| 一九三三年 | 八〇、〇四〇 | 一一 | 二、四〇〇 | 九 | 八二、四四〇 | 一一 |
| 一九三四年 | 八八、八七〇 | 一一 | 二、四五〇 | 五 | 九一、三二〇 | 一一 |
| 一九三五年 | 一一二、二一〇 | 一一 | 九、三二〇 | 七 | 一二一、五三〇 | 一一 |
| 一九三六年 | 一一六、八一〇 | 一一 | 二六、一六〇 | 九 | 一四二、九七〇 | 一一 |
| 一九三七年 | 一一九、七〇〇 | 一〇 | 三三、七二〇 | 五 | 一五二、四二〇 | 八 |
| 一九三八年 | 一〇六、四五〇 | 一一 | 三一、七四五 | 三 | 一三八、一九五 | 七 |
| 一九三九年 | 一二〇、〇〇〇 | 一一 | 六〇、〇〇〇 | 六 | 一八〇、〇〇〇 | 八 |
| 一九四〇年 | 一〇〇、〇〇〇 | 九 | 五〇、〇〇〇 | 四 | 一五〇、〇〇〇 | 六 |

(註) Rayon Organon, June, 1941

併し乍ら、斯業も亦困難に逢着せねばならなかつた。それは一九四〇年春戦火が北歐に波及するに及んでスカンディナヴィアよりのパルプ輸入が妨がされるに至つたからである。一九三九年一月八月のパルプ輸入は總額十四萬九千噸であつたが、その内、諾威及び瑞典から合計六萬三千噸(總額の約四〇%)が輸入されてゐたのである。一九四〇年春の株主總會に於いてコートルド社長は『前途の難關は努力、石炭、原料パルプに在らう』と豫言的に述べたこ

第十章 纖維工業

とは次第に實現して行つた。代用纖維としての役割を果す一方、輸出も振興せねばならぬので、一九四〇年秋中央人絹所(Central Rayon Office)を設立したが、輸出の伸張は南米市場等に於いて日本及び伊太利の競争がなくなつた結果、比較的順調に推移した。

第十二表 人絹絲布輸出

| 年 | 人絹絲 (千封度) | 人絹布 (千方碼) |
|--------|-----------|-----------|
| 一九三六年 | 七、五六三 | 二五、〇二〇 |
| 一九三七年 | 一三、五二四 | 三八、四九三 |
| 一九三八年 | 七、五五四 | 三二、九七六 |
| 一九三九年 | 六、七〇〇 | 四三、五八七 |
| 一九四〇年 | 一四、五七六 | 五六、二九五 |
| *一九四一年 | 二〇、一〇〇 | 八八、一〇〇 |
| *一九四二年 | 一六、三〇〇 | 一一四、四〇〇 |

(註) 「人絹年鑑」(人絹布はスフ織物、交織織物を含む) *印の二年は同盟伯林電報

事實、一九四一年九月以降政府は輸入原料と勞働力との不足に鑑み、人絹製品の輸出を全生産額の三〇%に制限した。この制限を必要とする位輸出採算が良好であつたことは注目すべきであらう。オックスフォード統計研究所の報告に依れば、人絹工業の全英纖維工業に占める割合は一九三八年の六%から一九四一年には一〇%に増加した。

一九四二年に入つて纖維不足はかなり激化し、人絹織物も六月末から幅十八吋を超ゆるものは許可を要することとなり、ヨークシャーの輸出人絹織物業者は原料不足から八月末には遂に全体状態に陥つて了つた。原絲生産部門では大會社の獨占で統制はとれてゐるが、パルプ、石炭及び勞力の不足で業況は芳しくなく、人絹絲價は一九四〇年二月、一九四一年六月の二回引上げられたが、採算は不利を免れなかつた。更に米國貸與法に據る對英援助の代償とし

て、一九四一年三月コートールドの在米子會社アメリカン・ヴィスコース社は米國投資金融團に賣却されるに至つた。英國人絹業はその産額より云へば世界的には四、五位に下るけれども、海外同業への投資を考慮すれば尙頗る有力なものであつた譯だが、在米子會社の喪失は英國の斯業をして名實共に日米獨の下風に立たざるを得ざるに至らしめることとなるであらう。

第四節 羊毛工業

英國羊毛工業は一九三八年秋から漸次活況に恵まれてゐた。之を失業状態より見ると、第十三表の如く、一九三八年八月迄は二〇%臺を示してゐたのが九月以降一〇%臺に減少し、其後、一九三九年一月を除けば、毎月減退し續けたのである。開戦と同時にその數は更に一段と減少の歩調を速め、一九四〇年六月には二・五%と殆ど無失業の状態を示してゐる。尤も第十三表に示されるものは登録労働者のみに關するものであるから、その點は注意を要するけれども、斯業の戦時下に於ける軍需産業としての特性を如實に示すものである。

第十三表 羊毛工業に於ける失業状況

| 年 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 |
|-------|------|------|------|------|
| 一九三八年 | 二一・一 | 二〇・四 | 二〇・八 | 二一・二 |
| 一九三九年 | 一五・二 | 一三・五 | 一二・一 | 一四・〇 |
| 一九四〇年 | 三・六 | 三・四 | 二・九 | 三・〇 |

| 月 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 一月 |
| 失業者の百分比 | 一一・八 | 一二・九 | 一二・一 | 一三・二 | 一八・八 | 一五・八 | 一三・六 | 一三・六 | 一三・六 |
| 失業者の百分比 | 一二・七 | 九・一 | 六・七 | 六・八 | 五・七 | 四・二 | 三・六 | 三・四 | 三・四 |

(註) Wool Intelligence Notes 及び Weekly Wool Chart

本表は失業保険登録労働者に對する失業者の百分比を示す

開戦後英國が執つた羊毛政策は前大戰當時と同一で、自國植民地産毛の徵發により、(一)自國及び聯合國への羊毛供給確保、(二)羊毛の敵國流出防止、(三)植民地産業の安定化を圖らむとするに在る。一九三九年九月五日軍需省は濠洲及び新西蘭に對して戦争繼續中並に戦後一ヶ年間その産毛の全部を一定値段(脂付一封度に付き英貨十片)を以つて強制的に買上ぐべきことを聲明し、之が査定徵發の實務は總べて濠洲政府に委嘱した。一方、英本國內の羊毛工業は開戦直後統制下に入り、一九三九年十月末軍需省は羊毛工業統制を強化する旨發表し、その方針として、(一)帝國內産毛の最高價格決定、(二)羊毛の特定品種に付き軍需省の全面的買占、を爲し、又(三)業者に國內在荷を報告すべきことを命じた。而して一九四〇年八月下旬には南阿産羊毛の買占も決定された。斯かる原毛の獨占政策が奏效して、原毛の國內保有量は累増し、一九四〇年には十億封度と空前の龐大數量に上つた。

第十四表 羊毛保有量

| 年 | 濠毛、新西蘭毛、南阿毛計 | | 其他共計 | | 純輸入量 | 全保有量 |
|-------|--------------|---------|------|------|-------|-------|
| | 百億封度 | 百億封度 | 百億封度 | 百億封度 | | |
| 一九三三年 | 七二六・五 | 九五二・〇 | 五九二 | 五九二 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九三四年 | 五七八・七 | 七八八・五 | 五二〇 | 五二〇 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九三五年 | 六五六・七 | 八六四・一 | 五八一 | 五八一 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九三六年 | 六九一・二 | 九一三・九 | 六三七 | 六三七 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九三七年 | 五七九・二 | 七八三・〇 | 五五一 | 五五一 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九三八年 | 六七一・〇 | 八八二・〇 | 六一三 | 六一三 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九三九年 | ? | 九〇九・〇 | 七二二 | 七二二 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |
| 一九四〇年 | ? | 一、〇七二・〇 | 九九二 | 九九二 | 一、〇八七 | 一、〇八七 |

(註) 一九三八年迄は Imperial Economic Committee, Industrial Fibres, 1939 △印推定數 *印及び全保有量は Weekly Wool Chart, Dec. 26, 1940 純輸入は再輸出を差引きたる分、全保有量は純輸入量に英本國內産毛を加へたるもの、いづれも actual weight

輸出振興策は開戦後他の纖維工業と同様に力を注がれた。振興策として一九四〇年一月、軍需省は羊毛製品輸出制度により羊毛工業者に優先的に許容さるべき原毛の一九四〇年度第二四半期に於ける割當量を輸出量の一二五%に引上げる(従來は一〇〇%)ことをした。同年秋には全國羊毛輸出會社(National Wool Export Company)なる輸出助成會社が設立され、事業資金は原毛課金に依つて得る年額五萬磅を基礎として加奈陀、米國、亞爾然丁向輸出に主力が注がるべく目論まれた。斯くの如く輸出に努力した結果、輸出実績は著しく低下することなく、比較的順調な經過を辿ることが出来た(第十五表参照)。(一九四一、四二兩年の數字が一九四〇年の夫れに直ちに接續し得るか否かは疑問である。)

一方、當然のことながら斯業に對する軍需は龐大な數量に達した。例へば、最近軍需省が發した一注文だけでも五百萬人分の上衣と六百萬人分のズボンと云ふ莫大なもので、この注文は『九千哩のサーチを意味し、之には一萬九千噸

の羊毛が必要である。そしてこの製造には百五十の会社の製造力が動員されたのであつた。(Dalgety's Annual Wool Review, 1940-41) 而かも英國は米國に對して羊毛を提供せねばならない。一九四二年一月英國政府は一九四〇年十二月九日の戦時必需物資に關する兩國間の取極に基いて米國內に貯藏されてゐた英國所有の羊毛二億五千萬封度を米國に賣却することに決定した。斯くて歴大な數量を示してゐた英本國の羊毛在荷も急速に減少し、一九四二年四月には毛織物、モメリヤスの輸出が禁止されるに至つたが、更に進んで一九四三年七月下旬には九月末以降中南米向毛織物輸出は全面的に禁止される旨商務院より發表された。集中生産は斯業にも勿論適用され、中核工場に於ける勞力不足——軍需消化難と休止工場勞力の軍需工場轉換が同時に問題となりつゝある。一九四三年三月下旬ドルトン商務院總裁は『政府は近く毛織工業勞働者を軍需工場に轉業せしむる』旨を發表してゐる。一九四三年に入つて斯業に對する原料供給は削減され、三月の供給量は市場需要の二分の一に過ぎなかつた。

第十五表 毛絲毛織物輸出

| | 一九三八年 | 一九三九年 | 一九四〇年 | *一九四一年 | *一九四二年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 紡毛絲織物(千方碼) | 五九、〇四一 | 五九、三六六 | 四五、四八七 | 八六、三〇〇 | 七三、二〇〇 |
| 梳毛絲織物(千方碼) | 三一、四九三 | 三四、一一四 | 三七、五五八 | | |
| 梳毛絲(千封度) | 一一、八八四 | 二〇、七〇四 | 一一、九六五 | | |
| トッ(千封度) | 三三、四五四 | 三三、八四八 | 二五、四七〇 | | |

(註) Dalgety's Annual Wool Review, 1940-1941 *印同盟伯林電報

第五節 製麻業

亞麻を除く麻類資源に於いて英帝國が著しく恵まれた地位にあることは冒頭に述べた如くである。先づ亞麻業に就いて見ると、リネン工業としては北愛蘭のそれは傳統極めて古く且つ高度に組織化された工業で、前大戰に當つては五千萬碼の良質布を聯合國側に供給して『The Great War was won on Belfast wigs』と云へ云はれた。併し英國が原料亞麻の生産に於いて微々たる地位を占むることは決定的弱點である。一九三八年の世界亞麻生産高は七十八萬九千噸と推計されるが、この内、ソ聯は五十三萬七千噸を産して壓倒的優位に在る反面、英國は加奈陀愛蘭を加へても尙八、九千噸を出ない少量である。従つて英國亞麻工業は第三國から原料を輸入してゐたのである。その國別を見ると第十六表の如く、白耳義を筆頭にラトヴィア、ソ聯、エストニア、和蘭などであつた。

第十六表 亞麻國別輸入狀況(a)

| | 一九三七年 | 一九三八年 |
|-------|---------|---------|
| 白耳義 | 一八・五 千噸 | 二二・二 千噸 |
| ラトヴィア | 九・四 | 一一・八 |
| ソ聯 | 一六・五 | 六・〇 |
| エストニア | 二・二 | 二・九 |
| リトアニア | 四・四 | 六・四 |
| 和蘭 | 二・四 (b) | 四・一 |
| 其他 | 二・七 | 三・二 (b) |
| 合計 | 五六・一 | 五七・六 |

(註) Imperial Economic Committee, Industrial Fibres, 1939

(a) 亞麻長纖維と亞麻短纖維の合計 (b) 不明

そして是等の諸國が各、の亞麻總輸出高の内幾何を英國に輸出してゐたかは第十七表に示す如くであつた。

第十七表

一九三八年に於ける英國の亞麻國別輸入と各國の總亞麻輸出に占める對英輸出比率

| 國別輸入額 | 對英輸出比率 |
|-------|--------|
| *ソ 聯 | 四三% |
| 白 耳 義 | 三九 |
| 波 蘭 | 一一 |
| リトアニア | 九・六 |
| ラトヴィア | 七・二 |
| 和 蘭 | 三・六 |
| 和 蘭 | 三九 |

(註) Imperial Economic Committee, Industrial Fibres, 1939

*印は一九三六年の數字、輸入額は亞麻長纖維、亞麻短纖維、及び亞麻屑の合計額

斯うした關係に置かれてゐる英國が開戦以來不可缺の軍需品としての亞麻製品を如何にして賄つてゐるかに就いては知るを得ないが、著しい困難に逢着してゐるだらうことは想像に難くない。ソ聯を除く總べての諸國からの輸入は期待し難く、ソ聯と雖も對英輸出は圓滑に行ひ得ないからである。

そこで英國は本國及び帝國内諸國で亞麻栽培の適地を求めてそこに増産を實現しようと努力してゐる。併し一九四二年十月の外電が傳へるところに依ると、濠洲政府は亞麻栽培地七萬エーカーの擴充計畫を發表したが、天候不順と多雨のため遂に失敗し、又先に濠洲の亞麻栽培地五萬エーカーを戦時中及び戦後一ヶ年の契約で英本國の支配下に置かうと努力したが、之も輸送難増加で對英供給増を期待し得ない實情にあるやうである。

黄麻工業は一八三〇年代蘇格蘭に創始された纖維工業部門中比較的若い工業で、且つ他部門に比して極めて小規模

のものである、その従業者も通常綿業の十六分の一、羊毛工業の六分の一に過ぎない。本工業は一九七〇年代に於いて非常な繁榮を見たが、印度及び獨逸の同業の基礎が定まるに及んでその競争に堪へず次第に不振に陥り、第一次大戦中一時盛返したけれども戦後再び衰退に轉じた。併し一九二八年頃までは尙百萬封度臺の輸出を維持してゐた。今次の大戦には又三度その繁榮を相當程度取戻してゐるものと想像される。

併し乍ら、英本土に於ける黄麻資源は皆無に近い程微々たるものであつて、近年に於いて英國は専ら印度の黄麻工業製品を買付ける方針をとつてゐたものゝ様である。開戦直後に於いてはこの方策は成功を収めたが、海上輸送の困難と、船腹不足は有り餘る印度黄麻とその製品を徒らに死蔵せしむる結果を導いてゐる。これを印度黄麻工業の側から見れば開戦直後龐大な需要がヘシアン・クロスを中心とする黄麻製品に起つた結果、カルカッタの黄麻工場は大活況を呈しはしたが、一九四〇年一月末英政府が船腹不足のため麻袋の引渡を従來の月額一億九百萬袋から五千四百五十萬袋に半減したため、ジュート、ヘシアンの相場は大暴落を來した。其後需要に一張一弛はあつたが、大勢は政府をして價格維持に汲々たらしむる有様で、黄麻の主産地たるベンゴール州の一九四三―四四年度黄麻植付反別は二百五十五萬エーカーと、一九四〇―四一年度の二分の一に削減された。英本國に於ける黄麻不足もかなり著しきものがあらうと推察せられる。

第六節 内需纖維切詰の經過と影響

以上に述べたところよりして、英國は開戦當初は輸出振興の爲めに、又其後は原料輸入難、勞務及び資材の軍需工

業への動員の爲めに、内需繊維を壓縮しなければならなくなつたのは當然の歸結であつた。英國が纖維製品に切符制を實施したのは開戦後十箇月を経過した一九四〇年六月からである。併し乍ら消費制限の實施は既に同年四月から行はれ、その率は、第十八表に示す如く、逐次昂まつて行つた。

第十八表 纖維製品消費制限率

| | 一九四〇年 四月九月 | 一九四〇年十月一 一九四二年三月 | 一九四一年 四月九月 |
|-------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 綿製製品 | 七五% | 三七・五% | 二〇% |
| 人絹製製品 | 七五 | 六六 ³ / ₅ | 四〇 |
| 絹製製品 | 一〇〇 | 二五 | 二〇 |
| 麻製製品 | 二五 | 二〇 | 二五 |

(註) 一九四〇年四月九月及び一九四一年四月九月は一九三九年の同期に於ける消費を基準とし、一九四〇年十月一—一九四一年三月は一九三九年十月一—一九四〇年三月を基準とする百分比

其後衣料切符制は一九四一年八月、一九四二年六月、同八月に改訂強化された。一九四二年の春には商務院からワイシャツの丈を平均二吋縮め、カラーをシングルにする旨發令され、同年八月ドルトン商務院總裁は苟くも『生得の頭髮をもつ者は無帽たるべき』ことを要望したが、切符はあれども物がなく、一九四二年十月にはグラスゴウで服や靴のないため缺席する學生が續出する事件が起つたと云ふことである。一九四三年七月の外電は民需衣料は愈々逼迫し、將來は本年供給量の四分の一に激減すべく、衣料切符の點數も著しい削減を必至としてゐる旨を報じてゐる。一九四二年六月の切符點數制限強化で既に全英三萬の織布工場中で操業工場は一千五百工場に激減したと云ふ。

第五篇 貿易

第一章 英國經濟に於ける貿易の重要性

——英國經濟の對外依存性——

第一節 概説

英國は高度資本主義國の特徴として、食糧及び原料の輸入と製品の輸出とに依つてその國民經濟を維持してゐる。之は平時に於いては國際分業の利益を最大に享受するものであつて、經濟的には最も合理的な状態であるが、反對に戦時に於いては最も危険な状態である。而かも英國は他の高度資本主義諸國に比較してこの國民經濟の對外依存性が特に大であるが、之は戦時に於ける英國經濟の脆弱性の特に甚しいことを示すものに外ならない。

試みに英國の國內生産額に對する輸出入額の比率を各國のそれと比較するに、比較の基準年度に若干の喰違ひがあるが、左表の如く、輸出入の兩面共に英國は對外依存性が最大であり、特に輸入に於けるそれが著しく大きいことが知られる。

また英國の對外貿易の構成を見ると、輸出に於いては全製品の割合が特に大であると共に、輸入に於いては食料品の割合が特に大である。之は英國經濟の高度工業化を示すと共に、英國戦時經濟の最大の脆弱性を曝露するものにならない。

國內生産額に對する輸出入額の比率

| 國 | 輸出 | 輸入 | 基準年度 |
|----|-------|-------|--------------------|
| 英國 | 一九・二% | 五一・〇% | (一九二四及び一九三〇年平均) |
| 日本 | 一六・五 | 三四・一 | (一九二六―二九年平均) |
| 米國 | 六・九 | 一二・九 | (一九二一、二九、三一、三三年平均) |
| 獨逸 | 七・六 | 一七・三 | (一九三四―三六年平均) |

(註) 貿易統制會報第一卷第二五號

貿易構成 (一九三八年)

| 項目 | 一九三九年 | 一九四〇年 | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|
| 輸入額 | 四三〇・一 | 二四七・九 | 九一九・五 |
| 輸出額 | 三三・九 | 五六・九 | 四七〇・七 |
| 主要輸出入品 | (七・六%) | (二二・二%) | (七七・六%) |
| 食料品 | (四六・八%) | (二七・〇%) | (二五・四%) |
| 原料品 | 二四七・九 | 二四七・九 | 四九四・八 |
| 全製品 | 二二・一 | 二二・一 | 四四・二 |
| 合計 | 四三〇・一 | 二四七・九 | 九一九・五 |
| 輸入總額 | 四三三・五 | 四一三・一 | 八四六・六 |
| 主要輸入品 | 四九・一 | 四九・三 | 九八・四 |
| 穀物 | | | 五五・四 |
| 肉類 | | | 一一・〇 |
| 乳製品 | | | 七五・九 |
| 採油用種子 | | | 三〇・九 |
| 木材 | | | 三七・一 |
| 棉花 | | | 三四・二 |
| 羊毛 | | | 四〇・四 |
| 油類(主とし) | | | 四五・七 |
| 主要輸出品 | 四三三・五 | 四一三・一 | 八四六・六 |
| 主要輸入品 | 四九・一 | 四九・三 | 九八・四 |
| 穀物 | | | 五五・四 |
| 肉類 | | | 一一・〇 |
| 乳製品 | | | 七五・九 |
| 採油用種子 | | | 三〇・九 |
| 木材 | | | 三七・一 |
| 棉花 | | | 三四・二 |
| 羊毛 | | | 四〇・四 |
| 油類(主とし) | | | 四五・七 |

| 項目 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
|------|-------|-------|
| 羊毛製品 | 二六・七 | 二八・七 |
| 石炭 | 三八・三 | 二五・三 |
| 鐵鋼 | 三二・八 | 三一・一 |
| 機械類 | 四七・四 | 三六・六 |
| 化學製品 | 二二・八 | 二七・七 |
| 電氣用品 | 一一・三 | 一二・二 |

即ち英國は平時に於いては纖維工業品を始めとして、鐵鋼、石炭、機械等の工業製品の輸出と巨額の貿易外收入(主として外國投資の受取利子及び運賃收入)とに依つて食糧及び原料の巨額の輸入を賄ひ、年々輸入超過を續けて來た。然るに今次戰爭勃發以來、輸出貿易は杜絶し、且つその世界に誇つた在外資金を費ひ果し、現在では米國よりの貸與物資によつて辛うじて戰時經濟を賄つてゐることは後に詳説する如くである。

また英國貿易の相手國は戰前には輸出の約五〇%、輸入の約四二%が英領諸國であつたが、現在では歐洲大陸及び東亞との貿易は杜絶し、且つ遠隔の地方との貿易は船腹不足の爲めに困難となり、後述の如く、その大部分は米國及び加奈陀との間に行はれてゐると思はれる。

要之、平時に於いては輸出さへすれば、必要物資の輸入は當然出來たのであるから、何よりも輸出振興が重要であつたが、戰時經濟に於いては何よりも先づ必需物資の輸入確保が困難なる問題となるのである。故に以下専ら英國の食糧及び原料の對外依存性を分析して、その戰時經濟の脆弱點を指摘するであらう。

第二節 食糧の對外依存性

英國の食糧自給率は世界第一の貧弱さを示してゐる。即ち英本國に於いて自給可能なるものは牛乳と馬鈴薯のみであつて、魚類、鶏卵、肉類が之に次ぎ、穀物の一三%、砂糖の二六%等の自給率は戦時下の致命的缺陷であり、英國戦時經濟の最大の脆弱性は實に茲に存するのである。(英國の食糧生産、消費額及び自給率については第六篇物資、配給及び物價参照)

そして食糧輸入先の分布を見ると、左表の如く、小麦を始め穀物に就いては大部分を加奈陀、濠洲等英領諸國より仰ぎ、次いで多くの部分を米國、亞爾然丁等米洲諸國より輸入し、歐洲大陸に依存する部分は少かつたが、肉類の一部(特にベーコン)及び酪農製品に就いては了抹、其他歐洲大陸から相當輸入してゐたのである。然るに今次大戰勃發以來、歐洲大陸よりの輸入は杜絶し、従つて之を専ら英領諸國と米洲諸國よりの輸入に依存するに至つたが、更に大東亞戰爭勃發以來、東亞の食糧資源を失ひ、殆ど専ら米國、加奈陀、亞爾然丁等に依存するに至つた。後述の如く、最近米國の武器貸與法に依つて英國へ供給される物資の約四分の一は食糧を以つて占められてゐるのである。

食糧輸入狀況 (一九三九年)

| 小 麥 | 輸入數量 | 輸入總量に對する比率 |
|-----|---------------------------|------------|
| | 一〇六、〇七四 <small>千石</small> | 一〇〇・〇〇% |

| 主要供給國 | | 輸入總量 | 對する比率 |
|-------|--|--------------------------|--------|
| 加奈陀 | | 三五、一五七 | 三三・一四 |
| 亞爾然丁 | | 二四、九六二 | 二二・五三 |
| 米國 | | 一三、五六〇 | 一二・七八 |
| 濠洲 | | 一三、四六三 | 一二・六二 |
| 佛蘭西 | | 九、四一九 | 八・八八 |
| 羅馬尼 | | 六、五〇一 | 六・一三 |
| 英帝國 | | 四八、六二一 | 四五・八四 |
| 諸外國計 | | 五七、四五三 | 五四・一六 |
| 牛 肉 | | | |
| 輸入總量 | | 一一、五六五 <small>千石</small> | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | | |
| 亞爾然丁 | | 七、五四三 | 六〇・〇三 |
| 濠洲 | | 二、三八二 | 一八・九六 |
| 新西蘭 | | 一、一四八 | 九・一四 |
| 英帝國 | | 三、七〇二 | 二九・四六 |
| 諸外國計 | | 八、八六三 | 七〇・五四 |
| 羊 肉 | | | |
| 輸入總量 | | 六、七八一 <small>千石</small> | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | | |
| 新西蘭 | | 三、六五一 | 五三・八四 |
| 濠洲 | | 一、六五六 | 二四・四二 |

第一章 英國經濟に於ける貿易の重要性

| | | |
|-------|-------|--------|
| 亞爾然丁 | 三三九 | 四・八五 |
| 英帝國 | 五、三六三 | 七九・〇九 |
| 諸外國計 | 一、四一八 | 二〇・九一 |
| ペーコン | | |
| 輸入總量 | 七、一八八 | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | |
| 丁 抹 | 三、四七五 | 四八・三四 |
| 加 奈 陀 | 一、二九〇 | 一七・九五 |
| 和 蘭 | 六三六 | 八・八五 |
| 愛蘭自由國 | 四九六 | 六・九〇 |
| 波 蘭 | 四四三 | 六・一六 |
| 英帝國 | 一、七六〇 | 二四・四九 |
| 諸外國計 | 五、四二八 | 七五・五一 |
| バタ | | |
| 輸入總量 | 八、七三六 | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | |
| 新 西 蘭 | 二、〇九四 | 二三・九七 |
| 丁 抹 | 二、〇三一 | 二三・二五 |
| 濠 洲 | 一、九七三 | 二二・五八 |
| 和 蘭 | 八三四 | 九・五五 |
| 英帝國 | 四、五一〇 | 五一・七四 |
| 諸外國計 | 四、二一六 | 四八・二六 |

(註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom with British Countries and Foreign Countries, 1939, Vol. II

第三節 國防産業資源の對外依存性

英國はその工業原料の大なる部分を海外よりの輸入に依存し、その自給率は甚だ低く、殊に重要軍需工業原料の海外依存性が強いのである。

即ち英國が全然輸入に頼つてゐる工業原料はボーキサイト、アルミニウム、ニッケル、銅、アンチモン、水銀、ゴム、棉花、生糸等であり、僅かに自給し得るも大部分を輸入に依存してゐるものは亞麻、亞鉛、石油、坑木、鉛、錫、木材、羊毛等であつて、大部分若くは全部自給し得るものは鐵礦石と石炭とだけである。

主要原料自給率(戰前)

| | | | |
|-----|------|-----|----|
| 石 炭 | 一二〇% | 鉛 | 八% |
| 鐵 礦 | 七〇% | 坑 木 | 六% |
| 羊 毛 | 一六% | 石 油 | 四% |
| 木 材 | 一四% | 亞 鉛 | 二% |
| 錫 | 八% | 亞 麻 | 二% |

そして是等の海外に依存せる諸原料は平時に於いてはその大きな海運力によつて支障なく供給を確保し得たが、一度開戦となるや、或はその供給地を樞軸軍に占領されて輸入杜絶し、或は船腹不足の爲めに輸入困難となり、而かも

戦時には何れもその需要は平時の數倍に上るものであるから、茲に英國軍需工業の資源的脆弱性を遺憾なく發揮するに至つたのである。

例へば、アルミニウムは、その原料たるボーキサイトを全然産出しないから、全く輸入に依存してゐる。ボーキサイトは戦前主として佛蘭西から輸入してゐたが、それが杜絶した現在では主として英領ギアナ及びゴールド・コーストから仰いでゐる。またアルミニウムは戦前加奈陀を第一として瑞西、米國、白耳義、獨逸、諸威等から輸入してゐたが、現在では殆ど加奈陀のみに依存してゐる。併し加奈陀のアルミニウム工業は同國にはボーキサイトを産しないから、殆ど英領ギアナに依存してゐる。故にその生産能力は一にギアナよりのボーキサイトの輸送力にかゝつてゐる譯である。加ふるに加奈陀自身としては米國に對する供給量が増大してゐるといふ問題があるのである。

また生ゴムは戦前その大部分を馬來を始め東亞諸國に依存してゐたから、大東亞戰爭勃發に因りその供給が全く杜絶し、『天然ゴムの九〇％は敵の掌中に落ちた』と泣言を云つて、極度の消費制限と古ゴムの回收再製に大童になつてゐる。米國も英國と同様に東亞のゴム資源を喪失してゴム飢饉に悩み、合成ゴムの生産擴充に努力してゐるが、英國は古ゴムの再製で一時を凌ぎ、米國の合成ゴムの大量供給を待つと云ふ對米依存の方針をとるものゝ如くである。

更に戦時需要が平時需要に比して最も激増する石油が殆ど國外依存であることは英國戦時經濟の資源的脆弱性の最弱點を代表するものである。

尙英國の主要産業の隨一たる鐵鋼業すらその原料たる鐵鑛石の三〇％(戦前)を輸入に仰いでゐた。而かも國內産の鐵鑛石は含有鐵分三〇％位の貧鑛であるのに對して輸入品は五〇％乃至七〇％の富鑛であるから、鐵分の比重から云

へば優に五〇％を輸入に依存してゐた譯である。且つその九〇％までを瑞典、アルジェリア、西班牙、其他英國勢力圏外の外國に仰いでゐたことは戰略的資源として重大なる弱點である。尙マンガン鑛も一九一八年には國內に一萬七千四百噸を産出したが、之を最高記録としてその後は漸減し、現在は全く産出せず、全部を輸入に仰いでゐる。

最後に、戦前には重要輸出品であつた石炭すら今や深刻なる不足に陥つてゐるのであつて、而かも石炭飢饉は英國に於いては主として火力に依存せる電力工業に先づ影響し、従つて總べての産業に對して直接的のみならず、電力不足を通じて間接的にその生産増強を阻害する最大の隘路の一つとなつてゐるものと思はれる。

要之、今次大戰によつて大多數の戰略的資源の供給路を遮斷された英國は今や之を主として米國と加奈陀とに依存する外はなくなつたのである。

軍需産業原料輸入狀況 (一九三九年)

| 原 油 | 輸入數量 | 輸入總量に對する比率 |
|-----------|-------|------------|
| 輸入總量 | 百萬ガロン | 一〇〇・〇〇% |
| 主要供給國 | | |
| 近東(イラク合計) | 一六一 | 二九・七六 |
| 關領西印度諸島 | 一三七 | 二五・三二 |
| ヴェネズエラ | 一九八 | 三六・八七 |
| 英帝國 | 三 | 〇・五五 |

第一章 英國經濟に於ける貿易の重要性

第五篇 貿易

諸外國計

ガソリン

輸入總量

主要供給國

イラン

米 國

蘭領西印度諸島

英 帝 國

諸外國計

マンガン鐵鑛

輸入總量

主要供給國

埃 及

英 帝 國

諸外國計

其他の鐵鑛(クロム鐵鑛及び黃鐵鑛を除く)

輸入總量

主要供給國

瑞 典

佛 蘭 西

西 班 牙

五三七

百萬ガロン
一、三七四

二八七

三一九

五三九

八〇

一、二九四

千噸
六八

六三

二

六六

五、二三九

千噸
二二

一、一四七

三五七

五一四

五六七

三〇六

九九・四五

一〇〇・〇〇

二〇・八九

二二・二二

三九・二三

五・八二

九四・一八

一〇〇・〇〇

九二・六五

二・九四

九七・〇六

一〇〇・〇〇

二一・八九

六・八九

九・八一

一〇・八二

チユニス

アルジェリア

シエラ・レオーネ

ニュー・ファウンドランド及び
コースト・オヴ・ラブラドア

英 帝 國

諸外國計

マンガン鐵鑛

輸入總量

主要供給國

印度及び緬甸

ソ 聯

黄金海岸

南阿聯邦及び南西阿弗利加

英 帝 國

諸外國計

アルミニウム(Ingots, Blocks, Slabs, Etc.)

輸入總量

主要供給國

瑞 西

加 奈 陀

米 國

英 帝 國

四九一

一、五〇二

一九〇

一八八

三七九

四、八六〇

千噸
三三四

二三四

一五

三〇

二九

二九三

三二

千噸
一、一五六

二五八

七二〇

一一九

七二〇

九・三七

二八・六七

三・六三

三・五九

七・二三

九二・七七

一〇〇・〇〇

七二・二二

四・六三

九・二六

八・九五

九〇・四三

九・五七

一〇〇・〇〇

二二・三三

六二・二八

一〇・二九

六二・二八

第一章 英國經濟に於ける貿易の重要性

三〇七

第五篇 貿易

諸外國計

ポークサイト

輸入總量

主要供給國

佛蘭西

希臘

英領ギアナ

英帝國

諸外國計

ニッケル (Unwrought)

輸入總量

主要供給國

諸外國計

加奈陀

英帝國

諸外國計

錫 (Ingot)

輸入總量

主要供給國

馬來

支那

四三六

三〇二千噸

二三九

三四

一一二

一三

二八九

一四五千噸

四五

九三

九三

五二

四、四三一噸

六九〇

五六四

二、三四〇

三七・七二

一〇〇・〇〇

七九・一四

一一・二六

三・九七

四・三〇

九五・七〇

一〇〇・〇〇

三一・〇三

六四・一四

六四・一四

三五・八六

一〇〇・〇〇

一五・五七

一二・七三

五〇・四二

銅 (Unwrought Electrolytic & Others)

輸入總量

主要供給國

加奈陀

北ローデシア

智利

英帝國

諸外國計

鉛 (Unwrought)

輸入總量

主要供給國

濠洲

加奈陀

緬甸

英帝國

諸外國計

亜鉛 (Unwrought)

輸入總量

主要供給國

濠洲

支那

一、三七一

三〇・九四

三二六千噸

一〇〇・〇〇

一一一

三四・〇五

一一五

三五・二八

六七

二〇・五五

二二三

七一・四七

九三

二八・五三

三三九千噸

一〇〇・〇〇

一七三

五一・〇三

九六

二八・三一

四五

一三・二七

三一五

九二・九二

二四

七・〇八

一六七千噸

一〇〇・〇〇

一五

八・九八

第一章 英國經濟に於ける貿易の重要性

第五篇 貿易

三一〇

| | | |
|---|-------|--------|
| 加奈陀 | 一〇二 | 六一・〇八 |
| 白耳義 | 二八 | 一六・七七 |
| 英帝國 | 一二六 | 七五・四五 |
| 諸外國計 | 四一 | 二四・五五 |
| 輸入總量 | 二、六一五 | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | |
| 印度及び緬甸 | 一〇四 | 三・九八 |
| 馬來聯邦 | 八一八 | 三一・二八 |
| 海峽植民地 | 九〇五 | 三四・六一 |
| 錫蘭 | 一七〇 | 六・五〇 |
| 在印度蘭領地 | 三九一 | 一四・九五 |
| 英帝國 | 二、〇九一 | 七九・九六 |
| 諸外國計 | 五二四 | 二〇・〇四 |
| 棉 | | |
| 花 (Under 14 inch staple and over 7 inch staple) | 九、四九四 | 一〇〇・〇〇 |
| 輸入總量 | 九、四九四 | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | |
| 印度及び緬甸 | 五七七 | 六・〇八 |
| 埃及 | 一、七六六 | 一八・六〇 |
| 米國 | 四、七七九 | 五〇・三四 |
| 智利 | 七一六 | 七・五四 |
| 伯刺西爾 | 一、〇三三 | 一〇・八八 |

| | | |
|---|-------|--------|
| 英帝國 | 九四九 | 一〇・〇〇 |
| 諸外國計 | 八、五四五 | 九〇・〇〇 |
| 羊 毛(羊及び仔羊) | 九、〇〇五 | 一〇〇・〇〇 |
| 輸入總量 | 九、〇〇五 | 一〇〇・〇〇 |
| 主要供給國 | | |
| 印度及び緬甸 | 四八一 | 五・三四 |
| 濠洲 | 三、五五〇 | 三九・四二 |
| 新西蘭 | 二、二三七 | 二四・八四 |
| 南阿聯邦及び南西阿弗利加 | 八五一 | 九・四五 |
| 亞爾然丁 | 一、一二四 | 一二・四八 |
| 英帝國 | 七、二六九 | 八〇・七二 |
| 諸外國計 | 一、七三六 | 一九・二八 |
| (註) Annual Statement of the Trade of the United Kingdom with British Countries and Foreign Countries, 1939, Vol. II | | |

【備考】 1 cental = 100 pounds
1 cwt. = 20 ton

第二章 戰時貿易政策の轉換過程

第一節 戰前の貿易政策の動向

— 保護關稅とブロック經濟 —

十九世紀中葉以來英國は自由貿易政策を執り、その優れた工業と海運とを以つて世界の通商貿易を支配して來たが、二十世紀以降新興資本主義諸國の擡頭に因つてその支配的地位を脅かされるに至り、茲に自由貿易主義を拋棄する氣運に向つて來た。即ち前大戰中英國はマッケナ關稅と稱せらるゝ奢侈品關稅を設定したが、戰後に至つても貿易の不振から之を廢止することが出來ず、一九一九年に修正を加へて之を恆久化し、且つ植民地よりの輸入品に特惠を與へることになつて、奢侈品關稅は化して保護關稅となつた。次いで一九二一年には所謂 Key Industry 保護關稅を設定し、茲に英國が保護貿易政策へ轉向する第一歩を踏み出したのである。

然るに前大戰後に於ける世界經濟の構造變化、特に米國と日本との世界市場への進出によつて英國は昔日の如き世界經濟に於ける獨占的地位を失ひ、爾來その輸出貿易は愈々萎縮し、その産業は慢性的不況に悩み續けた。茲に於いて自由貿易主義を拋棄して保護關稅を設定すべしと云ふ要請が昂まつて來たが、時恰も世界恐慌が起り、一九三一年に至つて英國の財政金融難は緊迫したから、茲に保護貿易政策への轉向が必至的となつたのである。即ち同年九月二十一日遂に金本位を停止し、次いで十一月二十日非常輸入關稅法を制定して輸入製造品二十三品目に對し五割の關稅を課

することとした。次いで翌一九三二年三月の輸入稅令によつて輸入品に一律に一〇%の關稅を課し、更に同年四月の追加輸入稅令によつて多數品目に一五%乃至三三%の關稅を課することになつた。

斯様にして英國は一躍して高率保護關稅國となつたが、併し保護關稅だけでは國內市場を確保し得ても、英國産業にとつて更に重要な輸出市場を確保し得ないから、尙一層積極的に輸出販路を専ら英帝國內に開拓する爲めに、一九三二年七月オタワ會議を開催して英帝國ブロック經濟の強化を圖つた。

英帝國內特惠關稅制度は既に十九世紀末から行はれてゐたが、自治領諸國の經濟政策は寧ろ反對に國內産業發達による國民經濟の獨立化への道を進んで來た。殊に前大戰後はこの傾向が一層強化されたから、英國製品は英帝國內に於いてもその販路が減退せざるを得なかつた。そこで英國は傳統的自由貿易主義を拋棄した勢に乗じて、英帝國ブロック經濟の強化を圖り、オタワ會議に於いて英本國と自治領及び植民地との間に特惠關稅制度を一層強化する協定を締結したのである。

斯くして英國は、英帝國特惠關稅制度の強化によつて、英帝國內市場から外國商品を驅逐せんと試みたが、就中、當時世界市場到る處へ進出した日本商品の排斥を主眼としたものであつたことは其後印度を始め、英帝國內各地に於いて日貨排斥運動が起つたことによつて明かである。そして斯様な經濟的排日政策を執つた英國は更に進んで滿洲事變、支那事變を通じて日本に對して全面的敵性を露呈したが、今や大東亞戰爭の進展と共に英國は東亞に於ける政治的經濟的支配力を喪失し、英帝國ブロックは崩壊に瀕してゐるのである。

金本位の停止、保護關稅の設定及びブロック經濟の強化の影響によつて—尙其後に於ける再軍備擴張の影響も加つ

て—其後の英國の貿易情勢は次の如き變化を蒙つた。即ち國內生産の發展によつて完成品の輸入が減少したこと、景氣上昇期に於いても國內生産の増加に比して貿易の増加が少かつたこと、英帝國內諸國との貿易（特に原料及び食糧の輸入）が増加し、反對に英帝國外諸國との貿易（特に輸出）が減少したこと、之であつた。要するに、經濟活動の重點が對外貿易よりも國內生産に置かれるやうになり、國民經濟の對外依存性が幾分か減少したのである。

斯様にして一九三一年以來大體に於いて上昇の一路を辿つた英國の貿易は一九三七年の中頃から再び下降し始めたが、その原因は經濟的原因のみならず、政治的原因も重要であつた。即ち經濟的原因としては米國の不況、植民地の工業化、諸外國の貿易統制の強化、獨逸の輸出貿易の進出等であり、政治的原因としては歐洲政局の不安と支那事變とであつた。

而かも他方に於いては、再軍備擴張によつて軍需資材の輸入は激増し且つ貿易外収入も減少したから、國際收支の均衡は破れるに至り、茲に於いて輸出振興が英國に取つても死活問題となつたのである。併し乍ら當時の英國の輸出振興策は甚だ不十分なもので、諸外國に於ける貿易統制と輸出振興策とに到底對抗し得るものではなかつた。

尙オタワ協定によつてブロック經濟を強化した英國は、他方、ブロック外に對する貿易を失ふことを恐れて、之を補ふ爲めに一九三三年以來亞爾然丁を始め多數の諸國と互惠通商協定を締結した。また一九三八年十一月に締結せられた英米互惠通商協定は當時全體主義國家群に對する二大民主主義國家の結合と云ふ政治的意義が重要視されたものであるが、やはりその根底には十分なる經濟的理由が存在したのである。抑、之は同じく互惠通商協定主義に立つ米國側から主唱して締結されたものであるが、英國側にもこれに應ずべき經濟的理由があつたのである。

即ち、オタワ協定以來英國の英帝國ブロック内貿易は大いに増進したとは云へ、なほ英國貿易の過半はブロック外の諸國に依存してゐたのであるから、ブロック外貿易の重要性を再認識するに至り、而かも軍需品の輸入増加に伴つて特にブロック外からの輸入が激増したので、之を賄ふ爲めには特にブロック外への輸出増進の必要があつた。併しそれには排他的なオタワ協定が障碍となつたので、茲にオタワ協定を一部犠牲にしても、ブロック外の第三國と通商協定を締結する必要に迫られたのである。そしてブロック外の第三國中、英國貿易の最も重要な相手國は米國であつたから、英國は米國と互惠通商協定を締結して、英領諸國に對すると同様の特典を米國に與へ、その代償として米國の高率關稅を引下げしめたのであつた。

斯様にしてオタワ協定を一部犠牲にして對米依存に傾いた英國の貿易政策はやがて今次戰爭勃發以來、後に述べる如く、全面的に對米依存の度を強め、従つて英帝國ブロック經濟の解體へと導かれたのである。

第二節 開戦當初の貿易統制と輸出振興

英國政府は開戦と共に緊急國防全權法に基いて嚴重なる輸出入統制及び爲替管理を實施し、且つ其後之を再三強化した。

輸入統制としては、一九三九年九月三日の輸入禁止令によつて輸入禁止を行ひ、其後屢、之を改正して品目を追加し、一切の不要不急品の輸入を禁止した。又一九四〇年六月の輸入管理令によつて一切の輸入品に許可制を適用し、生活必需品に就いて大體戦前三ヶ年間の實績を基礎としてその一定割合の許可を與へたが、この割合は漸次縮小され

て、結局、軍需品及び生活必需品のみとなつた。斯くして輸入貿易は専ら軍需省及び食糧省の管理の下に行はれる獨占的大量輸入のみとなつてしまつた。

次に輸出統制としては、一九四〇年一月の輸出管理令により重要資源の國內確保を圖る爲め、輸出禁止品を次の三種に分類してゐる。即ち第一種品は特に國內に於いて確保すべき重要物資であつて、之は一般的に輸出を禁止する。第二種品は英帝國以外に對して輸出を禁止する。其他の物品は總べて敵國領域及び輸出管理令に規定する特定國に對して輸出を禁止する。對敵輸出禁止は當然の措置であるが、日本に對しては既に一九四一年七月米國と共に資産凍結を斷行し、次いで日英通商航海條約、日印通商條約、及び日緬通商條約を破棄し、更に對日輸出を一切禁止し、以つて經濟斷交に依つて遂に大東亞戰爭を誘發したのであつた。

他方に於いて、英國は戰時必需物資の輸入を確保する爲めに外貨獲得の必要に迫られ、戰前よりも遙かに積極的な凡ゆる輸出振興策を遂行した。尙輸出振興は戰前獨逸に奪はれた販路をこの機會に恢復し、それによつて相手國の物資を買占めてその供給を確保すると共に、獨逸に對する供給を妨害せんとする目的も持つてゐた。斯様にして英國政府は一九四〇年初頭輸出貿易機構の劃期的改革を斷行したのであるが、その主なるものを挙げれば次の如くである。

(一) 輸出審議會の設立 既に戰前から英國政府は獨逸商品との競争に對應する爲めに、輸出關係産業の強力なる團結を要望してゐたが、一九四〇年二月官民合同の輸出審議會(Export Council)を組織して、輸出品製造業者と緊密なる連絡をとつて輸出品の供給の確保を圖り、以つて獨逸商品に奪はれた市場、特に中南米市場への再進出を企てた。そして同審議會の計畫に基づき、輸出産業の全般に互つて各産業別に數百の輸出團體(Export Groups)を結成し

て、同審議會と協力して、輸出品原材料の供給、生産の統一、輸出の割當等を行はしめた。

(二) 貿易國策會社の設立 一九四〇年四月中立諸國、特にバルカン諸國との貿易促進を目的として、英國商會社(United Kingdom Commercial Corporation)なる特殊の貿易國策會社を設立したが、其後バルカン諸國が大部分獨逸の支配下に屬するに至つてから、更に中南米方面への進出を企て、その爲めに同社の別働隊として英蘇商會社(English and Scottish Commercial Corporation)なる會社を新設した。尙同年九月には經濟使節を南米に派遣して販路の開拓に努めた。

英國商會社はその資本の一部は大藏省の出資にかゝり、前空相スウィントン(Swinton)子爵を社長とし、重役陣には工業家、銀行家、貿易業者中の有能人物を配したるもので、政府と民間の總力を動員した經濟戰の武器として設立されたものである。それは自由主義英國に於ける民間事業に對する國家干渉の試みであり、貿易國營化の端緒であると言はれたものである。そして始めはヨーロッパ到處に支店、出張所を設置して市場を攪亂し、價格競争、投資等の採算を無視した手段によつて獨逸と中立國との取引を妨害したが、創立一年にして東南歐諸國から後退するの已むなきに至り、今日に於ける同社の活動は、歐洲大陸に關する限り、土耳其、西班牙、葡萄牙の三國に限られてゐる。併し現在パレスタイン、シリア及びレバノン、イラク、イラン、埃及、アビシニア、東部アフリカ、エリトリア、スーダンの九ヶ所に子會社を有し、別に印度及び錫蘭に代理店を持つて、近東に於ける米英軍への資材の補給、聯合國からソ聯へ供給する民需品の取扱等を擔當してゐる。尙米國にも米國商會社(U. S. Commercial Corporation)なる貿易國策會社があつて、南米、アフリカ、近東方面に於いて英國商會社と類似の活動をしてゐるが、兩社は等しく樞軸國

に對する經濟戰と云ふ共同の目的を有し、西班牙と葡萄牙に於いては兩社は事務所さへも共有する。

(三) 綿業貿易會社の設立 一九四〇年七月の輸出獎勵令によつて英國海外綿業會社(British Overseas Cottons, Ltd.) が設立せられ、原棉の共同買付、生産の集中的統制、市場の割當を行つたが、其後同令の適用範圍が擴大されて、綿業のみならず、毛織物、人絹等にも適用せられ、夫々全國毛織物輸出會社(National Wool Export Co.)及び中央人絹會社(Central Rayon Office, Ltd.)が設立されて、輸出促進に努力した。

(四) 輸出信用補償制度の擴充 既に一九二〇年以來商務院の輸出信用補償局(Export Credits Guarantee Department)が輸出業者の爲めに受取不能となつた輸出代金の七五%までを補償する制度が行はれてゐたが、一九三九年之を改正して、從來五千萬磅であつた補償金額を七千五百萬磅に増額し、且つ別に一千萬磅を特殊金融の爲めに與へることとし、特に獨逸商品と競争して英國商品の進出を圖る爲めに必要な場合に用ひられた。斯くの如く本制度は既に戰前から政治的目的をも加味して實施され、土耳其其他の小國に對して武器輸出の爲めにクレジットを設定する場合等にも利用された。開戦以來は積極的輸出増進の必要と國際情勢の混亂に對應して、一九四〇年四月及び五月に更にこの制度を改正して、補償率を七五%から九〇%に引上げ、また相手國の爲替管理、其他政治的措置による損害のみならず、相手國の戰爭、内亂、革命、其他の非常危險による損害に對しても補償を與へることとした。

第三節 米國の貸與法と英國貿易政策の轉換

上述の如く、英國は開戦以來約一年間は凡ゆる手段を講じて、能ふ限り到處の市場に向つて外貨獲得の爲めに輸出

増進を圖つたのである。然るにやがて軍需生産の擴充の爲めに勞力の不足が深刻化し、輸出品原材料が缺乏して來たから、全面的な輸出促進政策を改めて、主として弗を獲得し得る國々への輸出増進に集中する選擇的輸出促進政策を執るに至つた。蓋し英國が緊急必要とする軍需品の輸入は主として米國に之を仰いでゐたからである。

然るに其後更に愈々輸出物資の缺乏が甚しくなつて、最早輸出することなくして輸入する方法を講ずるの外なきに至つたが、米國に於いては英國の斯かる窮迫せる情勢に對應して、英國援助の目的を以つて、一九四一年三月所謂武器貸與法を成立せしめたのである。茲に於いて英國は支拂手段なくして米國から軍需品の供給を受けることが出来るやうになり、従つて輸出振興の必要は大いに減じ、輸出は貸與法に依りて供給せられる以外の物資を輸入する爲めに必要なる最少限度に止め得ることとなつた。

併し乍ら英國としてはなほ米國から供給され得ない物資を他の諸國から輸入する爲めに或る程度までは外貨獲得の爲めの輸出をなす必要があつた。そしてその主なる相手國は英帝國以外では中南米諸國が第一であつた。

そこで其後も對中南米輸出の獎勵は依然として行はれ、加之、米國から貸與法によつて供給された物資を中南米諸國へ投資したことすらあつた。斯様にして獨逸商品が後退した中南米市場に於いて英米商品の競争が行はれるに至つたが、之は明かに米國の汎米政策と衝突した。そこで米國はその輸出貿易の利益を犠牲にして英國へ貸與した物資が米國の重要市場たる中南米に於いて米國の輸出品と競争すると云ふことは不都合であるとの抗議を提出した。茲に於いて英國は、對獨逸戰爭遂行上全面的に米國の援助に依倚せねばならない關係上、素より米國と争ふことは出來ないから、一九四一年九月米國と貿易調整協定を締結して、貸與法によつて入手した物資を米國の輸出品と競争を生ずる

如き市場への輸出には決して用ひないことを誓約した。斯様にして英國の貿易政策は多分に米國の政策に支配されることになり、對米依存を益、強めたのである。

要之、英國の貿易政策は輸出最大化の努力から、輸出を必要なる最小限度に止めて最大の輸入を確保する政策に轉換した。その結果として、從來輸出品の生産に用ひられた資本と勞力との大部分が戦争遂行に直接必要なる生産に向けられ得ることになった。即ち從來軍需産業と同等の優先的取扱を受けた纖維工業を始め他の輸出産業は俄然不要不急の平和産業と化し、その資本及び勞力を擧げて軍需産業に供出せしめられることになったのである。

第四節 貿易の對米依存化

英國は一九四〇年末以來貿易統計の發表を停止してゐるから、其後の貿易情勢を知ることが出来ないが、今開戦以來一九四〇年末に至るまでの貿易情勢の推移を見ると、開戦直後の混亂と既述の如き嚴重なる輸出入統制の下に貿易は一時的には激減したけれども、その後漸次恢復し、輸入に於いては軍需關係物資の激増によつて増加の一路を辿り、輸出は一九四〇年前半には既述の如き輸出振興策の効果によつて大いに恢復したが、その後歐洲市場を全く喪失した結果、再び激減し、結局入超額の大増加となつてゐる。

| 年 | 輸 入 額 | 輸 出 額 | 入 超 |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 一九三八年 | 九二〇 <small>百萬磅</small> | 五三三 <small>百萬磅</small> | 三八八 <small>百萬磅</small> |

| | | | |
|-------|-------|-----|-----|
| 一九三九年 | 八八六 | 四八六 | 三九九 |
| 一九四〇年 | 一、一〇〇 | 四三九 | 六六〇 |

毎四半期輸出入額

| 年 | 第一四半期 | 第二四半期 | 第三四半期 | 第四四半期 |
|-------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 一九三九年 | 入 五九九 <small>百萬磅</small> | 入 一、〇一六 <small>百萬磅</small> | 入 八九二 <small>百萬磅</small> | 入 八九〇 <small>百萬磅</small> |
| | 出 五五八 | 出 五四九 | 出 四五一 | 出 四〇三 |
| 一九四〇年 | 入 一、二〇八 | 入 一、一九七 | 入 一、〇四二 | 入 九二五 |
| | 出 四八四 | 出 五二五 | 出 三八三 | 出 二八〇 |

(註) League of Nations, World Economic Survey, 1939-41

輸入に於いては、食料品も増加したが、原料及び製品の増加が一層著しく、その内でも船舶、車輛、航空機、輕油を主とする油類、鐵鋼、非鐵金屬、機械類等、要するに軍需資材の増加が最も顯著である。又その輸入先は、云ふまでもなく、米國が第一であつて、既述の如く、米國の援英政策の進展と共に英國輸入貿易の對米依存性は益、強化されたが、殊に貸與法成立以後はこの傾向は一層顯著となつたのである。尙英領諸國中、特に加奈陀は米國に隣接せるのみならず、英本國とも比較的近接して物資輸送上便宜の位置に在る等の關係もあり、英本國に對する軍需品及び食糧の供給地として最も重要な役割を果し、且つ米國の迂回的援英工作の通路ともなつてゐる。此事は加奈陀の貿易が對米輸入と對英輸出とに於いて特に増加を示してゐることから看取される。

第五篇 貿易

商品別輸入額

| 品名 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
|-------------|---------|---------|
| 食料 | 三九八、三六七 | 四二一、〇〇三 |
| 原料 | 二四〇、六六三 | 三三六、四九五 |
| 製成品 | 二三九、三七六 | 三三六、二〇八 |
| 内、特に増加著しきもの | | |
| 鐵鋼及び同製品 | 一七、六二〇 | 四五、三五〇 |
| 非鐵金屬及び同製品 | 三八、六九五 | 五七、四二七 |
| 機械及び部分品 | 二四、五三九 | 三四、九三二 |
| 油類(主として輕油) | 四五、七〇二 | 七二、八九〇 |
| 船舶車輛航空機 | 七、九四八 | 三三、七七五 |

米國の對英輸出額

| 品名 | 一九三八年 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
|----------|--------|--------|---------|
| 鐵鋼製品 | 百萬弗 一三 | 百萬弗 一五 | 百萬弗 一五四 |
| 非鐵金屬 | 一一 | 二〇 | 六〇 |
| 金屬機械 | 一六 | 三三 | 一三三 |
| 航空機及び部分品 | 四 | 三五 | 一三五 |
| 自動車 | 三 | 一 | 三三 |
| 武器彈藥 | 一 | 一 | 五〇 |
| △合計 | 四八 | 一〇四 | 五六五 |
| 食料 | 二四八 | 一三八 | 七四 |

其他

◎累計 (註) League of Nations, World Economic Survey, 1939-41

加奈陀の對英米貿易額

| 品名 | 一九四〇年 | 一九四一年 |
|--------|------------|--------------|
| 對英帝國全體 | 百萬加奈陀幣 六八九 | 百萬加奈陀幣 一、〇〇二 |
| 輸出 | 二二四 | 二七九 |
| 輸入 | 四一七 | 五七二 |
| 對米國 | 七四四 | 一、〇〇四 |

米國の對英本國及び英帝國貿易額 (自一月至九月)

| 品名 | 一九三九年 | 一九四〇年 | 一九四一年 |
|----------|---------|---------|-----------|
| 輸出 | 百萬弗 三七一 | 百萬弗 六九八 | 百萬弗 一、〇二四 |
| 其他の英帝國へ | 五三二 | 七六七 | 一、〇七九 |
| 英本國より | 一〇五 | 一一一 | 一〇一 |
| 其他の英帝國より | 四六五 | 七〇二 | 九八一 |

尙米國側の資料に依れば、米國の貸與法による對英貸與物資は、左の如く、武器、軍需品のみならず、農産物、食糧並に役務をも含んでゐるが、同法成立以來一九四二年末までに左の如き額に達してゐる。

| 品名 | 英本國へ | 英領各地へ |
|------|-----------|-----------|
| 軍需品 | 百萬弗 一、一七二 | 百萬弗 一、四二一 |
| 工業資材 | 九六一 | 三六九 |

第二章 戰時貿易政策の轉換過程

農 産 物
役 務
合 計

一、〇九三
七八〇
三、九六一

七一
五三二
二、三九四

因みに、米國が貸與法によつて一九四二年末までに反樞軸諸國へ供給した物資及び役務の總額は八十五億三千五百萬弗に及び、その内英本國に對するものは前表の如く四八%を占め、英領諸國に對するものは二九%を占めてゐる。又米國が英國を始め反樞軸諸國に對して供給した物資の八〇%は貸與法の下に行はれたもので、開戦以來英國に供給せられた物資の總額は十五億磅に達してゐる。其後發表の數字によれば、一九四三年十一月まで米國が貸與法によつて供給した物資及び役務の總額は百八十六億八百五十五萬三千弗に達し、その内英本國に對する貸與額は五十九億八千三十七萬九千弗に達したと云ふことである。

尙又最近の報道によれば、米國側に於いて又々貸與法を繞つて英國に對する非難の聲が昂まつて來たやうである。即ち、英國は貸與法に基く米國からの貸與品を恰も自國品のやうな顔をして土耳其、印度等へ輸出し、是等諸國の歡心を買はうとしてゐるとか、英國は、自ら石油が手に入るにも拘らず、貸與法に基いて米國から石油の供給を仰いでゐるとか云ふ如き非難であつて、要するに、英國が餘りに米國に頼り過ぎ、無償で物資の供給を仰がんとするのは蟲がよすぎると云ふ非難であるが、英國としてはそれ程米國に依存せざるを得ない窮境に陥つてゐるのである。

されば一九四二年五月英國産業聯盟が發表せる戦後産業再建案に關する報告書に於いても、『英國、英帝國及び米國相互間の共通の政策が肝要である。英國産業と米國産業との實際的協同は今日に於いても可能であり、政府及び産業側によつて考慮せらるべきである。そして將來形成せらるべき英帝國と米國とを結ぶ何等かの組織は、經濟的協同

を目標として露西亞及び支那との密接なる接觸を保たねばならない』と述べて、戦後の産業再建も亦米國の援助に俟たねばならないことを暗示してゐる。

第六篇 物資、配給及び物價

第一章 物 資

第一節 物 資 配 分

近代戦の必要とする歴大な物資を調達する爲めには交戦國の持つ經濟力を擧げて軍需品生産に集中し、民需品供給は可能なる限り壓縮する要あることは言を俟たないが、この事は、貨幣的現象としては、國民所得に對する財政支出（殊にその中心を成す軍事費支出）の比重の増大となつて現はれる譯である。一九四三年四月英國政府發表の白書に依つて一九三八年、一九四〇年、一九四一年及び一九四二年に於ける國民所得に就いてこの配分を分析して見よう。尤も英國は一九三六年度以降本格的な軍擴に着手して居り、その政府支出の如きも一九三五年度の七億五千萬磅（内軍事費一億三千七百萬磅）が一九三八年度には十億六千八百萬磅（内軍事費三億九千九百萬磅）と、此間歳出總額は四二%、軍事費に至つては一九一%の膨脹を見せてゐるのであつて、一九三八年は必ずしも通常の意味に於ける平時状態ではないことを留意し置かねばならない。

國民所得、民需消費及び政府支出

| 純國民所得 | 一九三八年 | 一九四〇年 | 一九四一年 | 一九四二年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 四、四九〇 | 五、七二六 | 六、六一九 | 七、三八四 |
| | 百萬磅 | 百萬磅 | 百萬磅 | 百萬磅 |

| 個人消費支出(市價に依る) | 四、〇三五 | 四、二八二 | 四、五〇九 | 四、八〇〇 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 物資及び役務に對する政府の内外支出(市價に依る) | 八四五 | 三、〇五九 | 四、一九四 | 四、六〇八 |
| 個人國內純投資額及び戦時損耗補填 | 二八七 | (-) 二二二 | (-) 二〇〇 | (-) 一七三 |
| 海外への個人及び政府純投資額 | (-) 五五 | (-) 七五六 | (-) 七九七 | (-) 六三二 |
| 補助金 | 一五 | 七〇 | 一四二 | 一五〇 |
| 特に消費財に對する間接税 | (-) 四三一 | (-) 五七八 | (-) 七七〇 | (-) 九三一 |
| 其他間接税 | (-) 二〇六 | (-) 二〇五 | (-) 二二〇 | (-) 二三九 |
| 戦時危険保険料 | — | (-) 一二四 | (-) 二三九 | (-) 一九九 |

之に依れば、市價による個人消費支出は一九三八年の四十億三千五百萬磅が、一九四〇年四十二億八千二百萬磅、一九四一年四十五億九百萬磅、一九四二年四十八億磅となり、開戦後多少の増加を見てゐるとは云へ、その増加はさして大なるものではなく、一九四二年と一九三八年とを比較するも一九〇%しか増加してゐない。之に對して市價による政府支出は一九三八年の八億四千五百萬磅が一九四〇年三十億五千九百萬磅、一九四一年四十一億九千四百萬磅、一九四二年四十六億八百萬磅と逐年急増し、一九四二年を一九三八年と比較すれば、實に五倍強の著増となつてゐるのである。その結果、民需消費(個人消費に『補助金』を加算し『消費財に對する間接税』を控除せるもの)と政府支出とを合算した總消費の内、政府支出の占める比率は一九三八年の一八・九%が一九四〇年四四・八%、一九四一年五一・九%、一九四二年五三・四%と漸増して、一九四一年以後は總消費の過半を占めるに至つてゐる。而かも此間國民所得は増加してゐるとは云へ、政府支出の激増に基因する總消費の増加は國民所得の増加をかなり上廻つてゐる爲めに、總消費の總べてを國民所得によつて賄ふことが出來ず、一九四〇年以後總消費の相當大きな部分が國民資産

への喰込によつて補はれてゐるのである。即ち『個人國內純投資額』及び『海外への個人及び政府純投資額』の減少(海外への個人及び政府純投資額は既に一九三八年に於いて減少を示す)に現はれる國民資産への喰込は一九四〇年七億七千八百萬磅、一九四一年九億九千七百萬磅、一九四二年八億五百萬磅の巨額に達してゐる。この額の總消費額に對する比率を算出すれば、一九四〇年一一・四%、一九四一年一二・三%、一九四二年九・三%である。

前掲の表の示す如く、個人消費支出は逐年増加してゐるが、その増加は専ら間接税増徴其他に基く物價騰貴を主因とするものである。

前掲の市價による個人の消費支出に補助金を加算し、消費財に課せられた間接税を控除し、調整を加へた個人消費を算出すれば、一九三八年は三十六億一千九百萬磅、一九四〇年は三十七億七千四百萬磅、一九四一年は三十八億八千百萬磅、一九四二年は四十億一千九百萬磅となり、一九三八年を一〇〇とする指數を以つて之を示せば、一九四〇年は一〇四、一九四一年は一〇七、一九四二年は一一一となる。然るに消費財に對する間接税を除き補助金を加へ、兩者による影響を除外した小賣價格指數は、一九三八年を基準とすれば、一九四〇年一一八、一九四一年一三〇、一九四二年一三六と漸次上昇してゐる。仍つて前者を後者で除して物價騰貴の影響を除去すれば、眞の意味に於ける國民生活の水準は、一九三八年を一〇〇とするときは、一九四〇年八八、一九四一年八二、一九四二年八二と下降するわけで、一九四一年、一九四二年共に一九三八年に比較して二〇%近い生活水準の切下が行はれてゐることになるのである。

國民消費生活の絶對的及び相對的削減が如何なる程度まで行はれたかは上述するところより大體推斷し得るわけである。

あるが、斯かる削減過程に於ける國民消費生活の内容を前述の白書に依つて見れば次の如くである。

國民消費生活の内容 (各年の時價に依る)

| | 一九三八年 百萬磅 | 一九四〇年 百萬磅 | 一九四一年 百萬磅 | 一九四二年 百萬磅 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 食料品 | 一、一九八 | 一、二三五 | 一、二六〇 | 一、三二〇 |
| 酒精飲料及び煙草 | 四五二 | 六一七 | 七五〇 | 九二二 |
| 家賃及び水道料 | 五〇〇 | 五二四 | 五二一 | 五二〇 |
| 燃料及び燈火 | 一九四 | 二一〇 | 二二三 | 二四二 |
| 其他家庭用品 | 二六一 | 二五一 | 二四一 | 二四一 |
| 衣料 | 四四一 | 四九六 | 四五〇 | 四六二 |
| 旅行(個人所有の乗物及びその維持費を含む) | 二九六 | 一八五 | 二〇二 | 二二五 |
| 其他役務 | 四六八 | 四六一 | 四六九 | 四六五 |
| 其他商品(軍隊給與品を含む) | 二二五 | 三〇三 | 三八三 | 四二三 |
| 合計 | 四、〇三五 | 四、二八二 | 四、五〇九 | 四、八〇〇 |

勿論、各項目に含まれてゐる各物資の各年に於ける價格騰貴率は著しい相違がある。例へば、補助金を支出してその價格騰貴を抑壓せんとしてゐる食料品の如きと、開戦後累次の消費税増徴が行はれてゐる酒精飲料及び煙草の如きとは、その價格騰貴率に多大の差異の存することは云ふ迄もない。従つて右の數字を簡單に比較することは許されないうが、兎に角一九三八年に比較して一九四二年の消費増加は酒精飲料及び煙草の約二倍が最も大きい。その結果、總消費額の内、酒精飲料及び煙草の占める割合は一九三八年の一一・二%が一九四二年には一九・〇%まで上昇してゐる。之に次ぐものは其他商品の八八・〇%であるが、この内には軍隊給與品を含んでゐるから、この増加は當然と云

へよう。燃料及び燈火の二四・七%増、食料品の一〇・二%増、衣料の四・八%増、家賃及び水道料の四・〇%増が之に次ぐわけであるが、食料品及び衣料の増加が少いのは切符制による消費規正の結果であり、家賃及び水道料の増加は統制令による家賃騰貴の抑制が奏功してゐる爲めと考へられる。尙一九三八年と一九四二年との比較に於いて減少してゐるのは、旅行二七・〇%、家庭用品七・七%、其他役務〇・六%である。斯かる數字より戦時下の英國の國民生活が如何なる變貌を示しつゝあるかを略々推察し得るであらう。

第二節 物資統制概観

第一項 概況

國民所得の配分に示される物資の配分、即ち政府支出、殊に軍需消費の急増と民需消費の壓縮とは各交戦國の直面する焦眉の問題であるが、樞軸國側の着々たる戦果の擴大によつて歐洲大陸からその勢力を驅逐され、且つ廣汎な植民地も一部は既に喪失するの餘儀なきに至つてゐるのみでなく、英帝國及び米洲諸國との連絡路をも不斷に脅威されつゝあるのだから、戦前その必要とする食糧或は工業原材料の大半は海外に依存すると云ふ構造から見ても、物資統制の急速な進展を圖るべき必要は特に英國の場合に於いて著しいと云はねばならぬ。

即ち英國政府は一九三九年八月二十四日に成立した緊急國防全權法〔Emergency Powers (Defence) Act, 1939〕と之に基く國防條例(Defence Regulations)とに依つて高度の物資統制の權能を與へられたが、戦争の勃發するや直ちに多くの物資統制令を實施した。是等の物資統制令は非常に多數の物資に對して發せられてゐるのみでなく、同一物資

に就いても、例へば、非鐵金屬統制令は、一九三九年九月一日、九月七日、九月二十四日、十月二十三日等々と云つた工合に、次々と發令されてゐるから、その數は頗る多數に上つて居り、之を大別すれば、(1)原材料に關するもの、(2)食料品に關するもの、(3)全製品に關するもの、(4)輸出入禁止に關するものに分類される。そして是等の物資統制令により各物資はその獲得、處分等に就いて種々の制限が加へられ、現在食料品及び衣料品に對しては切符制による割當を實施してゐる。是等多數の物資統制の概況を物資別に見て行くことは殆ど不可能に近いから、以下に於いては先づ物資統制令の根據となつてゐる緊急國防全權法及び國防條例を、次に供給制限令等に依つて行はれてゐる民需品の供給削減を見、最後に物資統制の結果として現在の民需品供給が如何なる程度に削減されてゐるかに及ぶことゝしよう。尙切符制による食料品及び衣料品の割當制及び開戦以來常に問題とされて來てゐる燃料(殊に石炭)統制問題は別章(第四篇第二章)に譲る。

第二項 緊急國防全權法及び國防條例

緊急國防全權法は序説に於いて述べた通りその第一次のものが一九三九年八月二十四日に成立し、全文十二ヶ條より成り、之に基いて公共の安全、國土の防衛、社會秩序の維持、戦争の遂行、社會生活に必要な物資及び役務の確保の爲めに、政府は勅令により必要又は便宜と認むる細則を制定し得る。之に依つて政府に賦與された權限は極めて廣汎で、政府は各種の戦時統制を殆ど無制限に實施し得るわけであるが、獨逸軍の白耳義及び和蘭進出後の情勢は政府の權限を一段と擴充するの必要を生ぜしめた。茲に於いて一九四〇年五月二十二日更に第二次緊急國防全權法の成立を見ることゝなつた。之は僅かに二ヶ條よりなるものであるが、之に依つて政府は凡ゆる人的及び物的資源を戦

争目的に向つて動員し得ることとなつた。英國の一切の戦時統制は是等二つの緊急国防全權法に基いて行はれるわけ、この總括的授權を個々の場合に実施するために公布されたのが国防條例である。

国防條例は相當に廣汎なものであるが、その内、物資統制の觀點より見て最も重要な規定は第五部重要物資及び勞務(Essential Supplies and Work)中の第五十五條である。同條に依れば、『國土防衛若くは戦争の有効なる遂行の爲め又は社會生活に缺くべからざる物資及び勞務を確保する爲め』に必要と認むる場合に於いて主務官廳は命令に依り次の如き目的を持つ規定を設け得る。

- (イ) 凡ゆる種類の物資の生産、取扱、保持、貯蔵、移動、運送、配給、處分、獲得、使用又は消費を統制し若くは禁止し、及び特に物資の價格を統制する爲め
 - (ロ) 重要事業に従事する一切の企業を統制し及びその料金を統制する爲め
 - (ハ) 企業に對して特定の記録を保管することを要求する爲め
 - (ニ) 記録及び見積の提出を求むる爲め、又事業場内に立入り検査を爲す等の附隨的事項の爲め
- なほ主務官廳は、計畫を修正又は禁止し、他の法的制限を超える料金を認可し、企業者の代理者として企業を經營し得る。

第三項 供給制限令に依る民需品統制

後述する如く、英國に於ける物資統制は物資の種類により統制官廳を異にするといふ複雑な機構を有してゐるが、食料品を除く民需品は商務院の管轄に屬する。そして斯かる民需品統制の内、最も重要なものは纖維品及び雜品並に民需用機械の統制である。

(一) 纖維品 纖維品に對する統制は一九四〇年四月十八日反物及既成品(綿人絹及亞麻)令(Piece-Goods and Made-up Goods (Cotton, Rayon and Linen) Order)を以つて始まり、その内容は製造業者及び卸賣業者の小賣業者に對する供給を、價額を基準として、一九四〇年四月乃至九月の期間、前年四月乃至九月間の一定割合、即ち綿製品及び人絹製品は七五%、亞麻製品は二五%に制限せんとするものである。この命令は一九四〇年十月一日に廢止され、之に代つて織物供給制限令(Limitation of Supplies (Woven Textiles) Order)が公布され、同時に一九四〇年十月乃至一九四一年三月の期間は、一九三九年十月乃至一九四〇年三月の期間を基準として、綿製品三七 $\frac{1}{2}$ %、人絹製品六六 $\frac{2}{3}$ %、亞麻製品二五%と前期に比較して亞麻製品のみは据置かれたが、其他は何れも相當に引下げられた。この期間中にこの比率は更に變更され、一九四〇年十一月十五日よりは人絹製品の比率が五〇%となると共に、綿製品が追加され、その比率は七五%と決定された。この比率は次の割當期間、即ち一九四一年四月乃至九月期には、一九三九年四月乃至九月期を基準として、綿、亞麻及び絹製品が何れも二〇%、人絹製品四〇%に引下げられた外、羊毛製品が追加され、その比率は三〇%と定められた。尙一九四一年六月一日衣料切符制の實施により切符制適用の衣料品に就いて綜合的供給制限を行ふ必要を生じたので、一九四一年九月八日には織布及衣類供給制限令(Limitation of Supplies (Cloth and Apparel) Order)が公布され、從來の織物供給制限令は廢止された。

以上の如き纖維品の供給制限は殆ど凡ゆるものに及ぶわけであるが、戦争目的實現の爲めに不可欠なもの、例へば、病院用品等はこの統制の埒外に置かれる。又上述の半年毎の割當比率は六ヶ月間を通ずる平均であつて、期間内の季節的變動は認められる。

(一) 雑品 纖維商品以外の完成日用品に對する統制は一九四〇年六月六日の雜品供給制限令(Limitation of Supplies (Miscellaneous) Order) に依つて實施されることになつたが、それに含まれる物資が極めて多數である爲めに、この統制に服する物資の小賣價格に依る一九三九年の總價額は綿、人絹及び亞麻製品のそれが一億磅であるのに對して約二億五千萬磅と見積られる。この命令により統制商品と指定された物資に就いては、登録供給者(一定限度以上の供給力を有する生産者及び卸賣業者は物資別に登録する義務を持つが、公共團體、病院、鐵道會社等の如く轉賣の爲めに購入するに非ざる者にのみ供給する者及び小賣業者は登録を要せず)は、基準期間の供給(價額を基準とす、但し其後實施された仕入税は算入されず)の一定割合以上を一定期間内には供給し得ない。尤もこの割合は統制商品の總供給高に對してのみ適用され、個々の取引先には適用なく、又登録供給者間の取引、政府部局との取引及び直接海外市場に積出す場合にも適用されない。この命令に於ける統制商品は頗る多數であるが、命令は之を次の十七種類に分類してゐる。

- (1) コルセット、コルセット帶、ブラッシュアー、ツボン吊(外科用品を除く)
- (2) 手袋(ゴム製及び全部又は一部が皮革又は石綿製の作業用手袋を除く)
- (3) 編物又は組物又はクロセ繻服飾品(外科用品を除く)
- (4) レース、レース網、レース・カーテン、同様の性質の刺繻織維品(手刺繻品を除く)
- (5) 全部又は一部毛皮製の衣服又は服飾品(毛皮附皮革製品を含む)
- (6) 蒲團、枕、クッション
- (7) コルク製、フェルト製、リノリウム製及びセルローズ・プラスティック製の床敷物、油布、纖維を基礎にして作られた皮革布(オイル・スキン及び綿製品を除く)

(8) 陶器及び他の焼附有型粘土製品(義齒及び齒冠を除く)

硝子及び硝子器(コップを除く)

家庭用魔法塵

(9) 全部又は主として金屬製の事務用及び其他の家具(病院用を除く)

室内照明具、双物、匙、フォーク(薬用、外科用、齒科用、獸醫用、解剖用のもの及び機械用ナイフを除く)、家庭用金屬製容器

(10) 全部又は主として皮革、纖維又は皮革類似品製のトランク、鞆、紙入、財布、寶石箱

(11) 全部又は主として柳、籐、柳條又は是等類似品製の家具

(12) 寫真機、映寫機(一 $\frac{3}{8}$ 吋の幅のフィルム用を除く)及びその附屬品、寫真引伸機及びその附屬品

印畫紙、乾板及びフィルム(X線用のもの及び一 $\frac{3}{8}$ 吋巾の映畫用フィルムを除く)

(13) 蓄音機、ラジオ機、自動ピアノ其他を含む樂器及びその附屬品

蓄音機及び自動ピアノのレコード

運動及び體操用具

玩具

(14) 雜品(ビーズ、ビーズ製品、本立、インク・スタンド、額縁、灰皿、煙草箱、文鎮、櫛、爪切、粉白粉入及びバフ、口紅入、萬年筆、シャープ・ペンシル、洋傘及び日傘、懐中電燈)

(15) 金銀細工品(晴雨計、時計、懐中時計を除き、白金製品、寶石、模造寶石を含む)

(16) 香料及び洗面用品(石鹸、髭剃石鹸、齒磨粉を除く)

(17) 機械器具(金錢登錄器、家庭用掃除器、十分の一馬力を超えざる扇風機、乾髮機、草刈器、家庭用洗濯器、十二立方呎を超えざる冷蔵庫、家庭用電氣器具)

斯かる統制商品の供給量は一九四〇年六月乃至十一月期には一九三九年六月乃至十一月期の六六 $\frac{2}{3}$ %と一率に決定されたが、次の割當期、即ち一九四〇年十二月乃至一九四一年五月期には全面的に改訂され、基準期間、即ち一九

三九年十二月乃至一九四〇年五月期に對する比率は、商品の種類により著しい相違を生じたけれども、大體相當の引下を見た。之を表示すれば次の如し。

雜品供給制限令品目改訂及び割當比率

| 分類 | 追加品目 | 除外品目 | 比率 |
|------------------------------|---------------|--------------------|-----------------|
| (1) コルセット類 | 靴下、外科用品 | | 五〇% |
| (2) 手袋類 | | | 三三⅓% |
| (3) 編物、組物服飾品類 | 外科用品 | 幼兒用品 | 禁止 |
| (4) レース類 | 家庭用品 | 打紐、飾紐 | 五〇 |
| (5) 毛皮衣服類 | 毛皮裏衣類 | | 二五 |
| (6) 蒲團類 | 敷蒲團、寢袋其他 | | 二五 |
| (7) コルク製、リノリウム製床敷物類 | | | 其 他 二五 |
| (8) 陶器、硝子器類 | コップ | 磁器瓶、硝子瓶、魔法壺 | 其 他 六六⅔% |
| (9) 金屬製事務用家具、照明用具、双物、家庭用金屬容器 | | 双物の制限は家庭用個人用のものに制限 | 全部又は一部羊毛製品 三三⅓% |
| (10) トランク、袋物類 | 兵糧袋、合財袋 | | 硝子器類 五〇 |
| (11) 柳、籐製家具 | | | 陶器類 三三⅓% |
| (12) 寫眞機及び附屬品、フィルム等 | 一〇〇呎以内の映畫フィルム | 青寫眞紙 | アルミニウム製 禁止 |

| | | | |
|-----------------------------|-----|--------|----|
| (13) 樂器、運動用具類 | | | 二五 |
| (14) 裝身具、洗面用具類、萬年筆、洋傘、懐中電燈等 | | | 二五 |
| (15) 金銀細工品類 | | | 二五 |
| (16) 香料、化粧品類 | | 髭剃クリーム | 二五 |
| (17) 機械器具 | 洗面器 | | 二五 |

(註) Economist, November 23, 1940

次の割當期、即ち一九四一年六月乃至十一月期は、一九三九年六月乃至十一月期を基準として、大體割當率に変更を加へられなかつたが、併し全部又は一部ファイバー製の安價なスーツ・ケースが三三⅓%から五〇%に（其他のものは据置）、ブリキ製バケツ、鍋釜等、安全剃刀の刃が二五%から五〇%に（其他は据置）、編物、組物服飾品類が五〇%から六〇%に緩和された反面、蒲團類は六六⅔%から五〇%に（バネ入のものは二五%に据置）、床敷物類は五〇%から三三⅓%と從來全部又は一部羊毛製のものに對する比率であつたのと同水準に、陶器類は五〇%から四〇%に、硝子器類は三三⅓%から三六%に引下げられた。

(註) Economist, June 8, 1940

(三) 機械類 民需品製造用等の機械類に對する統制は、一九四〇年六月六日の機械統制令(Machinery and Plant (Control) Order) を以つて實施され、特定種類の機械(例へば、パン焼機、製菓機、塚詰機、製帽機、メリヤス機、包装機、印刷及び製本機、木工機等十六種類)の供給を受ける爲めには商務院内の産業供給局(Industrial Supplies Department) の許可を必要とすることゝなつた。この命令は一九四〇年八月一日更に強化され、統制品として洗濯

機、製陶機、コーヒー粉碎及びコーヒー焙焼機、浮彫機、濾過機、果物及び野菜洗滌及び皮剝機、硝子製造機、穀物製粉機、洗濯機、製藥機、石鹼製造機等二十四種類が追加された。

第四項 民需品供給の現況

上述の如き種々の物資統制がどの程度まで民需品の供給を壓縮せしめたかを明確にすることは出来ない。併し米國ウォード・ウィコック社の調査に依れば、一九四二年半頃までに英國の民需品生産高は戦前の約二二%に減少してゐるが、主要民需品の一九四二年半頃現在の供給状況は次の如くである。

- (1) アルミニウム、アルミニウム板等の原料品を民需生産に使用することは禁止されて居り、錫の民需品製造用使用高は一九四〇年の二五%に制限されてゐる。
- (2) セロファンセロファンの如き加工材料の民需用消費は禁止され、コルクの民需用消費は國家管理下に置かれてゐる。
- (3) 生絲は靴下を始め民需物資の製造の爲めの使用を完全に禁止され、羊毛の民需向供給は戦前の一五%、棉花は同じく二〇%、人絹は同じく四〇%に制限されてゐる。
- (4) 一九四一年六月より實施された衣料切符制と並んで『實用服』制度が採用され、この衣服は重點的に生産管理される。模様入り衣服地の製造は戦前の二〇%、敷布及び掛布は同じく五〇%、床敷物及び毛布は同じく二五%に縮減されてゐる。模様入り家庭用鍋類の製造は戦前の五〇%、裝飾なし或は簡單な裝飾附の陶磁器の製造は同じく二〇%、硝子食器は同じく二〇%に縮減され、其他の陶磁器の民需向製造は禁止されてゐる。
- (5) 民間乗用自動車の製造は開戦以來停止され、ガソリンの民需向配給は一箇月八ガロンとなつてゐる。
- (6) 冷蔵庫、自動洗濯器の製造は一九四〇年第四・四半期の生産の二五%、ラジオ、レコード、家庭用電氣器具も同じく二五%に縮減され、家庭用真空掃除器の製造は一九四〇年の二五%、家庭用照明器具は同じく二五%に削減されてゐる。
- (7) ファイバー製衣服、靴の製造は空襲の被害等を考慮して戦前の五〇%まで行はれてゐるが、上等靴の製造は戦前の二五%である。
- (8)

(9) 消費財製造工業に使用する工作機械の生産は全部停止され、四百磅以上の費用を要する建築は總べて關係官廳の許可を必要とする。金屬製事務用具の製造は戦前の二五%である。

(10) 金屬製樂器の製造は禁止され、其他樂器は戦前の二五%、寫眞機、萬年筆は同じく二五%、玩具及び運動具は同じく二五%となつてゐる。

又此外外電に依つて断片的に傳へられてゐるところを二三列挙すれば次の如し。

- (1) 靴の製造制限令が強化され、婦人靴は指定の二型式以外は製造を禁止され、運動靴、防寒靴の製造には特別の許可を必要とするに至つた。
- (2) 家具類の販賣に切符制が實施され、空襲罹災者、新婚者乃至新借家人に限り配給されることになり、同時に家具類の規格化が行はれ、『實用家具』として統制されるに至つた。
- (3) 一九四三年二月十二日附の布告により三月一日以降一般商品の賦拂販賣が禁止された。自動自轉車、乳母車等若干の什具は除外されてゐるが、是等の内には製造を禁止されてゐるものが多く、實質的には除外の意味がないと云へる。
- (4) 一九四二年二月九日より石鹼の割當に切符制が採用されたが、之に依れば一人四週間當り四枚の切符を交付される。一枚の切符にて浴用石鹼ならば三オンス、食器洗滌用石鹼ならば四オンス、粉石鹼ならば品種により三オンス、六オンス、十二オンスの何れかを入手し得る。この割當制實施に依つて石鹼消費量を二〇%削減せんとするのである。

第三節 物資統制機構

英國の物資統制機構は極めて複雑多岐である。原材料及び軍需品は軍需省(Ministry of Supply)の管轄に屬する。(但し軍需品に關しては軍需省權限移讓令によつて定められた範圍に就いてのみ統制を行ひ、その範圍外のものに就いては依然軍關係各省の權限に委ねられる。)食料品の生産に就いては農漁省(Ministry of Agriculture and Fishery)、食料

品の輸入及び配給に就いては食糧省(Ministry of Food)が之に當る。食糧以外の民需物資は商務院(Board of Trade)の統制に屬する。勿論、是等各省の間には連絡が存しないわけではないけれども、斯うした機構の複雑性が物資統制の不統一、従つて各物資に關する統制間の矛盾相剋を招來し、統制の效果的な遂行を困難ならしめることは避け難いのである。茲に英國の物資統制に關する機構的な缺陷の存することは見逃せない。

第一項 軍 需 省

軍需省設置の必要は早くより唱道されてゐたが、殊に一九三六年三月には獨逸に比較して軍需生産の立遅れてゐるのを取戻す手段としてその設置が頻りに主張された。併し軍需省法案の議會提出を見たのは漸く一九三九年五月で、それが實際に設置されたのは開戦直前の一九三九年八月一日である。同省は恒久的権限として、『國家の必要とする如何なる物資』(之は戦時に際しては重要民間産業維持のため必要な物資及びその必需物資を供給するに要する貯藏品、原料、工場、機械等を含む)をも供給(購入、製造及び處分)する一般的権限及び國防計畫の實施又は戦争に際して重要民間産業維持の爲めに在庫品の増加及び維持に對して金融を爲す権限を有す(但し必要物資以外の政府部局に對する供給に就いては権限移讓令による範圍確定が必要である)。更に一時的権限として、(1)政府註文の優先履行命令權、(2)それを以つて足らざる場合は生産命令權、(3)必要物資關係者に對する報告徵收權、(4)必要物資の貯藏命令權、(5)生産者價格、其他に關する最後の決定權、(6)命令又は指令に違反する民間工場の強制管理權等を持つのである。同省の中心を成すものは供給審議會(Supply Council)で、軍需大臣を委員長、同省次官を副委員長とし、軍需品生産局長、爆藥局長等八名の委員より構成されるが、之は單なる諮問機關ではなくして、執行權を持つてゐる。なほ軍需省

は地方を十三の地區(北部、北西部、北中部、東部、倫敦及び南東部、南部、南西部、ウエイルズ、中部、蘇格蘭、南西部、北愛蘭、北東部)に分ち、各地區に地區委員を置く。

同省の権限の内、原材料品の統制は一九三九年國防條例第五十五條に基くもので、原材料品の不足を防止し且つその最も有效なる利用を考究することを目的としてゐる。その爲めには各物資別に統制部が設けられ、統制部の中心を成すものは統制官(Controller)にして、國産品及び輸入品を一手に掌握し、必要の程度に應じて配給することになつてゐる。物資別の統制部はアルミニウム、亞麻及び大麻、鐵鋼、黃麻、鞣皮、糖蜜及び工業用アルコール、非鐵金屬、紙、絹及び人絹、硫安及び其他肥料、木材、羊毛等に分れ、各物資の主要生産地又は配給中心地に設置されてゐる。なほ是等統制部の連絡機關として物資統制委員會がある。軍需省の原材料品供給が軍需中心であることは云ふ迄もないが、大體各軍部及び民間防衛關係、公共事業、船舶及び鐵道關係、輸出關係に優先權が與へられる。

第二項 食 糧 省

英國は前大戰の經驗に鑑み、既に一九三六年十一月商務院内に食糧國防計畫局(Food (Defence Plan) Department)を設置し、食糧統制に關する種々の調査研究を行はしめてゐたが、今次戦争の勃發するや直ちに九月五日食糧省を新設して食糧行政の主務官廳とし、食糧國防計畫局の調査研究に基く食糧統制を實施することとした。同省は、國內生産を除く外、一切の輸入、配給等を統制する。従つて同省の活動開始に伴つて從來存在してゐた各種食糧に關する出荷委員會(Marketing Board)(例へば、馬鈴薯出荷委員會等)の如きは多くの機能を喪失したことは明かである。

食糧省の管轄下に食糧統制委員會(Food Control Committee)が各地方毎に設けられ、食糧の供給、販賣、價格、割

當等に關する各種命令の執行、食糧統制命令に對する違反者の告發を爲す外、指定食料品(ベーコン、パン、バター、チーズ、肉、ジャム、マーガリン、牛乳、小麥粉等)に就いて小賣業者の指定を行つてゐる。尙此外食糧省の代理者として保存性野菜類、ベーコン、鶏卵等の集荷及び配給を擔當する各種の統制會社、例へば、野菜販賣會社(Vegetable Marketing Company)、全國鶏卵會社(National Egg Company)等が設立された。

食料品の輸入に就いては専ら食糧省が擔當する建前になつてゐるが、實際の輸入機構は次の三つの方法を採つてゐる。即ち或種の食料品、殊に小麥、砂糖、肉類及び酪農品は食糧大臣自ら海外政府又は海外生産者團體と大量契約を締結し、油脂原料種子及び或種の穀物の如きものは食糧大臣の代理者が海外に於いて買附ける。重要性の少い他の食料品は民間業者が依然その輸入に當つてゐるが、船腹及び外國爲替の使用に就いては統制を受けねばならぬ。

第三項 商 務 院

食糧以外の民需物資の統制は、前述の如く、専ら商務院の擔當するところであるが、商務院關係で開戦前後に新設された機關は貿易に關係する輸出許可局(Export License Department)、輸入許可局(Import License Department)及び輸出審議會(Export Council)である。

軍需品、原料品等の輸出禁止、非必需品の輸入禁止に關しては英國は開戦後直ちに輸出禁止令(Export of Goods Prohibition Order)及び輸入禁止令(Import of Goods Prohibition Order)を公布して、原則として、石炭、穀類、鐵礦石、木材、石油、機械等の輸出を禁止、硝子、自動車、綿製品等の輸入を禁止した。そして輸出許可及び輸入許可の兩局が是等物資の輸出入特別許可事務を擔當するのである。

輸出審議會は積極的に輸出促進計畫を樹立し、之が爲めに國內産業全般の擁護及び助成を計り、生産力擴充並に輸出貨用と國內消費用の物資配給の調整を爲す目的を以つて一九四〇年三月設立された。この審議會は官民双方より選任された十七名の委員から成つてゐるが(議長は商務院總裁、副議長は貿易局長)、實業界より任命された四名の委員が特に執行委員となつてゐる。この審議會は下部組織として各産業別に輸出組合(Export Group)があり、其數三百を超えてゐる。綿製品に關しては輸出審議會及び輸出組合の執行する權限を綿業委員會(Cotton Board)が擔當することになつてゐる。更に後に貿易そのものの爲めにあらずして、各輸出業の利益を擁護する爲めに一會社を設立し、その資金は賦金に依つて賄ふこととしてゐる。

第二章 生活必需品配給

第一節 食料品

第一項 食糧一般事情

英國戰時經濟の脆弱點の一つが食糧にあることは周知の事實である。平時に於ける英國の食糧海外依存度は六〇乃至七〇%に達すると云はれてゐるが、一九三七年食糧國防計畫局發表の食糧自給率表に依れば、次の如くである。

| 品名 | 食糧自給率 (一九三四—三六年平均) | |
|--------------------|--------------------|--|
| | 總消費量 | 國內生産量 |
| 穀類 (穀粉換算) | 四、四一八千噸 | 五七五千噸 |
| 肉類 | 三、〇六八 | 一、五二九 |
| 魚類 | 九七四 | 八六一 |
| 牛乳 (新鮮) | 九一八 | 九一八 |
| 牛乳 (煉乳等) | 二五九 | 一六九 |
| 脂肪 (バター、マーガリン、ラード) | 一九九 | 一〇七 |
| チーズ | 七、一八二 | 四、六六八 |
| 鶏卵 | 二、三八〇千噸 | 六〇一 |
| 馬鈴薯 | 四、五七六 | 四、三九五 |
| 果物 | | |
| 馬鈴薯 | | |
| 鈴薯 | | |
| 自給率 | | 一三% 五〇 八八 一〇〇 六五 一一 三三 六五 二五 九六 |

| 品名 | 精製糖 | 茶、コーヒー、ココア |
|------------------------------|-------|------------|
| 穀類 | 九、七九六 | 二八三 |
| 油類 | 一、八四八 | 五〇六 |
| 飼料 (乾草等の純國産品を含む) | 三、二三二 | 二六 |
| (註) Economist, June 10, 1939 | 七八 | 〇 |

之に依れば、自給度の稍、高いものは牛乳、魚類、鶏卵、馬鈴薯等に過ぎず、主食物たる穀物の如きは僅かに一三%の自給率しか示してゐない。加之、牛乳、チーズ及び肉類の如き畜産品の生産に要する飼料の大部分は輸入に俟つてゐるから、是等畜産品の自給率が高度であると云つても決してそれが確固たる基礎を有するものとは見ることが出来ない。従つて英國に於いて眞に相當の自給が可能と見るべき食料品は、上掲表のものに關する限り、馬鈴薯及び魚類に過ぎない。戰時に於いて漁撈の困難が増加することを考慮すれば、魚類の自給率に就いても相當の割引を必要とするであらう。

なほ斯かる食料品の主要輸入先を見るに、一九三五年乃至一九三九年平均は次の如し。

| 品目 | 主要供給先 |
|-----|--------------------------------------|
| 小麦 | 加奈陀(三八・二)、濠洲(二・四)、亞爾然丁(一三・七)、米國(六・五) |
| 小麥粉 | 加奈陀(五一・六) |
| 牛肉 | 亞爾然丁(六一・七)、濠洲(一七・三) |

第二章 生活必需品配給

| | | | |
|---|---|---|------------------------------|
| 牛 | 肉 | 詰 | 亞爾然丁(六〇・六)、濠洲(四・一) |
| 羊 | 肉 | | 新西蘭(五三・七)、濠洲(二五・七) |
| 豚 | 肉 | | 新西蘭(五一・九)、濠洲(二三・二) |
| ベ | ー | コ | 丁 抹(五〇・八)、加奈陀(一七・三) |
| ハ | | ム | 米 國(五五・二)、加奈陀(三六・六) |
| チ | バ | タ | 新西蘭(二七・七)、丁 抹(二三・三)、濠洲(一九・三) |
| | | ズ | 新西蘭(五九・一)、加奈陀(二二・五) |

第二項 食糧供給對策

斯かる食糧情勢に對應してその供給面に於いて執らるべき對策は國內生産の増強と食糧の貯藏とである。先づ英國が戰時食糧政策として行つた食糧貯藏から見よう。食糧貯藏は前記一九三六年十一月商務院内に食糧國防計畫局の新設を以つて支援されたものであるが、一九三八年六月の重要物資貯藏法 (Essential Commodities Reserve Act, 1938) によつて著しく促進された。同法に基き食料品及び原料品貯藏の爲めに支出された經費は一九三八年八百五十四萬六千磅、一九三九年五百六萬五千磅に達した。

前大戰の場合に比すれば、斯うした方法に依つて英國は相當準備された状態を以つて今次の戰爭に突入した譯ではあるが、貯藏には廣大な面積と相當の設備とを必要とすること、或種の食料品はその性質上長期間の貯藏に適しないこと(例へば、ベーコン、ハム、バター等)などから見て、貯藏政策には多大の期待をかけるを得ず、一般にもその成績は豫期せる程度に達しなかつたと見られてゐる。

食糧増産政策は既に一九三二年頃より補助金政策を中心として實施され、その重點は小麦、甜菜糖及び畜産品に置

かれてゐた譯だが、從來英國の農業形態は牧草及び輸入飼料に基礎を置く畜産農業であることを特徴として居り、開戦後漸く之を耕作農業を主とする戰時形態に轉換することになつたのである。戰時下の食糧増産政策は専ら耕地増加と農業機械化とに集中されてゐる。まづ耕地増加は、例へば、一九三九年には一エーカー當り二磅の草地開墾助成金が與へられることになつてゐたが、開戦後はまづ二百萬エーカーの耕地増加が計畫された(註一)。そして一九三九—四〇年には二百萬エーカーの草地開墾が行はれたが、一九四〇—四一年の冬を目標に更に二百萬エーカーの開墾が計畫され、一九四一—四二年にも亦二百萬エーカーに新目標が置かれたといふ(註二)。この耕地増加政策の結果、戦前の可耕地千三百萬エーカーに六百萬エーカーの目標が達成されたものとして之を加ふれば、耕地は千九百萬エーカー程度に増加した勘定である。また農漁省發表に依れば、一九三九年以來穀類附面積は八五・〇七%を増加したが、その内、三五・〇六%は小麦附面積の増加によつて占められてゐる。次に農業機械化に就いては、單に既耕地の増産のみでなく、耕地増加にも不可欠である爲めに、一九四二年一月には農業機械化局を設置してその普及に努めた結果、戦前五萬二千臺であつたトラクターが現在では十二萬臺に増加してゐると傳へられる。そして是等増産政策の爲めには相當多數の勞働力を必要とするが、その對策としては女子農業奉仕隊 (Women's Land Army) を設置した(現在各地に派遣されてゐる女子農業奉仕隊の数は五萬三千人に達す)。また捕虜の使用、兵士、學生生徒の臨時動員を行つて勞働力補給に努めた外、一九四〇年六月には從來平均一週三十六志であつた農業賃銀を四十八志に引上げた。なほ食糧増産政策の實行機關としては、農漁省の管轄下に各地方に地方戰時農業實行委員會 (County War Agricultural Executive Committee) が設置され、收穫の指導、荒蕪地の統制、トラクター及び其他農業機械の運用又は貸貸、農業者に對す

る資金融通、季節的労働の組織化をなす権限を與へられてゐる。

尙斯かる増産政策に關聯して指摘すべきは家畜飼料の割當配給制である。家畜飼料の海外依存度が大きいことは前掲表に依つても明かであるが、一九四〇年一月末の議會に於ける食糧大臣の言明に依るも、戦前に於いては飼料の蓄積はしなかつたのであるから(註三)、供給の制限と共に直ちに割當制實施が必要となつたことは當然である。そしてその當初に於いては商人を通じて總べての需要者に戦前供給量の一定割合を供給すると云ふ方法を探つた。この方法は應急策としては餘儀ないものであつたが、家畜の頭數及び種類を考慮に入れないと云ふ缺陷があつたから、一九四一年二月一日よりは一九四〇年十二月四日に行はれた家畜調査に基礎を置くこととした(註四)。この新方法に依つて乳牛に對しては一日三封度の外に、一頭に付き一日一・五ガロンを超過する一ガロンの牛乳を生産する毎に三・五封度を追加する。乳牛以外は一日一・五封度であるが、肥育食用牛にはその二倍までを認める。豚及び家禽に對する割當に就いては、一九四〇年十二月の調査ではなくして、一九三九年六月現在數の三分の一を基準とする。割當は馬、羊及び山羊にも及ぶ。この割當方法は乳牛に優先権を與へて牛乳生産の維持を目的としてゐるわけであるが、一九三六—三七年の冬期には乳牛一頭に對して一日十封度の飼料が與へられ、且つ牛乳平均生産量は一日一・九ガロンであるから、新方法では實際與へられた量の半分以下しか供給されない(註五)。

斯かる増産政策も勞働力並に肥料の不足してゐる上に、農業機械は専ら米國に依存する状態であるから、容易に所期の効果を擧げ得ないこと云ふ迄もなく、更に戦前に於ける自給度が非常に低かつたことから見て、食糧増産政策の持つ限度は相當狹隘であると云はねばならぬ。

(註一) Economist, February 17, 1940

(註二) Economist, March 15, 1941

(註三) Economist, February 3, 1940

(註四) Economist, December 21, 1940

第三項 食糧割當

英國の食糧供給が海外に依存せざるを得ざること上述の如く、而かも一九四三年一月食糧大臣の發表に依れば、現在英國海運の半數は食糧品の輸送に従事してゐることであるが、撃沈に因る船舶の減少と直接軍需品輸送用船腹の需要増とは食糧割當制による消費規正の實施を必至ならしめた。英國の今次戦争に於ける食糧割當は一九四〇年一月八日ベーコン、バター及び砂糖に對する切符制採用に依つて開始されたが、現在採用されてゐる割當制は、(1) 定量割當制(主要食糧品、例へば、肉類、脂肪、ベーコン、チーズ、茶等に採られてゐる方法で、一定期間一人に對して一定量を切符により割當てるもの)、(2) 點數制(罐詰、米、乾果等に採られてゐる方法で、一定期間一人に對して一定の點數を交付し、その範圍内で點數制施行物資の購入を認めるもの)、(3) 特別割當制(牛乳等に採用されてゐる方法で、小賣商に登録する等各物資に依つて適宜な手段を採り、切符を使用せざるもの)の三種類に分けられる。

(一) 定量割當制

前述の如く、一九四〇年一月八日砂糖(一人一週當り十二オンス、以下割當基準期間及び人数は特記なき限り一人一週間)、ベーコン(四オンス)、バター(四オンス)の三品目より開始されたが、其後情勢の逼迫すると共に割當品目は漸次擴大され、又割當量も時々の情勢に應じて變更を加へられてゐる。先づ割當品目に就いて見るに、一九四〇年

三月十一日には肉類(一志十片、但し脷肉及び豚肉を除く)、七月九日には茶(二オンス)が追加され、七月二十二日には従来割當制を採用されてゐなかつたマーガリンがバターと共に割當品となり(兩者合計して六オンス、但しこの全量を兩者孰れか一方又は兩者混合して購入する自由は残されてゐる)、同時に料理用脂肪(二オンス)が追加された。更に一九四一年三月十七日にはジャム、シロップ、マーマレード、糖蜜を一群として割當てる(一ヶ月八オンス、但し各品目間の制限はない)こととなり、五月五日にはチーズ(一オンス、但し特殊の勞務者及び肉類、ベーコンの割當を受けない菜食實行者には八オンス)が追加された。

次に割當量の變動を見るに、割當開始時期以後一九四一年三月十日迄の状態は次の如し。

食料品割當量及びその變動

| 品目 | 日 | | 割當量 |
|------|------|----|-----|
| | 年 | 時 | |
| 砂糖 | 一九四〇 | 一月 | 八 |
| | 一九四〇 | 六月 | |
| ベーコン | 一九四〇 | 一月 | 八 |
| | 一九四〇 | 六月 | |
| 肉類 | 一九四〇 | 一月 | 二 |
| | 一九四〇 | 六月 | |

| 品目 | 日 | | 割當量 |
|------------|------|----|-----|
| | 年 | 時 | |
| 茶 | 一九四〇 | 七月 | 二 |
| | 一九四〇 | 九月 | |
| バター | 一九四〇 | 一月 | 八 |
| | 一九四〇 | 六月 | |
| バター又はマーガリン | 一九四〇 | 七月 | 四 |
| | 一九四〇 | 九月 | |
| 料理用脂肪 | 一九四〇 | 七月 | 六 |
| | 一九四〇 | 九月 | |

以下マーガリンと共に割當

六(但しバター四オンス以下)
六(但しバター二オンス以下)
六(但しバター四オンス以下)

(註) Economist, March 15, 1941

其後の割當量の變更に就いては詳細は不明であるが、断片的に傳へられるところを綜合すれば次の如くである。先づ肉類は一九四一年三月三十一日に一志(註二)、七月七日には一志二片(註三)と變更されてゐる。(尙肉類の割當に就いては一志二片の内、一志は精肉、二片はコーン・ビーフよりなるやうに調整されてゐると云ふ(註三))。チーズは一九四一年六月三十日に二オンス(特殊割當者への八オンスは不變)となつたが(註四)、一九四三年一月十日からは八オンスより六オンスに(特殊割當者は一封度から十二オンスに)、更に二月七日には六オンスから四オンスに引下げられたと傳へられる。脂肪類は、一九四一年六月三十日にバター及びマーガリン合計六オンスの内、バターは二オンスを超え得ないと改訂された(註五)後、十一月十七日には増配を見たが、一九四二年一月十二日にはバター及びマーガリン合計で八オンスより六オンスに(内、バターは二オンス以下)、料理用脂肪は三オンスより二オンスに引下げられた。砂糖も

一九四一年十一月十七日に増配された後、一九四二年一月十二日に十二オンスから八オンスに削減されたが、尙一九四二年四月六日より八月二十二日迄に一封度の砂糖漬食料品の代りに一封度購入し得るやうになり、且つ七月二十七日より二週間半封度の特別配給が行はれた。茶は一九四二年四月六日より購入と共に商人が切符を切取ることとなり、七月二十六日からは五歳以下の小児に對する割當を中止した。尙一九四二年六月末の割當量は、肉類一志二片(五歳以下の小児には七片)、ベーコン四オンス、脂肪類八オンス(内、バター二オンス以下、料理用脂肪二オンス、其他はマーガリン)、チーズ四オンス(但し特殊割當者十二オンス)、砂糖八オンス、茶二オンス、ジャム、シロップ、マーメイド、ミンスミートは一組として四週間に一封度であると云ふ。上掲一九四一年三月十日現在の主要食料品割當數量は一九四三年十一月一日現在に於いても略變動はないやうである。

パンの割當は行はれてゐないけれども、一九四二年三月二十三日より小麦粉の製粉度が従來の七五%から八五%に引上げられた爲めに、白パンは姿を消した外、更に一九四三年に入ると共に食糧大臣は一月五日及び十二日に、『小麦粉製粉度を九〇%に引上げ且つ國內産小麦には大麦、燕麥を混入することに決したが、これだけでも十分ではなく、若し國民が一層パンの消費を節約しなければ、パンの配給割當制は不可避とならう』と警告してゐる(註六)。尙パンの節約の爲めに馬鈴薯消費を奨励してゐるが、その爲めに一九四三年一月の馬鈴薯消費高は前年同月に比して一八%を増加したと傳へられる。

尙この方法による割當實施に際しては割當切符を綴り込んだ一般用、小兒用、旅行者用の三種の割當手帳(Ration-book)が交付され、消費者は夫々自分が供給を受けようとする商店を決定して、之に登録せねばならぬ。この登録は

六ヶ月毎に更新される。尤も之に就いては小賣商に負擔をかけるとの非難があるけれども、食糧大臣は割當制に代るべき名案があれば割當制は廢止するが、六ヶ月毎に小賣商を變へる程度の自由は保留せらるべきであると述べてゐる。又消費者が割當量全部を引取らない結果割當品の剩餘を生ずる虞ある爲めに、切符の譲渡を認めよとの主張もあり、之に對しては割當商品が小賣商をして一時的の需要増加を充たさしむるに十分な程多く且つ保存性に富むことが必要となると反駁されてゐる(註七)。尙一九四一年七月七日乃至十九日の登録更改に際して最低二十五人の顧客登録を得なかつた小賣商に對しては今後の供給を停止し、之を淘汰することとなつた(註八)。

(註一) Economist, April 5, 1941

(註二) Times, April 11, 1942

(註四) Economist, June 21, 1941

(註五) Economist, June 21, 1941

(註六) Times, June 6 & 13, 1943

(註七) Economist, August 31, 1940

(註八) Economist, July 12, 1941

(二) 點數制

點數制は一九四一年十一月十七日より主として輸入に依る肉類、魚類等の罐詰品に對して實施せられ、一人四週間當り一定の點數を交付し、その範圍内で點數制適用食料品の自由購入を認めた。點數は當初十六點であつたが、其後點數制適用品目の増加と共に、一九四二年二月九日より二十點に、更に其後二十四點に増加された。點數制適用品目は、情勢の逼迫と共に、肉類、魚類等の罐詰品より漸次擴大され、一九四二年一月二十六日より米、サゴ、タピオ

カ、乾燥豌豆、乾燥隠元豆、乾燥果物に、二月二十三日よりは罐詰果物、同トマト、鹽漬隠元豆に、四月六日よりは煉乳、朝食用穀類に、四月二十六日よりは砂糖漬食料品から分離してシロップ、糖蜜に、八月二十三日よりはビスケットに適用されるに至つた。なほ點數制適用食料品の點數も時々變更されてゐる模様であるが、品目及び點數は次の如くなるが如し。

點數制適用食料品及び點數

| 品目 | 點數 |
|------------------|----------------------------------|
| 鮭 罐詰 一級及び二級品 | 〇・五封度に付き二〇點 |
| 鰯 罐詰 | 一封度に付き二四點 |
| 其他の魚類罐詰 | 一封度に付き二二―一六點 |
| タン、愛蘭産シチュード・ミート | 各、一封度に付き三三點 |
| 濠洲産ミンスト・ミート・ローフ | |
| 米國産ポーク・ソーセイヂ | 一封度に付き一二點 |
| 米國産ランチョン・ミート | 一封度に付き二四點 |
| ミート・ロール又はガラランティン | 一封度に付き八點 |
| デイト、無花果、杏の乾果 | 一封度に付き八點 |
| 其他 乾果 | 一封度に付き一二點 |
| 米、サゴ、タピオカ | 一封度に付き四點 |
| 朝食用穀類 | 〔八オンス入容器二點、一二オンス迄は三點、一二オンス以上は四點〕 |
| 乾 碗 豆 | 一封度に付き四點 |
| 輸入乾豌豆 | 一封度に付き一點 |

皮剥豌豆及び扁豆

一封度に付き二點

果 物 罐 詰

〔一罐 八一六點、容器より取出されたもの一罐に付き八點〕

豆 罐 詰

〔一罐 一一四點、又はトマトソーシユのもの一罐 二一八點〕

豆(鹽水に浸し後乾したもの)

一罐 一一三點

碗 豆 罐 詰

一罐 三又は四點

トマト罐詰

大ききにより 三一九點

煉 乳

品質、罐の大ききにより 四一〇點

尙一九四二年七月二十六日よりチョコレート及び菓子類に點數割當が開始され、一人四週間當り八點、即ち半封度を入手し得ることになつたが、この量は八月二十三日には一封度に引上げられ、更に十月十八日には1/4封度に引下げられた。

(三) 特別割當制

鶏卵は登録制であるが、一九四二年中の配給量は通常人は二十九箇、優先配給者には百十六箇であつたところ、同年六月末から乾燥卵の配給が開始された(乾燥卵は一袋で生卵一打に換算される)。牛乳は妊婦及び六歳未満の幼児一日一ポイント、六―十七歳の子女一日〇・五ポイント、學童一日三ポイント以内、病人一日三ポイント等種々の區分に依つて特定者に優先配給が行はれるが(註二)、其他の者に對しては登録制に依つて適當に配給されるのである。此外、幼児、妊婦等には肝油、果物ジュース等の配給がある。

なほ此外に食糧政策の一部として料理店の取締が行はれて居る。一九四一年三月十日より客は肉、魚、鳥、卵及び

チーズの内、一種類だけ註文することが出来、之に違反した場合は客竝に料理店とも處罰せられることゝなつてゐたが(註二)、更に一九四二年六月一日より料理店の食事は最高五志、三コースを限度とし、又食事中的ウィスキー、ジン及び麥酒の最高價格を制限し、且つ料理店に於けるダンス、娯樂、サーヴィスに對する料金を制限されることになつたから、料理店の食事は一食十六志六片を最高とすることゝなり、更に必要に應じて特定日には魚肉、鶏肉等の供給を禁止することゝもなつた(註三)。

(註一) Times, April 11, 1942

(註二) Economist, March 1, 1941

(註三) Times, May 13, 1942

第二節 衣 料 品

第一項 衣料品切符制

纖維品の供給制限は夙に一八四〇年四月十八日の法令を以つて行はれてゐることは既に第一章第二節に於いて述べた如くであるが、併し衣料品切符制割當は食料品切符制の實施に遅れること約一年半の後、一九四一年六月一日に至つて漸く、併し突如として實施された。

衣料切符制は點數制であり、一九四一年六月乃至一九四二年五月の一年間に對して先づ一人當り六十六點が與へられた。割當制適用品目は被服類、被服材料たる製織品、編物用毛絲、履物等で、割當制實施當初に於いては四歳以下の幼児用品、靴下留、ズボン吊、リボン、幅三吋以下の布帛、帽子類、スリッパ、靴紐、繻帶、修繕用毛絲、燈火管

制用遮蔽幕、古着古物類等が除外された。割當品目及びその點數を表示すれば次の如し。

衣料割當品目及び切符點數

| 品 目 | 成人 | | 兒 童 | |
|-------------------|----|-----|-----|---|
| | 男 | 子 用 | 男 | 女 |
| 裏無防水外套又はケープ | 九 | | 七 | |
| 裏附防水外套又はケープ | 一六 | | 一 | |
| 上衣、短上衣、ブレザー | 一三 | | 八 | |
| チヨツキ | 五 | | 三 | |
| 毛織セーター | 五 | | 三 | |
| ズボン | 八 | | 六 | |
| ズボン(綿製又はコール天製) | 五 | | 五 | |
| 半ズボン | 五 | | 三 | |
| 労働ズボン、ダンガリー | 六 | | 四 | |
| 室内着、浴室着、寢室着、寢卷 | 八 | | 六 | |
| シャツ又はコンビネーション(毛織) | 八 | | 六 | |
| シャツ又はコンビネーション(其他) | 五 | | 四 | |
| パンツ、肌着、水着 | 四 | | 二 | |
| 靴下(長、短)、水泳用襪又 | 三 | | 一 | |
| カラー、タイ | 一 | | 一 | |
| ハンカチ(一枚) | 一 | | 一 | |
| 襟卷、手袋 | 二 | | 二 | |

第六篇 物資、配給及び物價

| | | | |
|---------------|---------------------|-----|---|
| スリッパ、オーバーシューズ | 靴 | 四七三 | 二 |
| 脚絆、ゲートル、スパッツ | (二) 女子用 | 三 | 二 |
| 裏防水外套又は外套 | 短上衣、ブレザー | 一四 | 一 |
| ドレス(毛織) | ドレス(其他) | 一一 | 一 |
| 運動着、胴衣附スカート | ブラウス、運動シャツ、毛織チョッキ | 七 | 一 |
| スカーフ | スラックス | 八 | 一 |
| 半ズボン | 毛皮、タイ等 | 五 | 一 |
| 労働ズボン、ダンガリー | エプロン又は前掛 | 五 | 一 |
| 寝巻 | 寝室着 | 六 | 一 |
| 寝室着 | ペチコート、スリッパ、コンビネーション | 八 | 一 |
| 長靴 下 | 短靴 下 | 二 | 一 |
| カラー、タイ、カフス | | 一 | 一 |

| | |
|----------|---|
| ハンカチ(二枚) | 一 |
| 襟巻、手袋 | 二 |
| オーバーシューズ | 四 |
| スリッパ靴 | 五 |
| 脚絆、ゲートル | 三 |

(註) Economist, June 14, 1941

製織品は長さ一碼を單位とし、その幅によつて(例へば、九吋以上十五吋迄、三十三吋以上三十九吋迄等)點數を異にする。

衣料切符制の實施が急速であつた爲めに、實施の當初は食糧割當手帳中のマーガリン切符を以つて代用することゝし、一九四一年八月二十日に至つて衣料割當手帳を交付した。この手帳は四十點に相當する切符が綴込まれ(二十六點分は依然マーガリン切符を以つて代用)てゐるが、其内、二十枚は一九四二年一月一日より有効とされてゐる。之は衣料消費を平均せしめ、生産能力に對應せしめることを目的としたものに外ならない。なほ切符は家族間の流用は認められるが、他人への譲渡は禁止され、また小賣及び卸賣業者の仕入は販賣により取得した切符にリンクされてゐる。

衣料切符制は、その實施迄よく秘密が保たれてゐて、一般に論議されることがなかつた爲めに、實施當初の内容には種々の缺陷を持つてゐた。例へば、四歳以下の幼児用品は無切符であつたが、製織品が點數を與へられてゐる爲めに、幼児用品を自ら作らうとする人々に不當な負擔が加はることになるのである。茲に於いて實施後種々の改訂が加

へられ、例へば、四歳以下の幼児用品も切符が必要となつた反面、妊婦には醫師又は産婆の證明がある場合五十點が追加交付される外、新生児に對してもその出生時期に應じて一定の點數が特別交付されることになり、又古物、古着類及び戦禍、店曝し等により疵物となつたものには一定の基準價格が定められ、それと同一新品の所要點數と基準價格との積を超える價格を以つて取引されるものには一定の點數が必要とされるに至つた。更に當初より切符所要品目とされたもの、點數に就いても改變が行はれ、例へば、男子成年者用のもでは、長袖短上衣が五點から八點、勞働ズボンが六點から七點に上げられた反面、毛織製のシャツ及びコンビネーションが八點から七點、水着が四點から三點、ゴム底ズック靴が七點から四點に下げられ、女子成年者用のもでは、冬外套が十四點から十五點、長袖チョッキが五點から八點に上げられたのに、裏無毛織製短上衣が十一點から十點、ボレロが十一點から二點に下げられた(註一)。

一九四二年五月第一次割當期間の終了に引續いて第二次割當が行はれることになつたが、この割當に際しては一人當り點數が六十點に減縮されたのみでなく、割當期間は一九四二年六月より一九四三年七月に至る十四ヶ月間と定められたから、結局、前期間に比して一年一人當りの點數は二〇%餘の削減を見ることがなつた譯である。この切符も使用期間を平均化する爲に、二十點づゝその使用開始期間が定められてゐる。即ちこの切符は二十點づゝ緑、樺、赤の三色に分けられて、緑色は一九四二年六月一日より、樺色は一九四二年十月十三日より、赤色は一九四三年三月一日より有効とされた。然るに其後纖維原料の輸入難が加はると共に衣料品消費を一段と削減する必要を生じたので、赤色の有効期間が一九四三年四月一日よりと一ヶ月繰延べられ、且つ第二次割當期間は一九四三年七月末に終了すべ

きであつたものを八月末まで延期することゝなつた。一九四三年九月より始まる第三次割當期間の點數は更に一年一人當り四十點程度に削減されるであらうとも考へられてゐたが、之は四十八點に止まつたと傳へられる。

尙一九四二年六月頃より被服類の製造、販賣、仕立、取扱を爲す業者は銀行に衣料切符勘定を開かねばならなくなつた。之に依つて業者間の取引にはこの口座が利用され、切符の授受が不必要となつたから、バラ切符の流通が行はれなくなり、バラ切符流通に伴ふ種々の弊害が除去されることゝなつた。

(註一) Economist, July 5, 1941

第二項 實用布地及び實用服

切符制に依つて衣料消費が制限された當然の結果、消費者はなるべく品質の良好なものを購入しようとする。併し品質の良好なものは兎角高價となるのみならず、業者は販賣數量の減少を高價品取扱に依つて補はんとする傾きがあるから、購買力の豊富な者のみが品質の良いものを入手し得ることゝなり、切符制の意圖する衣料の公平な配給は有名無實と化し易く、更に衣料品價格の不當な昂騰をも招來することになるのである。斯かる缺點に鑑み、就中、衣料品切符制の意圖するところを實現する一つの手段として案出されたものが『實用布地』(Utility cloth)及び『實用服』(Utility apparel)の採用で、之に依つて品質の良好且つ價格の低廉な衣料を提供せんとしてゐるのである。尙實用服の實施は奢侈の抑制、統制の簡易化、服地の節約、製織及び仕立勞力の節減等の目的を有することは言を俟たない。

この制度は一九四一年九月二日の命令を以つて發足し、先づ一定種類(當初は毛織二十二種、綿織十六種、人絹織五種)の布地を實用布地に指定し、之を材料とした衣料を實用服と定めた。實用服に就いては、材料生地の賣渡値段、

用途等を規定したのみでなく、更に實用布地、實用服に關する小賣値段及び小賣業者の利益の限度等も規定した。而かも實用布地の原料は優先的に之を配給して、その供給を確保せしめる外、一九四二—四三年度以降實用布地及び實用服に對しては仕入税を免除する等各種の保護獎勵策が實施された。

第三節 燃料及び燈火

第一項 燃料及び燈火と出炭減

英國に於ける燃料の中心を成すものが石炭であることは云ふ迄もなく、一九三八年の英國電力の九八%強が火力發電であつて、年額千五百萬噸の石炭を消費し、また瓦斯業は近年電力其他の重壓を受けつゝ、衰退産業と見られてゐるけれども、尙熱量に於いては電力の二倍を供給し、年額千八百萬噸の石炭を消費してゐた。以つて石炭供給の動向が如何に燃料及び燈火の供給力に重大な影響を持つかを窺知し得るであらう。然るに戰時下の石炭生産は炭礦勞働力の減少と炭礦夫の能率低下（一人當り採炭量の減少と缺勤率の増加）とにより、賃銀引上、獎勵金交付等の種々の増産對策にも拘らず、出炭減の一途を辿つてゐることは既に産業編に詳述した如くである。鑛業聯合會の發表（但し一九四二年分は九月に終る五ヶ月間の數字による燃料省の推定）に依れば、一九三九年の二億三千一百萬噸が一九四〇年二億二千四百萬噸、一九四一年二億六百萬噸、一九四二年二億三百萬噸と漸減してゐる。戰時に於いて必至である需要増に對して斯く出炭減を來せるため所謂石炭飢饉は急激に深刻化し、一九四二年六月頃には年不足量一千一百萬噸と見積られるに至つた。斯かる事態に鑑みて政府は一九四二年六月三日新たに燃料省 (Ministry of Fuel, Light and Power) を設

け、之に商務院より鑛山及び石油の二局を移管し、諮問機關として炭礦主、炭礦夫、炭礦技師、石炭商、一般消費者等の代表より成る石炭委員會 (National Coal Board) を任命し、以つて炭礦を徹底的に統制し、炭業を組織化して戰時増産をはかることとした(註二)。併し石炭不足の危機は決して解消されず、或は炭礦勞働者中の應召者を歸還せしめ或は石炭の割當制を實施せんとする等種々の對策が實施又は論議されてゐる。尙一九四三年八月二十三日勞働大臣は勞働登錄を爲す壯丁にして炭礦夫を志願する者には兵役を免除する旨布告した外、人的配置に於いて炭礦業に第三位を與へて陸軍の上位に置くに至つた。是等の事情も亦炭礦業の章に述べたところである。

(註一) Times, May 5, 1943

第二項 燃料及び燈火の統制狀況

斯かる状態にあるにも拘らず、燃料及び燈火の統制は食料品及び衣料品に比すれば尙緩慢である。即ち石炭、瓦斯及び電氣の供給は開戦直後の九月七日の燃料及燈火令に依つて前年消費の七五%に制限されたが、同年十月末日に之を緩和し、更に十二月に至つてこの制度は撤廢された（尤も料金引上が行はれ、之に依つて或る程度の消費節約は豫期されてゐるやうである(註三)。其後石炭不足の深刻化に伴つて燃料割當問題が再燃し、政府は燃料割當制實施の準備を整へ、一時は實施を決定する迄となつた。併し之に對しては有力な反對が起つた爲めに、割當制は遂に延期され、實施を見るに至らなかつた。素よりかうした状態のままに放任することは許されない。燃料省に對して不經濟な燃料設備の使用を禁止する権限を與へると共に、一方では石炭消費検査官の権限を強化し、従來は家屋、店舗等に立入つて燃料消費狀況を検査する権限を與へてゐたのに、今後は燃料設備を検査試験する権限をも賦與し、他方に於いては燃

料警察制を實施し、燃料の供給は前年実績を基準とし、正當の理由なくして超過消費を爲した者を處罰することとした。

尙その實施は延期されたけれども、一九四二年六月三日發表の炭礦業管理に關する白書の附録として發表された燃料割當計畫の内容は次の如くである(註二)。割當は世帯及び個人(子供を含む)に對してなされ、石炭を單位とす。尤も一cwt.の石炭又はコークスは點數制に依り瓦斯五サーム(therm)、電氣一〇ユニット、バラフィン二ガロン等に等價換算し得る。世帯に對する割當は厨房及び浴室を除く室及び世帯の所在地に依つて異同を設け、蘇格蘭及び北英蘭地方は中部地方より多く、中部地方は倫敦及び南英蘭地方より多い。七室以上の家(但し全國の住宅の内、八五%は七室以下である)に對しては一定數以上の人數のある場合には追加割當を爲す。個人に對する割當は老若の別なく一人一年七・五cwt.とし、病人、空襲被害、營業に使用する等特に必要なものには補給割當を行ふ。尙一世帯に對する室數及び地域別割當の一年分の燃料(石炭 cwt. 單位)次の如し。

| 室數 | 蘇格蘭及び北英蘭地方 | 中部地方 | 倫敦及び南英蘭地方 |
|----|------------|------|-----------|
| 一 | 四〇 | 三〇 | 二五 |
| 二 | 四五 | 三五 | 三〇 |
| 三 | 五五 | 四五 | 三五 |
| 四 | 六〇 | 五〇 | 四〇 |
| 五 | 七〇 | 五五 | 四五 |
| 六 | 七五 | 六〇 | 五〇 |
| 七 | 八五 | 七〇 | 五五 |

毎半年の一世帯電氣消費量は前年同期の実績を超過するを得ない。超過した場合は各地區の燃料監督官に届出で、微量なるときは次期分より差引き、一定多量るときは超過量代金の十倍迄の料金を課し、超過更に甚しいときは裁判所の決定に依つて供給を停止することが出来る。

(註一) Economist, January 6, 1940

(註二) Times, June 4, 1942

第四節 小賣業の整備

第一項 小賣業の業態

小賣業の營業狀態は開戦後暫くは全體としてはさしたる打撃を受けなかつた。英蘭銀行小賣業賣上高指數は一九四〇年には價格に於いては前年に比して却つて三・六%の上昇をさへ示した。數量に於いては、勿論、的確な限度は推知し得ないけれども、物價の騰貴を參酌すれば、約一〇%の減退を來したものと思はれる。併し一九四一年に入つてはさすがに價格に於いても前年に比して四%の下降となり、更に之を食料品と非食料品とに二大別して見るときは、前者の低下一・六%に對して後者は七%に達してゐる。殊に後者は同年六月衣料切符制の實施に因つて賣上高の減少特に顯著となり、衣類月平均賣上高は前五ヶ月に比して五%の下位にあり、數量に於いては一〇乃至一五%の減少と推定せられる。平時の自然増加率約一五%を考慮すれば、かなり大幅の下降となるものと云はねばならぬ。

尙是等の數字は從來に比して代表性乏しく、その内には種々の内容の變化が隠されてゐることも見逃してはならぬ。

い。即ち割當制、價格統制及び供給制限の實施、腐敗性商品の輸入杜絶等に因つて取扱品目の間には多大の變動があり、また空襲避難の爲めの疎開、平和産業より軍需産業への切替等に因る住民の大移動に基く配給業の地理的分布に於いて著しい變化が生じた。一九三九年九月開戦以降の民間消費の壓縮は一九四二年初迄に約二〇%内外と推定されるが、空襲避難疎開區域たるドーヴァー、ハル又は倫敦の一部に於いては小賣上高は半減乃至それ以上に及んでゐる。そして又經營規模の大小に依つて打撃の程度に大差あることも云ふを俟たない。大規模經營は全国各地に支店網を張つてゐること、取扱品目の廣汎なることに依つて最小の損失を以つて戦時状態に對處し得るのに反し、小店の場合に於てはさうは行かないからである。

只小賣商の地位が開戦後直ちに窮迫化しなかつたのは前述の如く専ら數量の減退が價格の騰貴に依つて補はれたのと商人が品不足を見越して手持を多くすることを怠らなかつたからである。現に一九四〇年七月の手持在荷は前年同月に比して四五・二%の上位にあつたと云ふ。併し斯かるストックも其後急減して、一九四一年初に於いては仕入税込の價格で僅かに八%上廻るに至つた。そしてその内食料品がストックのみでは二五・三%多く、且つ食料品の値上りは甚だ低いのであるから、非食料品在荷の減少が如何に甚しいかを推知し得よう。従つて小賣商の仕入は益、困難となり、或る場合には不可能となり、他方に於いて、統制の擴充強化の効果はこれまで小賣商の示しつゝあつた抵抗力を挫き、その地位を惡化せしむるに至つたのである。

第二項 小賣業整備案

小賣業整備は戦力増強企業整備問題の一環としては夙に論議の對象となつてはゐたけれども、戦争の影響は、前述

の如く、小賣商に對しては當初に於いては多くの場合比較的緩慢輕微であつたこと、更にその經營單位は傳統的に概ね小規模にして且つ多數なること、の爲めに政府の對策も緩慢であつた。併し小賣、殊に非食料品賣上高の激減とその減退傾向持續の見透しとは小賣業整備問題を愈、緊迫化するに至つたので、一九四一年五月商務院は小賣業調査委員會を任命して小賣業の實情を調査し、之が整備案を答申せしむることとした。併し素より同委員會の對策樹立を待たずして經濟上の重壓の前に自然的整理は進行して居り、委員會調査圈内である家族のみ又は一人乃至五人の被傭者を以つて經營する小賣店二十五萬餘の内、開戦後二年間に閉鎖せるもの頗る多く、例へば、グラスゴウに於いては非食料品店總數の二五%は閉店し、更に一九四一年初冬以來店仕舞の進行は急速度となつた。そしてその自然的整理は多く亂雜無方針なるを免れず、資力薄弱なる小經營者の窮乏は深刻であつた。

小賣業調査委員會は第一、第二の中間報告(註二)に於いて戦時下小賣業の實情を具さに調査し、小賣業集中問題解決の大方針として財政的没落を來さざる以前に合同し、轉廢業したる者に存續者より補償を與ふべき自主的整理案を提案せんとする意嚮を示したが、具體案は留保してゐたところ、同業組合及び労働組合にも諮問の上、一九四二年六月末の第三回の報告(註三)に於いてその整備計畫を答申した。その内容次の如し。

(1) 賦課金徴收 食料品以外の商品の小賣上高が一ヶ年間一千磅以上の業者に對して賣上高の一定比率(大凡一%)の賦課金を徴收する。この水準以下の業者は業者自身の選擇に依り除外されるが、賦課金徴收の場合には年賣上高は五百磅と評價す。尤も業者の希望に依つて評價を更に高くすることも出来る。徴收された賦課金は小賣業集中保險基金(Retail Concentration Insurance Fund)の收入とし、この基金より轉廢業者に對する資金援助を爲す。

(2) 轉廢業者に對する資金援助 賦課金の第一回支拂後は業者はその選擇に依つて何時にても轉廢業し得るけれども、轉廢業者に對する資金援助は次の二つの方法を通じて行ふ。その一は基準年金(Standard Benefit)であり、他は特別年金(Special Benefit)である。

基準年金は轉廢業者をして整備制度誕生以前に生じた契約上の繼續的債務の負擔を免れしめ且つ制度實施期間中賃借契約を保證することを目的とするものである。この年金額は轉廢業を爲す以前の十二ヶ月間に轉廢業した營業による賣上高の年率5%に當るものとす。更に年金の支拂は賃借料其他之に該當するものに關する債務期間中繼續されるが、債務の辨済又は制度の終了の孰れか早い方の時期が到來すれば支拂を停止す。

特別年金は何等かの繼續的債務のない場合にも轉廢業を奨励する爲めに支拂はれるもので、その支拂額は基準年金と同一の算定基準による年率5%に當る。但しその支拂期間は六ヶ月間に制限し、支拂額は五千磅に限定す。特別年金支拂の申込は、轉廢業を促進する目的から、計畫實施後最初の六ヶ月間に限る。尤もこの年金に代るべき方法は考慮中である。

(3) 轉廢業者の特典 特に例外的な理由のない限り戦時中は轉廢業者に復業を認むべきではないが、戦争終了後は以前の營業に優先的に復歸することを認める證明書を附與す。尤も特別年金の現金支拂を受けた業者は之を除く。

尙この整備案は原則として遡及的ではないが、少くとも十二ヶ月間營業を繼續し、整備制度實施以前に戦争の結果既に轉廢業せる業者に對しても同様の復業権を與ふべきか否かは考慮すべきものとす。

(4) 小賣業統制 答申書の附録に於いて三名の委員は戦後の小賣業も統制すべきことを主張してゐる。之に依れ

ば、現在の困難は一部は計畫性の缺如より來たもので、小賣業に關する計畫を樹立する場合には小賣業者を制限することを不可避的と考へねばならないと云ふのである。また他の附録に於いて委員の一人は現在十軒以上の店舗を所有又は經營してゐる商社には特定期間中それ以上の店舗の開設又は他の業務への進出を認むべきでない主張してゐる。

上述答申案の線に沿つて小賣業の整備は行はれつゝあるものと考へらるゝも、その進行の程度狀況等の詳細は知ることを得なす。

(註1) Times, February 5, 1942

(註2) Times, June 30, 1942

第三章 物 價

第一節 物價の動向

第一項 卸 賣 物 價

開戦以來の卸賣物價の動向に就いては、資料に欠缺はあるが、商務院卸賣物價指數に依れば次の如し。

商務院卸賣物價指數 (一九三〇年=一〇〇)

| 年 月 | 一九三九年 | 一九四〇年 | 一九四一年 | 一九四二年 | 一九四三年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一 月 | 九七・二 | 一二五・三 | 一四九・五 | 一六二・一 | 一六二・一 |
| 二 月 | 九六・八 | 一二八・三 | 一五〇・〇 | 一六二・一 | 一六二・一 |
| 三 月 | 九六・六 | 一二八・八 | 一五一・〇 | 一六二・二 | 一六二・二 |
| 四 月 | 九七・ | 一三三・二 | 一五九・五 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 五 月 | 九七・八 | 一三三・七 | 一五九・五 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 六 月 | 九八・一 | 一三四・四 | 一五九・五 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 七 月 | 九八・一 | 一三九・七 | 一五八・八 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 八 月 | 九八・一 | 一四〇・一 | 一五八・八 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 九 月 | 一〇五・六 | 一四一・一 | 一五八・八 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 十 月 | 一〇〇・九 | 一四二・七 | 一五八・八 | 一六二・八 | 一六三・二 |
| 十一 月 | 一一八・六 | 一四六・九 | 一五五・九 | 一六一・三 | 一六三・二 |
| 十二 月 | 一二二・三 | 一四八・六 | 一五五・九 | 一六一・三 | 一六三・二 |
| 年 平 均 | 一〇二・八 | 一三六・六 | 一五二・六 | 一五九・六 | 一六三・二 |

之に依れば、戦争直前の一九三九年八月と一九四三年五月との間に六六・四%の騰貴を示してゐる。前大戦當時同じく四十六ヶ月間、即ち一九一四年七月より一九一八年四月に至る期間に於いて卸賣物價指數(「エコノミスト」誌指數)が二三〇%の騰貴率を示してゐることと對比すれば、騰貴率算出の基礎たる指數の異つてゐることを考慮に入れるも、尙その騰貴率は著しく低い。此事は云ふ迄もなく専ら前大戦當時と現在との物價統制の相違に因るものである。更に以上の物價騰貴を期間別に見れば、今回は開戦當初の四ヶ月間、即ち一九三九年九月より十二月迄の騰貴率が非常に急激であると云ふ特徴を示してゐる。即ち一九三九年九月―十二月の騰貴率二四・七%に對して一九三九年十二月―一九四〇年十二月二一・五%、一九四〇年十二月―一九四一年十二月四・九%、一九四一年十二月―一九四二年十二月三・五%、一九四二年十二月―一九四三年五月一・二%となり、時日の経過と共に騰勢は著しく弱まつて來てゐる。之に對して前大戦當時の物價騰貴率は一九一四年七月―十二月九・二%、一九一四年十二月―一九一五年十二月三三・五%、一九一五年十二月―一九一六年十二月三五・一%、一九一六年十二月―一九一七年十二月一八・〇%となり、開戦後第四年目に至つて漸く騰勢が停頓してゐるのである。

斯うした開戦後四ヶ月間に於ける急激な昂騰と其後に於ける騰貴率の急低下とは、後述の如く、英國の物價統制が一九四〇年初頃より漸く本格化して來たことが最大の要因であるが、それと共に見逃してならないことは開戦後四ヶ月間に見られた特殊な要因である。勿論、其後に於いても是等の要因は作用してゐるわけであるけれども、物價統制の本格化に伴つてその及ぼす影響を漸次遮断するに成功して來たことは認めねばならない。即ち開戦と共に運賃、保険料及び海外物價の昂騰(例へば、一九三九年八月と十二月との比較で米國卸賣物價指數は五・九%の上昇となつてゐる

る)を見た上に、従来爲替平衡資金によつて釘付けとなつてゐた磅が戦争直前の八月二十五日より急落し始め、九月五日公定相場の定められる迄に約一四%低落した。之は政府の物資購入政策が價格よりも物資そのものゝ獲得に重點を置いてゐたことゝ相俟つて、輸入品價格の上昇を中心として英國物價の急騰を齎したからである。以上の諸要因の物價に對する影響を見れば、例へば、運賃に就いては、四封度のパンの價格八 $\frac{1}{2}$ 片の内、約二片が運賃である。又南米よりの牛肉運賃は一封度に付き $\frac{1}{8}$ 片から一片 $\frac{1}{8}$ に騰貴したが、その結果、南米産冷凍肉の卸賣價格は一封度十片、小賣價格は一志三片乃至一志六片となり、卸賣價格に於いては約一一・三%、小賣價格においては六二・五%乃至七五%を運賃が占めてゐる。砂糖は一封度に付四 $\frac{1}{2}$ 片の小賣價格の内、約 $\frac{1}{4}$ 片が運賃である。鐵鑛石値段は一噸約十六磅であるが、運賃は二磅十七志六片から三磅五志であり、屑鐵は一噸六磅に對して運賃が約二磅五志である。なほ一九三九年八月三十日と一九四〇年一月九日との商品別卸賣價格の騰貴状態を騰貴率別に分類して示せば次の如し。

卸賣物價騰貴率

(自一九三九年八月三十日 至一九四〇年一月九日)

| | | | | |
|----------------------|---------|-------|-----------|------|
| (一) 五〇%以上騰貴せるもの | 黄 麻 | 一三八・〇 | 埃及 棉 | 六〇・六 |
| | 大 麻 | 七九・四 | コ コ ア | 五七・二 |
| | 小 麥(國産) | 七三・五 | 砂 糖(粒狀) | 五七・二 |
| | 米 棉 | 六七・六 | クレオソート | 五五・一 |
| | 砂 糖(蔗糖) | 六三・七 | 綿糸(三十二番手) | 五三・五 |
| (二) 二五%以上五〇%未満騰貴せるもの | 大 麻 | 四五・〇 | 皮 革 | 二九・三 |

| | |
|---------|------|
| 木材(國産材) | 四一・七 |
| 燃料 油 | 四〇・〇 |
| 亞麻 仁 油 | 三六・二 |
| 靛 皮 | 三五・〇 |
| ゴ ム | 三〇・〇 |

| | |
|----------|------|
| 綿 布 | 二七・八 |
| コ ー ヒ ー | 二七・七 |
| ココナツツ油 | 二五・八 |
| ベーコン(國産) | 二五・〇 |
| 羊 毛(國産) | 二五・〇 |

(三) 二五%未満騰貴せるもの

| | |
|---------------|------|
| チーズ(加奈陀産) | 二四・八 |
| 牛 脂 | 二一・五 |
| 羊毛トップ(メリノ) | 一七・六 |
| 馬 鈴 薯 | 一五・九 |
| バター(和蘭産) | 一四・二 |
| 石炭(ダラム瓦斯用) | 一四・二 |
| 石炭(ヨークシャー家庭用) | 一三・一 |
| セ メ ン ト | 九・八 |

| | |
|-----------|-----|
| 硫 安 | 九・八 |
| 銑 鐵 | 九・一 |
| 錫 | 八・八 |
| 羊肉(新西蘭産) | 七・一 |
| 鋼 條 | 六・八 |
| 錫 板 | 六・二 |
| 牛肉(亞爾然丁産) | 五・三 |

(註) Economist, February 20, 1940

最後に類別の卸賣物價の動向に就いて見るに、次掲表(商務院指數より算出)の如く、開戦直前の一九三九年八月と一九四三年五月とを比較すれば、食料品及び煙草の七九・四%に對して工業原料品及び製造品は六〇・〇%しか騰貴してゐない。更に工業製品の内譯を見るに、基礎原料品の八三・七%に對して中間製品六四・三%、完成品四・二%と生産段階の低いものほど騰貴率が高くなつてゐる。尤も基礎原料品は開戦後四ヶ月間の騰貴が極めて急激であり、其後は騰貴率が著しく低下してゐるのに對して中間製品及び完成品共に第二年月即ち一九四〇年の騰貴率の方が開戦後四ヶ月

月間の騰貴率よりも高くなつてゐる。又完成品と基礎原料品及び中間製品との騰貴率の開きは年と共に漸次縮小し、戦争第四年目即ち一九四二年には完成品の騰貴率が最も大となつてゐる。

類別卸賣物價騰貴率

| 類別 | 工業製品(燃料を除く) | | | |
|-------------------|-------------|------------|-------|----------|
| | 煙食糧及び草 | 工業原料品及び製造品 | 基礎原料品 | 中間製品 完成品 |
| 一九三九年 八月—十二月 | 三〇・六 | 二二・六 | 四二・九 | 二〇・二 |
| 一九三九年十二月—一九四〇年十二月 | 二二・四 | 二一・〇 | 一七・二 | 二八・六 |
| 一九四〇年十二月—一九四一年十二月 | 一五・九 | 一四・八 | 七・八 | 四・四 |
| 一九四一年十二月—一九四二年十二月 | 二・六 | 〇・二 | 〇・四 | 一・三 |
| 一九四二年十二月—一九四三年 五月 | 四・二 | 二・一 | 一・四 | 〇・六 |
| 一九三九年 八月—一九四三年 五月 | 七九・四 | 六〇・〇 | 八三・七 | 六四・三 |
| | | | | 四二・〇 |

(註) 工業原料品及び製造品は一九四三年五月の指數不明の爲め一九四三年四月の指數により算出
Economist, February 17, 1940

第二項 生計費

生計費の動向を勞働省生計費指數に就いて見るに、次に掲ぐる如く、開戦後急騰した生計費は(一九三九年八月より十二月迄の騰貴率一〇・九%)、其後騰勢は鈍化したとは云へ、なほ漸騰傾向を辿つた。即ちその騰貴率は一九四〇年上半期四・〇%、下半期四・二%、一九四一年上半期二・〇%となつてゐる。然るに一九四一年五月頃よりは騰勢は全く阻止されたのみでなく、一九四三年に入つては寧ろ低落傾向をさへ現はしてゐる。尙注意すべきは開戦後の消費

税の増徴及び仕入税の新設が生計費上昇を齎してゐることである。例へば、一九三九年九月と一九四三年一月との間の四四ポイントの値上りの内、四ポイントは砂糖、煙草等に對する消費税の増徴、三乃至三・二五ポイントは仕入税の新設に因るものである。

勞働省生計費指數 (一九一四年七月=一〇〇)

| 月 | 一九三九年 | 一九四〇年 | 一九四一年 | 一九四二年 | 一九四三年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一月 | 一五五 | 一七四 | 一九六 | 二〇〇 | 一九九 |
| 二月 | 一五五 | 一七二 | 一九七 | 二〇〇 | 一九九 |
| 三月 | 一五三 | 一七九 | 一九七 | 二〇〇 | 一九九 |
| 四月 | 一五三 | 一七八 | 一九八 | 一九九 | 一九八 |
| 五月 | 一五三 | 一八〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 一九九 |
| 六月 | 一五三 | 一八一 | 二〇〇 | 一九九 | 二〇〇 |
| 七月 | 一五六 | 一八七 | 一九九 | 二〇〇 | 一九九 |
| 八月 | 一五五 | 一八五 | 一九九 | 二〇〇 | 一九八 |
| 九月 | 一五五 | 一八七 | 一九九 | 二〇〇 | 一九九 |
| 十月 | 一六五 | 一八九 | 一九九 | 二〇〇 | 一九九 |
| 十一月 | 一六九 | 一九二 | 一九九 | 二〇〇 | 一九九 |
| 十二月 | 一七三 | 一九五 | 二〇〇 | 二〇〇 | 一九九 |

勿論、「エコノミスト」誌の指摘する如く(註二)、種々の消費統制による家計支出の内容の變化の爲め、生計費の動向が一般消費者の家計内容を直截に表現し得なくなつてはゐるが、少くともこの指數の示すところに依れば、物價安定